

重要文化財旧弘前偕行社 保存活用計画策定報告書

改訂版



平成27年(2015)11月

学校法人 弘前厚生学院

例 言

1. 本書は、平成23年度に学校法人弘前厚生学院が協同組合弘前文化財建築研究所に委託して策定した保存活用計画の改訂版である。
2. 保存活用計画の策定に当って実施した現地調査および本書の編集・執筆は、協同組合弘前文化財建築研究所の澤口正光が担当し、窪寺茂（建築装飾技術史研究所、弘前文化財建築研究所賛助会員）が協力した。

3. 現地調査の実施に当たり、横浜国立大学理工学部・大野敏准教授、および公益財団法人文化財建造物保存技術協会の武藤正幸氏、松本優氏、足立圭氏にご指導、ご助言、ご協力をいただいた。

また、保存活用計画の策定等に当たり、文化庁文化財部参事官（建造物担当）付・西山和宏文化財調査官、青森県教育委員会文化財保護課および弘前市教育委員会文化財課の方々にご指導、ご教示をいただいた他、改訂にあたり保存修理工事を実施中の公益財団法人文化財建造物保存技術協会旧弘前偕行社設計監理事務所からは、建物の状況をお知らせいただいた。さらに、旧弘前偕行社の近年における修理等の内容についての聞き取り調査では、(株)堀江組の方々にご協力をいただきました。

上記ほか、本業務を行う中で多くの方々にお世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画の作成	1
(1) 作成年月日	1
(2) 作成者	1
2. 文化財の名称等	1
(1) 重要文化財（建造物）の名称	1
(2) 重要文化財（建造物）の構造及び形式	1
(3) 所有者の氏名及び住所	1
3. 文化財の概要	1
(1) 文化財の構成	1
(2) 文化財の概要	1
(3) 文化財の価値	8
4. 文化財保護の経緯	10
(1) 保存事業履歴	10
(2) 活用履歴	10
5. 保護の現状と課題	10
(1) 保存の現状と課題	10
(2) 活用の現状と課題	10
6. 計画の概要	11
(1) 計画区域	11
(2) 計画の目的	11
(3) 基本方針	11
(4) 計画の概要	11

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状	12
(1) 保存状況	12
(2) 管理状況	17
2. 保護の方針	17
(1) はじめに	17
(2) 部分の設定と保護の方針	19
(3) 部位の設定と保護の方針	19
3. 管理計画	27
(1) 管理の体制	27
(2) 管理方法	27
4. 修理計画	28
(1) 当面必要な維持修理の措置	28
(2) 早期保存修理計画	28
(3) 中・長期保存修理計画	28

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題	30
2. 環境保全の基本方針	30
3. 区域の区分と保全方針	30
(1) 区域の設定	30
(2) 各区域の保全方針	32
4. 建造物の区分と保護の方針	33
(1) 建造物の区分	33
(2) 建造物保護の方針	33
5. 防災上の課題と対策	33
(1) 防災上の課題	33
(2) 周辺樹木の管理	33

第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策	35
(1) 防火対策	35
(2) 防火管理計画	35
(3) 防犯計画	37
(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画	37
2. 耐震対策	37
(1) 耐震診断	37
3. 耐風対策	38
(1) 被害の想定	38
(2) 今後の対処方針	38
4. その他の災害対策	38
(1) 予想される災害	38
(2) 今後の対処方針	38

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針	40
2. 公開計画	40
(1) 建造物の公開	40
3. 活用基本計画	40
(1) 計画条件の整理	40
(2) 建築計画	41
(3) 外構及び周辺整備計画	42
(4) 管理・運営計画	42
4. 実施に向けての課題	42

第6章 保護に係る諸手続

1. 文化財（建造物）の現状を変更する行為	47
(1) 文化庁長官の許可を要する行為	47
(2) 青森県教育委員会の許可を要する行為	47
(3) 許可を要しない行為	47

2. 文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為	48
(1) 文化庁長官の許可を要する行為	48
(2) 青森県教育委員会の許可を要する行為	48
(3) 許可を要しない行為	49
3. その他の手続き	49
(1) 修理の届出等	49
(2) 滅失・き損の届出等	49
(3) 防災施設の機能低下または機能不能に関する届出書	49
4. 保存活用計画に係る手続き	49
(1) 計画の提出	49
(2) 計画の変更	50
附 1) 建造物の保存に係る部位の設定（写真資料）	51
2) 弘前厚生学院消防計画書	67
3) 保存修理工事着工前図面	77

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

(1) 作成年月日 平成27年(2015)11月30日

(2) 作成者 学校法人 弘前厚生学院

2. 文化財の名称等(重要文化財指定書による)

(1) 重要文化財(建造物)の名称

ア 名称及び員数 旧弘前偕行社 1棟

イ 指定年月日 平成13年(2001)6月15日

(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式

木造、建築面積 950.7㎡、棧瓦葺及び鉄板葺、正面玄関ポーチ付

附・棟札 1枚

明治40年11月

・門柱及び煉瓦塀

東塀 折曲り延長 20.6m

西塀 折曲り延長 20.0m

(3) 所有者の氏名及び住所

ア 所有者 学校法人 弘前厚生学院

イ 所有者の住所 弘前市大字御幸町8番地10

ウ その他 文化財保護法に規定される管理責任者、管理団体は設定なし

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

ア 文化財を構成する物件

国指定重要文化財

・旧弘前偕行社

・附 門柱及び煉瓦塀

イ 一体となって価値を形成する物件

弘前市保存緑地

・遑止園

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

青森県弘前市の市街地に所在する旧弘前偕行社(以下、「旧偕行社」と表記する)は、JR奥羽本線弘前駅から南西1kmあまりの位置にあり、北側は県道109号に面する。旧偕行社は学校法人弘前厚生学院の敷地の一画にあり、建物の東側に同学院校舎と他法人が経営するみどり保育園の園舎が隣接して建っていた。弘前厚生学院の西側は独立行政法人国立病院機構弘前病院と同病院附属看護学校が隣接し、同病院西側を南北に走る県道127号沿いには国立大学法人弘前大学が所在する。弘前厚生学院の南から東ならびに北にかけては住宅街が広がり、東は、道路を隔てて弘前市指定有形文化財・藤田家住宅が所在する。同住宅は太宰治の高校時代の下宿先として知られている。

なお、弘前厚生学院の敷地は弘前藩九代藩主寧親の別荘跡地で、同所「遑止園」(注1)は平成

3年に弘前市保存緑地第1号となっている。旧偕行社は正面を北に向け、前庭を大きくとり建っており、背面の南側は芝庭などが広がる。

交通は、JR奥羽本線弘前駅からバスで「富田三丁目」または「弘前大学前」で下車し、徒歩6分ほどである。

(注1) 明治41年(1908)皇太子嘉仁親王(大正天皇)が旧偕行社に二泊された際、この庭園を「遑止園」と命名し記念植樹をされた。大正4年(1915)には大正天皇の行幸の際、行在所となった。



写真1 県道109号から旧偕行社正門を見る



写真2 左：弘前厚生学院校舎 右：旧偕行社北面



写真3 旧偕行社南面



写真4 旧偕行社東面

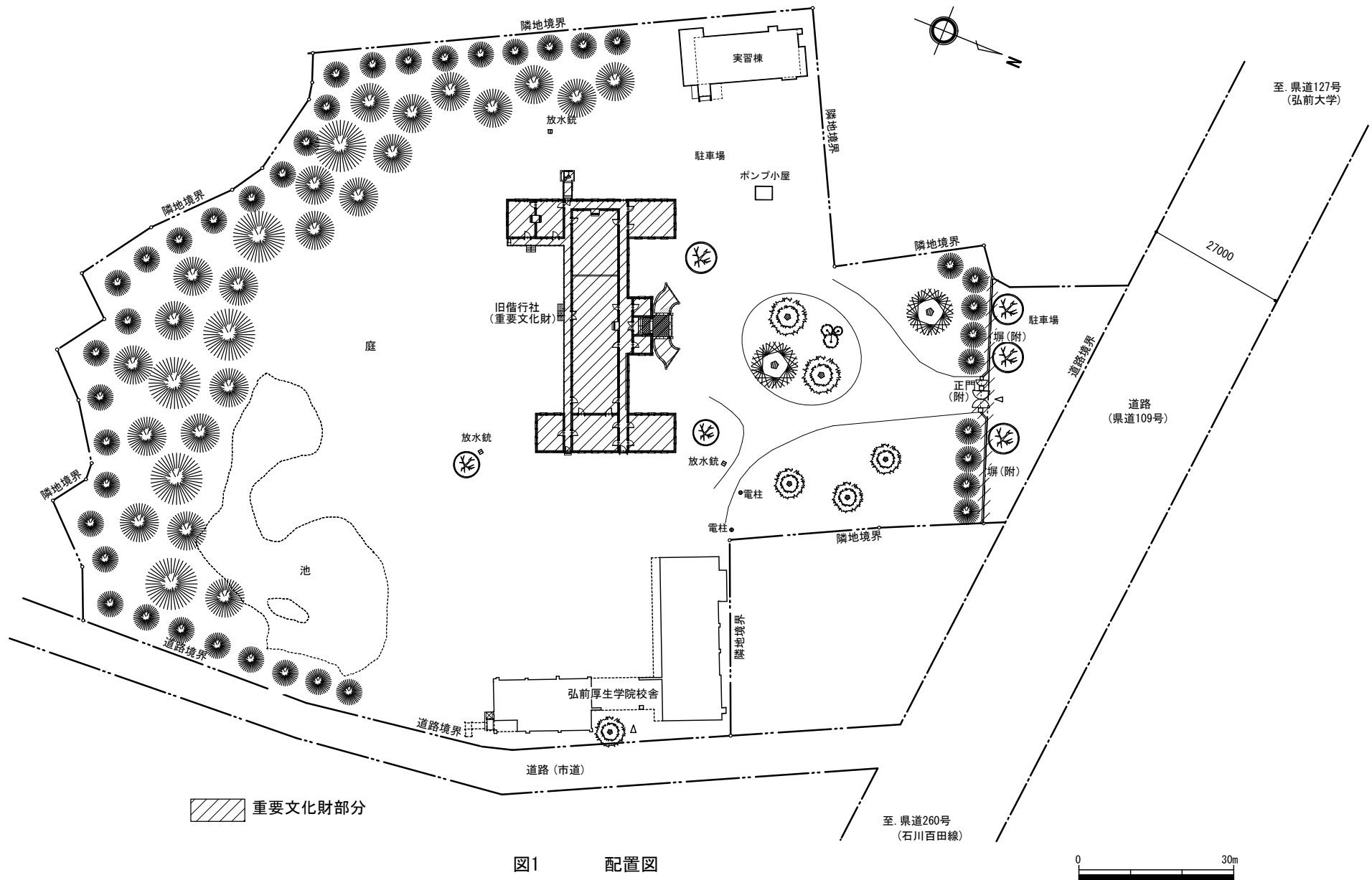
イ 創立沿革

旧偕行社は旧陸軍第八師団の親睦・厚生組織の施設であり、同師団は明治31年(1898)10月1日に創設され弘前市街近郊の富田に駐屯し、司令部は弘前大学構内に所在していた。明治37年に「偕行社」の新築計画が持ち上がる。設計は陸軍技手の櫛部宇一、工事請負は堀江佐吉、棟梁は佐吉の長男彦三郎で、棟札から明治40年6月起工、同年11月に竣工していることがわかる。

建物は師団将校の交流施設や物販・厚生施設として使用され、大正4年(1915)10月の大正天皇行幸の際には行在所となっている。第二次大戦後の偕行社解散に伴い、昭和20年(1945)9月、弘前女子厚生学院(現弘前厚生学院)が校舎や保育舎などに使用しており、昭和24年に敷地ならびに建物は大蔵省から同学院に払い下げられ、以降、同学院の所有になる。昭和55年に屋根の全面葺き替えと内外の部分修理が行われるが、建設当時の状態がよく保存され、平成12年(2000)4月19日付けで青森県指定文化財に、翌13年6月15日付けで重要文化財に指定された。

ウ 施設の性格

前記したように、旧偕行社は旧陸軍第八師団の親睦・厚生施設として使用された後、弘前女子厚生学院の施設として使用され、昭和55年の修理を機に、建物は「弘前厚生学院記念館」として位置づけられ、講堂・教室として使用されるとともに、平成20年4月から建物の一部は「みどり保育園(財団法人鳴海研究所清明会)」の保育室として平成24年3月まで使用されていた。



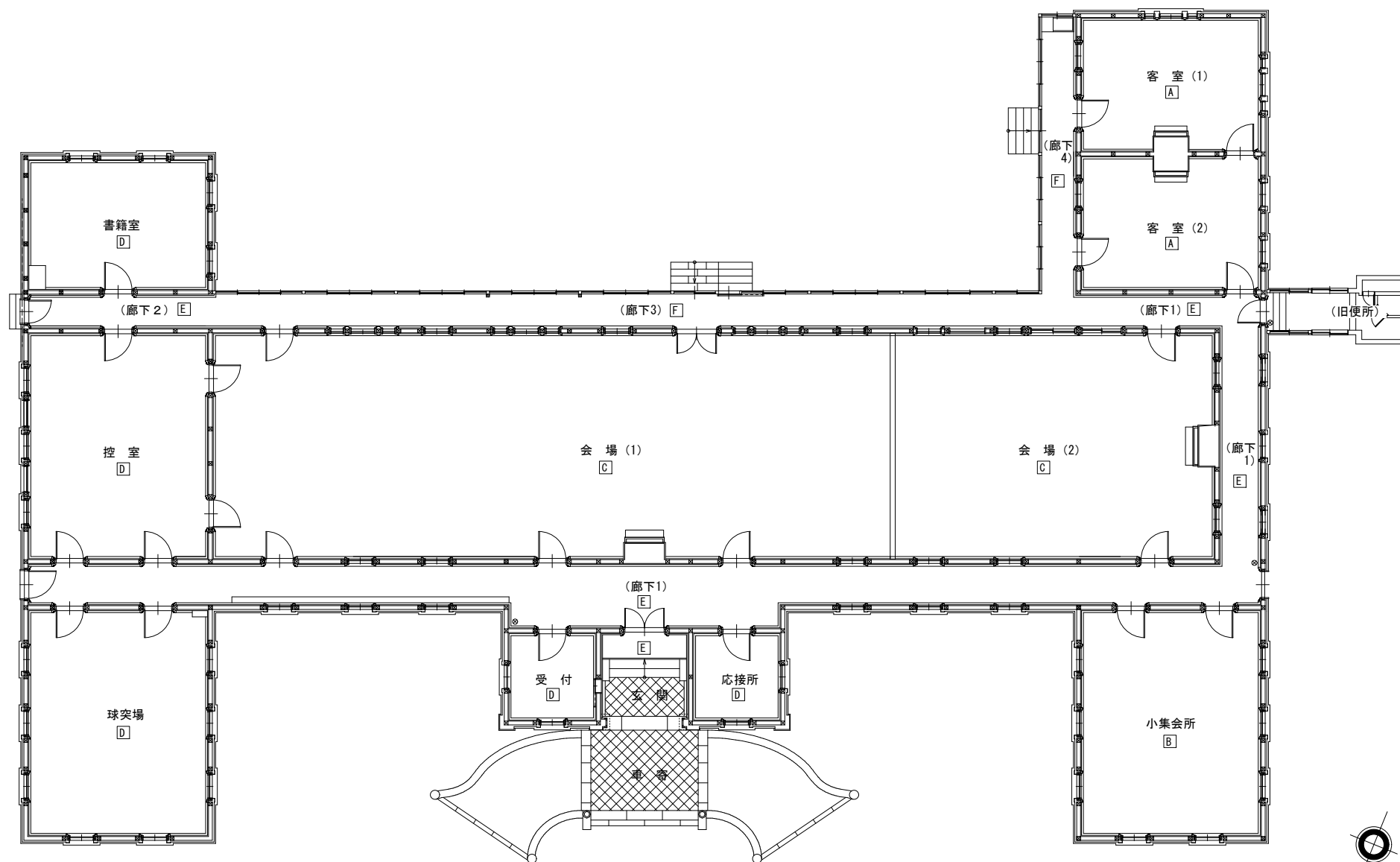


図2 平面図及び部屋名称

- ・ 室名は指定時のもの
- ・ () 内は便宜上付けたもの
- ・ □ 内は各室ごとのランクを示す

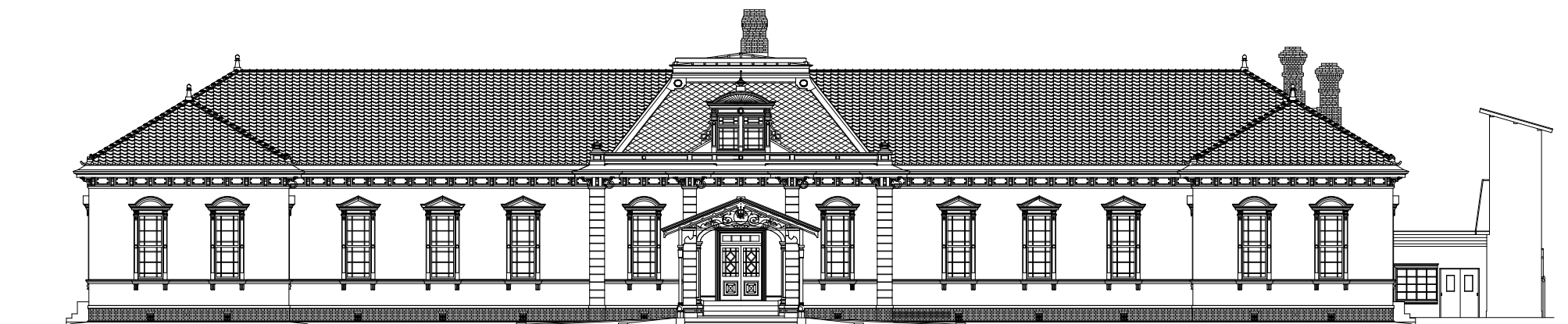


图3 北側立面图

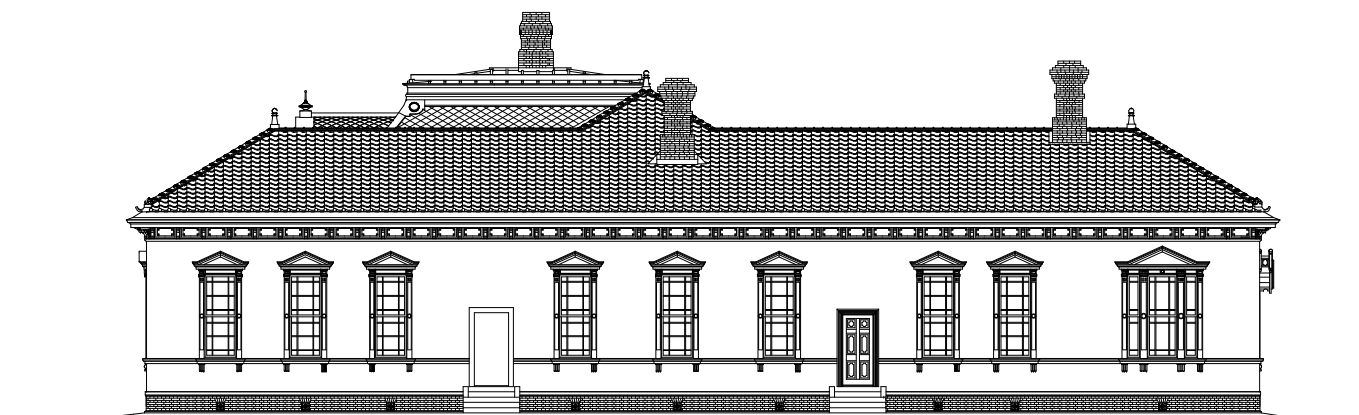


图4 西側立面图



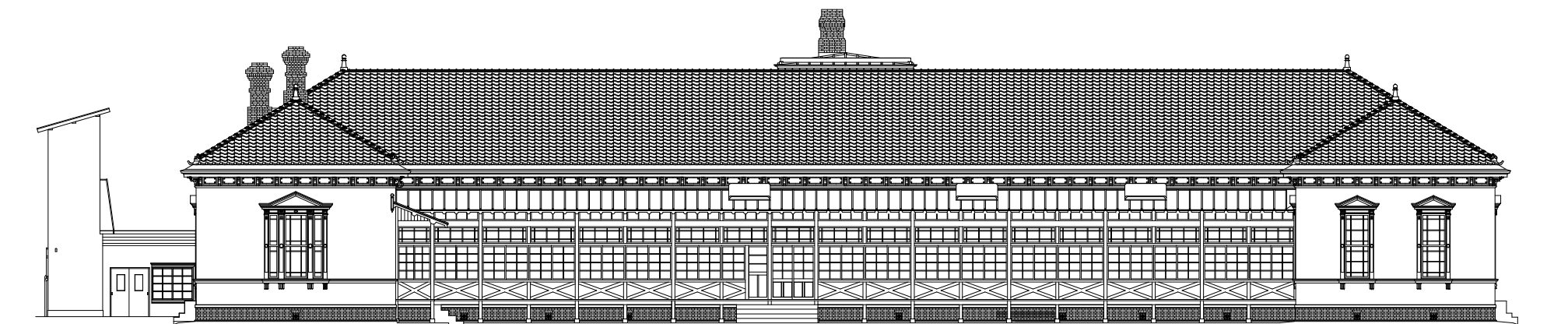


图5 南侧立面图

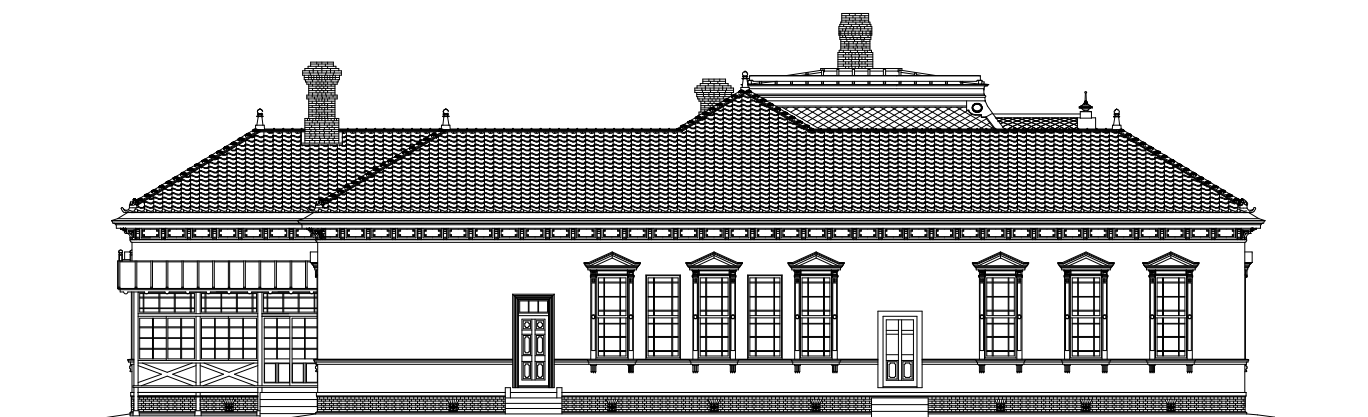


图6 东侧立面图



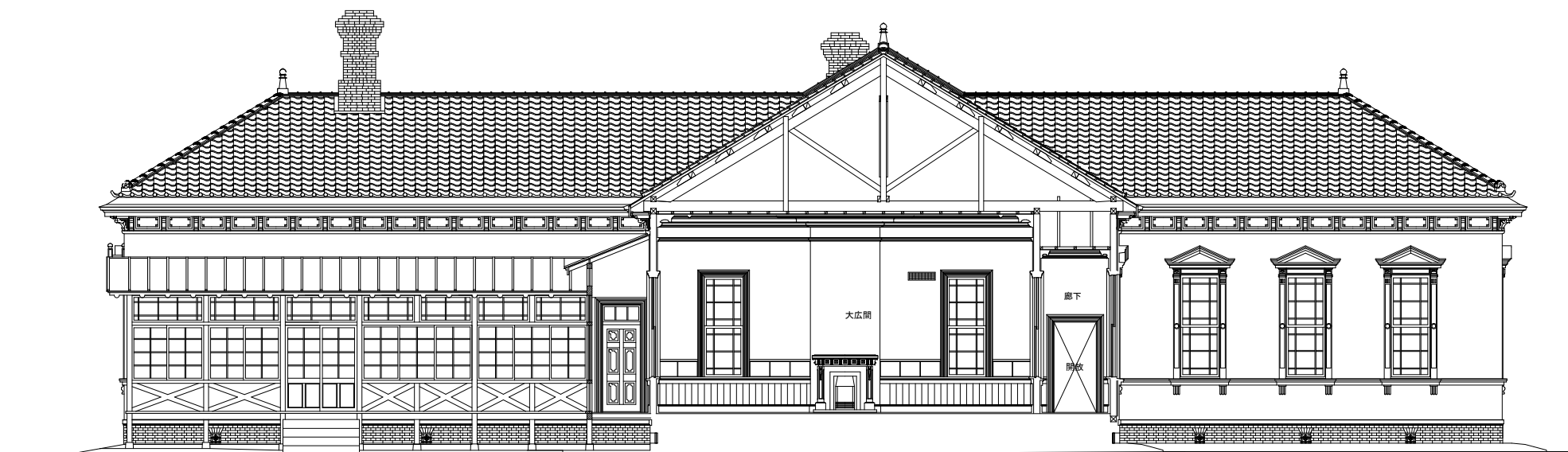


图7 断面图

エ 主な改造時期とその内容

【旧偕行社】

① 昭和24年

- ・昭和24年に西側便所を増設している。

② 昭和55年

- ・屋根の棧瓦とトタンの全面葺き替えをしている。棧瓦は仕様が変わっているが、当初材と思われる棧瓦の一部は南面廊下の床下に保管されている。
- ・西側2基の屋根上方の煙突部補修（煉瓦の積み直しを含む）しており、目地をセメントモルタルで補修している。
- ・外壁モルタル、窓廻り、内部漆喰壁の部分修理のほか、各室・玄関等の床改修などを行っている。外壁については、当初の赤土素焼きタイル砂漆喰塗を木摺下地モルタル塗に変更している。

③ 平成21年8月

- ・玄関正面アーチ廻りを仮設的に改装している。

④ その他（時期不詳のもの）

- ・各面の屋根窓ならびにマンサード屋根の飾金物などを撤去している。
- ・昭和20年代後半に、大広間の東端にステージを設置している。
- ・大広間南面西寄りの内法高が低い窓は後世の改造の可能性が高く、同所は元壁体であったと思われる、この改造は古写真から判断すると、遅くとも昭和40年代に行われていると考えられる。
- ・各室に暖房設備等を設備するに当たり、各室ならびに廊下に露出ダクト配管を行うとともに、南側廊下の庇高さを高め、旧規高さより上を採光用のガラス欄間としている。また、南側廊下から芝庭に降りる当初1間幅の出入口（引き違い戸形式）を西に半間広め（片引き戸形式）、外部の石段も半間分西に拡張している。
- ・南西突出部の東側廊下の南端部に水道・流し設備を設けている。また、北面廊下の東端部が改修されている。
- ・北面廊下など、一部の照明器具が取り替えられており、コンセントなどの電気設備が改修されている。

【門柱・塀】（改造時期不詳）

- ・門扉を改修のため取り替え、形式・形態を変えるとともに、西側門柱の西脇に新たに門柱を建て、この間を通用口としている。
- ・煉瓦塀上部の旧規の鋼製柵を撤去し、現在の金網柵としている。
- ・東西煉瓦塀の笠石背面側にはほぼ等間隔に径8cm内外の穴が穿たれており、現在これをモルタルで塞いでいる。かつて何らかの部材が取り付けいていた痕跡と思われる。

（3）文化財の価値

弘前藩九代藩主寧親の別荘跡地に建つ旧偕行社は、南北に長い敷地のほぼ中央に北面して建ち、北面玄関ポーチ（車寄）の前方には、後世の植栽により整備されたロータリーを介して、敷地入口に門柱を構え、同所から東西に低い煉瓦塀を延ばす。南背面には、広い芝生と池のある園庭が続き、建物と一体となって残っている。

建物は木造平屋建てで、東西に長い主体部の左右両端を前後に突出させ、正面中央部に玄関ポーチを構え、西側面には便所や倉庫などが張り出している。基礎は煉瓦造の布基礎、小屋組はキングポストトラス、屋根は各棟とも寄棟造棧瓦葺で、正面中央部に鉄板葺のマンサード屋根をのせる。軒廻りは軒蛇腹を持ち送りで受け、主体部の南面と西側の南突出東面には差し掛け下屋を付ける。

平面は北面中央に玄関、その西側が応接所、東側が受付で、この南側には広い会場を配し、その東端が控室になり、これらの北・西・南の三面に廊下が廻る。西側の北突出部が小集会所、南突出部が

二つの客室、東側の北突出部が「球突場」、南突出部が「書籍室」で、こうした内部の構成は当初からの変更はない。会場の北面と西面の中央、さらに南西の各室に暖炉を設け、煉瓦造の煙突を立ち上げる。

会場(1)・(2)、客室(1)・(2)及び書籍室の南面には、「遑止園」の庭があり、各室からの眺めは貴重なものとなっている。

外観意匠は、ルネサンス様式を基調とし、正面中央上部の屋根窓、軒廻りの持ち送りやバースボード、軒廻りの飾枠や上部に付けた楕形または三角ペディメントなど、豊かな装飾細部を備える。玄関廻りはポーチに鋳鉄柱を用い、玄関上部にスクロール飾りを付けたゲートルを立ち上げる。また、内部では漆喰天井の中心飾り、各室の暖炉など、洗練された意匠を配している。

旧偕行社は、簡明な平屋建の大規模な洋風建築で、要所に配された華やかな細部意匠には見るべきところがあり、建築当時の様態の保存性も良い。東北地方に現存する数少ない陸軍師団関係施設の代表的遺構であるだけでなく、陸軍省営繕組織による建築意匠の展開を示すものとして貴重である。



写真5 正門



写真6 玄関・車寄せ



写真7 「会場(1)」 東を見る



写真8 「客室(1)」 西北面を見る



写真9 「北面廊下(廊下1)」 東を見る



写真10 「南面廊下(廊下3)」 西を見る

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

昭和55年度	屋根葺替・部分修理：自費修理事業
平成14年度	基礎調査実施：自費調査事業
平成14－15年度	防災施設設置事業：国庫補助事業

(2) 活用履歴

昭和20年以降、学校施設として活用するとともに、昭和55年からは一部を一般に公開している。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

建物は過去に改造を含む修理が数回行われている。外観上の大きな改造は、各面の屋根窓ならびにマンサード屋根の飾金物などが撤去されている点がある。また、昭和55年に屋根の葺材は当時の市販瓦に取り替えられているが、平面を構成する間仕切りなどに大きな変化は見られず、建築当初の様態が比較的良好に保たれている。しかし、経年による外壁面、同所窓枠廻りや軒廻りなどに破損が認められるとともに、不陸も生じている。特に窓廻りの破損は木部の著しい腐朽に至っており、速やかな保存修理の必要な状態となっている。

また、建物の旧態がよく保存されているとはいえ、戦後は学校施設として日常的に使用され、これに伴う維持管理等のための改造が見られる。今後の保存に当たっては、文化財としての価値を見極めた上で、修理の際に建築後の歴史の積み重ねをどのように解釈するかが課題となる。すなわち、改造された個々の箇所について、復旧するか、現状のまま維持するか、あるいは活用を踏まえた改修を行うかといったように、保存修理としての方針を見極める必要があると考えられる。いずれにしても、文化財建造物としての価値を損なうことがないようにすることが肝要となる。

木構造である建物に対して、平成14年度、15年度に国庫補助事業で消火設備・自動火災報知設備等の設置を行っている。また、弘前厚生学院建物についても同様の設備が設置されているが、今後の公開・活用の内容に対応させる防災計画を立案し、防災対策の充実を図る必要がある。

(2) 活用の現状と課題

昭和55年以降（p. 4「平面図」参照）、旧偕行社の「球突場」・「控室」をみどり保育園の保育室に、「会場（１）・（２）」を卒業式会場等に使用するなど、学校施設として活用してきていた。また、「会場（１）・（２）」「客室（１）・（２）」を管理者の案内付きで一般に公開していた。さらに、特筆すべき建物の活用として、弘前城築城400年記念祭の一環として、旧偕行社を会場としたカクテルパーティー等が平成23年9月に開催され、市民の好評を博していた。建物は東北地方に現存する数少ない陸軍師団関係施設の代表的遺構であり、陸軍省営繕組織による建築意匠の展開を示すものとして文化財的、歴史的価値が高い建造物で、今後のさらなる公開等を含めた活用が期待される。

このように、旧偕行社は弘前厚生学院の学校施設としての機能と、文化財建造物としての機能を同時に持っており、この双方の機能を発揮しつつ建物の活用を図っていくこととするが、この建物の特徴の一つである建築意匠面の良さを広くアピールできるような活用の方策を考えることが肝要である。

また、弘前市内には文化財建造物をはじめとした歴史的な遺構などが多いので、その他の文化施設との連携をも図りつつ、今後の活用の促進を図りたい。

現在建物管理上の問題の一つとして、参観を目的とした入場者等の確認の困難さが挙げられる。特に隣地境界のうち西側と南側は十分な境界柵が設けられていないので、不審者等の敷地内無断侵入を防ぐことは困難な状態にある。今後の活用に当たっては防犯、防災面を十分に考慮する必要がある。なお、景観上周囲の緑と調和のとれた洋風建物となっているので、良好な遠望の確保も考慮したい。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域はp. 3「配置図」にある隣地境界・道路境界内とする。

(2) 計画の目的

旧偕行社は、九代藩主寧親の別荘跡地に建つ大規模な洋風建築で、東北地方に現存する数少ない旧陸軍師団関係施設の代表的遺構であり、陸軍省営繕組織による建築意匠の展開を示すものとして貴重である。同時に、建築後100年を越える歳月の中で、65年以上は学校施設として南側の芝生と共に活用してきている歴史がある建築でもある。また、弘前市には文化財建造物をはじめとした歴史的遺産が多く、この地への来訪者が多い。

この保存活用計画は、学校施設として今後も活用しつつ、旧陸軍師団関係施設としての優れた建築的特徴や建築以後の歴史的・文化的に貴重なものとして一般に知ってもらい活用方法を考えることにより、旧偕行社を保護・保存する意義について充実を図るものとする。

(3) 基本方針

上記(2)のことから、旧偕行社は学校施設の教場として今後も活用を図りつつ、文化財建造物としての保存活用を図ることを基本方針とする。

外部については、建物の保護・保存に支障がない限り、旧偕行社の当初の姿に回復するとともに、周囲景観の保全を図る。

内部は、学校施設としての今後の活用や、一般に対する活用・公開内容を考慮しつつ、当初の姿に復原することが文化財建造物としての価値を向上させることに繋がる箇所については、関係機関等と協議してその方向性を検討し、活用の際に必要となる整備については、文化財としての価値を損なわないことを念頭に置いて検討する。

(4) 計画の概要

本計画区域において、旧偕行社を挟む形で弘前厚生学院の学校施設が敷地東側と西側に所在する。みどり保育園は平成24年5月に解体撤去されたので、同所跡地に環境に考慮した管理棟を新築する予定である。

一方、旧偕行社の正面前庭は学校職員等の駐車場スペースとして利用されてきた。従来の敷地利用を景観保全の観点からを見直すこととし、みどり保育園施設撤去後の空地等を学校施設ならびに旧偕行社施設利用者用の駐車スペースとする。この敷地利用改善の前提として、旧偕行社の活用を適正な形態をもって下記のとおり図ることとする。

まず、旧偕行社としての歴史的景観を保全するための周囲環境の整備を図り、外観で旧状を失っている部分については、建物の保存に支障を来たすことがないように考慮しつつ、旧状を復旧することを念頭に置く。

内部に関しては、学校施設としての活用と、一般市民利用の各種催事を行うことが可能となることを考えるとともに、文化財建造物としての価値を高めることができるような修理・改修計画を策定する。なお、一般市民利用の催事の一つとして、講演会等の文化活動を考える。

このほか、旧偕行社が洋風建築であることから建物そのものの展示による往時の建築空間を体験することができるようにするとともに、建物に関連する歴史資料の展示スペース等を設けるなどして、建物の積極的な活用を図る。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

(1) 保存状況

ア 旧偕行社

【破損箇所－外部】

① 基礎

煉瓦積基礎の目地ならびに煉瓦自体に破損が認められるとともに、地衣類の付着が煉瓦等の表面に見られる。この破損の度合いは、北面が最も高く、つぎに東面、西面の順で、南面が最も状況がよい。基礎の構造的破損の要因として、寒冷期における凍結融解の作用が一番に挙げられる。

地衣類付着の促進要因として、降雨時の建物方向への雨水流入に伴う土砂の堆積などが考えられる。その結果、地面からの湿気が煉瓦積み部に上がりやすくなり、地衣類の発生に繋がっているのであろう。堆積土砂に関しては、基礎下部が土砂に埋もれている箇所が数ヶ所見られる。

東面には仮設的な渡廊下と塀が接続していたが、その結果、東面の風通しが悪くなっており、この点が東面破損促進の一要因となっているのではないと思われる。



写真 11 煉瓦積基礎目地の破損状況 玄関廻り



写真 12 外廻り地盤の状況 「小集会所」部分



写真 13 門塀東面北寄り (みどり保育園平成 24 年度解体済)



写真 14 基礎廻りの破損状況東面
(塀及び門平成 24 年度解体済)

② 軸部

破損が最も目立つのが壁面で、北面を中心に各面とも各所にクラックが生じているほか、仕上げのリシン吹き付け層や旧規の漆喰塗層などの剥落および浮離が随所に見られる。正面玄関のコーナーストーンおよび柱型は下塗層の孕みが見られる。

さらに、破損がとくに著しいのが窓廻りで、漆喰塗などの仕上げ層の剥落・浮離による窓枠木組面の露出ばかりでなく、木部の腐朽・欠損が進行して、壁体内部が露出している箇所もある。

たとえば壁面内部露出箇所は東面外壁の窓（「球突場」）がある。同所に接続する塀屋根に当

たった雨水が長期間同所廻りの壁面に当たっており、このことが著しい破損の大きな要因となっている。同様の要因による壁面の破損は北面玄関ポーチ部などにも見られる。窓については、木製サッシの押棧が腐朽している箇所があり、いずれガラスが外れて落下することが予測される。

なお、窓枠仕上げ層をモルタル等で補修した痕跡がある。これは昭和55年の修理によるものと思われるが、この修理後に再度破損している箇所が気になる。また、上記したように壁面は随所にクラックが生じているとともに、下方の壁面に地衣類の付着が見られる。したがって、現状での外観観察からは把握しにくい、壁体内部の木部が腐朽している可能性が高いことが予測される。



写真 15 外壁の破損状況 北面玄関東寄り



写真 16 東面窓廻りの破損状況 「球突場」部分
(塀及び門平成 24 年度解体済)

③ 軒廻り

軒先の木部軒蛇腹および軒裏持ち送り部材面とも、塗装の剥落・剥離・浮離がほぼ全域（玄関ポーチ部化粧屋根裏等も含む）にわたり生じており、景観を損ねているばかりではなく、すでに木部の腐朽が生じている箇所も見られる。これは長期にわたる湿気と紫外線の影響による塗装の劣化が主要因であることはほぼ間違いなく、軒先水切りの面からの納まり上の問題や屋根軒先から雨漏れなども破損の要因として挙げられる。このほか、木部腐朽等を要因とする軒先の不陸が生じている箇所がある。



写真 17 軒廻りの破損状況 南面南西入隅部



写真 18 軒廻りの破損状況 北面正面部分

④ 屋根

現状屋根は昭和55年に全面葺き替えが行われているが、棧瓦の割損・移動があり、野地が露出している箇所がある。また、屋根面の不陸が認められる（修理時に取り替えられた平葺瓦の一部は、南面廊下の床下に保管されている）。

雪止め形式の平瓦は、その形状の特質により塵埃が堆積し、同所に地衣類が繁殖している箇所があり、雨水の適切な流下を損ねている。玄関上部屋根パラペットが屋根面に密着しているため

雨水はけが取れず、玄関入口コーナーストーンにしみ出てきていることが確認される。これが同所の凍結の要因となっている。

鉄板葺部は経年によるハゼ掛け、ハゼ継ぎ箇所の弛緩等が見られ、屋根野地材の腐朽が生じていることが予測される。ちなみに、棟際等に近年におけるコーキング材による補修跡が見られる。

煉瓦積の煙突は目地の欠落・劣化が目立ち、凍害で煉瓦自体の劣化が進んでいるものがある。

⑤ 塗装

オイルペイントは各所とも劣化が著しく、層状剥離が進み、木部表面が露出している箇所が目立つ。

⑥ 外構

玄関ポーチ廻りのスロープ耳石、段石ならびに床面モルタルは凍害による破損が著しい。



写真 19 屋根の破損状況



写真 20 軒裏 水が内部に回っている状況



写真 21 南面廊下外壁塗装の破損と旧屋根瓦保存状況



写真 22 玄関車寄せ路面の破損状況

【破損箇所－内部】

① 基礎

煉瓦積基礎の外部で確認された破損に比べ、内部面の状況にはさしたる破損は認められない。この基礎上に据えられている土台は、西面に多少腐朽が見られるものの、外観上はほぼ良好さを保っている。

南面煉瓦積基礎は、間をおいて連続的に煉瓦を積み直している。判然としないが、修理に際して軸部の不同沈下修正が行われていると推察した。



写真 23 南面煉瓦積基礎の積み直し状況

② 床組

床束相互を繋ぐ根絡み貫の一部に割損が確認されたが、全体的に見て破損は少ない。しかし、床束礎石が地面に埋没気味となっている箇所がある。また、床束と礎石間に板・版木等を挿入しているところが目立ち、なかにはこの飼木が緩んでいる箇所がある。

なお、床下からの観察から、後世に床板等が取り替えられている箇所が確認された。

③ 軸部・天井

各室とも当初の様態の保存状態は良好なものの、壁面と天井の仕上げ塗面各所にクラックが認められる。その箇所は共通点がある。すなわち、壁面入隅部廻りと出入口枠、ならびに窓枠上部隅から天井に向けた方向と、天井入隅・出隅部から天井内側に向けた方向に斜めにクラックが走っている点である。このクラック幅は多少様々で、幅の大きい箇所では上塗層（漆喰塗層）の剥離が見られる。クラックが見られない壁面等の仕上げ層に浮離が生じている箇所もある。

以上の破損は地震時等による建物の揺れに起因している可能性のほか、経年によるものと解釈することもできる。

一方、廊下では北面廊下の玄関付近の壁面と天井面の仕上げ層にその浮離と剥離などが目立つ。保管されている古写真のうち、この北面廊下を撮影したものがあり、天井面の仕上げ層が著しく剥離している状況が把握される。近年に内装の化粧直しがされているが、その際、内壁、天井面の汚れ等の補修として塗装も行われたという。この北面廊下の天井を中心とした破損の要因として、寒冷地特有の融雪時における屋根からの砂によっていることが推察される。

なお、北面廊下に面する大広間の窓のガラス枠廻りのコーキングに経年によるものと思われる劣化が認められる。



写真 24 「応接所」南面壁のクラック



写真 25 「応接所」北西隅壁のクラック



写真 26 北面廊下（「廊下1」）天井廻り漆喰塗の
破損状況



写真 27 北面廊下北面壁の破損状況

④ 小屋組・小屋裏

野垂木の母屋等との取り付け部に弛緩が見られる箇所がある。昭和55年修理時の際のものと思われるが、野地板にベニヤ合板の使用が見られる。室内からは確認できないが、小屋裏からは北側玄関屋根野地板に著しい雨漏れとその痕跡、同様に北側廊下天井上の外壁下地板や貫材に雨漏れとその痕跡が見られる。

なお、小屋内の煉瓦積煙突は目地をセメントモルタルで補修した箇所がある。これは昭和55年修理時の際のものと考えられる。



写真 28 小屋組の状況 東を見る



写真 29 玄関小屋裏の雨漏り状況 北西を見る

⑤ 床面

床仕上げ材のうち旧規が現れているのは北面廊下などで、仕上げ材は30cm角のアスファルトタイル（昭和41年施工）で、現在絨毯敷きになっている「小集会場」の床仕上げ材も同様のタイルであることを確認した。このタイルは経年劣化によるものと思われる亀裂が目立つ（今回は北側廊下で確認）が、亀裂に伴う剥離は今回確認していない。なお、床面に不陸が見られる。

⑥ 塗装

内部の腰壁、出入口枠および窓枠などに施されている赤茶色のオイルペイントのうち、南面は塗装層の層状劣化、粉状劣化が進んでおり、場所によっては現状塗装を掻き落とすなどして塗り替える必要があるほどである。その他の面は箇所による劣化の程度差はあるものの、塗装としての機能を果たしている。北面廊下が典型であるが、塗装表面全体に縮みが生じている。この症状はオイルペイント特有の経年変化であり、木部へ接着力の減退は認められない。



写真 30 床タイルの破損状況 北面廊下



写真 31 オイルペイントの状況

イ 門柱および煉瓦塼

【破損箇所】

- ① 煉瓦塼の目地が劣化している箇所、煉瓦自体の凍害による破損が見られるとともに、笠石の破損箇所も見られる。
- ② 煉瓦塼裏面は全面にモルタル塗が施されているが、全面的に著しいクラックが生じ、モルタル塗の欠落箇所が目立つ。また、地衣類の付着が著しい。
- ③ 後世門扉の支持金具と煉瓦塼上部の鉄製柵に著しい発錆が見られる。



写真 32 東塼正面側



写真 33 東塼背面側

以上、目視から把握し得る破損状況を記したが、改修箇所は上記以外に、「客室（１）・（２）」の壁クロスなど、内装が改修されているのではないかとと思われる部分があるものの、建物は建築当時の様態を良く保存している。今後将来にわたり建物を維持管理しながら活用していく中で、文化財としての価値を保持するとともに、よりその価値を明確にしていくことの試み、たとえば後世に変更された部分の復旧などを検討することは、活用のための改修とともに重要である。

一方現在、構造的な欠陥が顕著ではないように見えるが、壁面に生じているクラックや窓廻りの破損、軒廻りに見られる塗装の破損などは、いずれも木部の腐朽に結びつくものであり、煉瓦造の基礎と屋根から立ち上がる煙突に見られる目地材の破損は、建物の安全性の問題と深く関わることであり看過できない。したがって、できるだけ速やかな保存修理に移行することが必要である。

（２）管理状況

所有者 学校法人 弘前厚生学院

電話番号 ０１７２－３３－２１０２

〔常駐管理人 弘前厚生学院記念館 館長〕
〔電話番号 ０１７２－３３－０５８８〕

今まで旧偕行社は「弘前厚生学院記念館」として一般に公開していた。開館時間は９時から１６時（休館日は土曜・日曜・祭日）で、これに合わせて同記念館館長が玄関東側の「受付」を執務室として、来訪者の受付事務や日常的な建物維持管理上の諸業務に当たっており、夜間の警備は青森総合警備保障株式会社弘前支社に委託（機械警備）している。現在は工事中により休館としている。

２．保護の方針

（１）はじめに

一般に文化財建造物の保護においては、建築当初をはじめとする在来の仕様・材料・工法など、その建物が有する文化財としての価値を保存することを、保存修理時における修理方針の原則としている。一方、建物によって使用目的等の事由により在来の仕様等を変更する必要性に迫られることがあるが、その際には文化財建造物としての価値を損なわないような配慮が肝要となる。

そこで、保護の方針の策定に当たり、文化庁の『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』（平成11年3月、以下『指針』と表記する）に準拠し、以下のように当該建造物を〈部分〉と〈部位〉に区分し、それら〈部分〉と〈部位〉について、それぞれ保護の方針を定めることとする。

まず、『指針』によると、〈部分〉とは、文化財（建造物）の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を指しており、部分の区分を以下のとおり、保存・保全・その他の3つの部分に分け、各々について保護の方針を定めるとしている。

ア 保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後記する部位の基準1または2に該当する部位より構成される部分。

- ① 構造上とくに問題を有する場合を除き、壁・柱・床・梁・屋根等の主要構造部および通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。
- ② 内部において保全部分またはその他部分とすることができるのは、改造により文化財としての原状が失われている部分、厳密な保存を必要とせず、かつ全体としての価値を損なわない部分、管理・活用および補強等のために改変が許される部分に限る。

イ 保全部分

維持および保全することが要求される部分で、主として部位の基準3または4に該当する部位により構成される部分。

ウ その他の部分

活用または安全性の向上のために改変が許される部分で、主として部位の基準4または5に該当する部位により構成される部分。

つぎに〈部位〉とは、各部分について、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓および窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。この部位の区分は下記の基準1～5に設定し、各々について保護の方針を定めるとある。

基準1：材料自体の保存を行う部位

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

基準3：主たる形状および色彩を保存する部位

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

基準5：所有者の自由裁量に委ねられる部位

なお、部位の設定に当たって、下記とおり5つの留意点が挙げられている。

- ① 保存部分にあっては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要となる部位・特殊な材料または仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とし、定期的に材料の取り替えを必要とされる部位については基準2、活用または補強等のために変更が必要な部位に限り基準3とする。
- ② 保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とし、活用または補強のためとくに変更が必要な部位についても基準4とする。なお、とくに保存が必要な部位が存在する場合は基準1または基準2とする。
- ③ その他の部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。とくに保存が必要な部位が存在する場合は、基準1または基準2とする。
- ④ 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- ⑤ 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を（ ）で記す。

次頁の表は以上を整理したものであり、附指定の物件等もこれに準拠することとする。

部分 部位	保存部分 文化財としての価値を特に 有する部分	保全部分 文化財としての価値を減じないよう維持 及び保全することが必要とされる部分	その他の部分 文化財としての価値が低い、 又は失われている部分
保存部位 文化財としての価値を特に 有する部位	＜基準 1＞ 材料自体を保存していくもの 主要構造部材、建具、石、照明器具、 シャンデリア、天井中心飾等	＜基準 1＞ (該当なし)	＜基準 1＞ 主要構造材、建具等
	＜基準 2＞ 定期的に材料の 更新が必要なもの 漆喰塗、屋根棧瓦材、等	＜基準 2＞ (該当なし)	＜基準 2＞ (該当なし)
保全部位 文化財と一体化し て意匠的な価値を 有する部位	＜基準 3＞ 文化財の雰囲気を考慮して 整備されたもの (該当なし)	＜基準 3＞ (該当なし)	＜基準 3＞ (該当なし)
その他の部位 文化財としての価値が 低い部位	＜基準 4＞ 意匠上の配慮を必要とするもの 照明器具、木組ステージ等	＜基準 4＞ (該当なし)	＜基準 4＞ タイル、照明器具等
	＜基準 5＞ 所有者の自由裁量に ゆだねられるもの (該当なし)	＜基準 5＞ (該当なし)	＜基準 5＞ (該当なし)

(2) 部分の設定と保護の方針

旧偕行社は、後世の改修・改造が見られるものの、当初の様態をよく残し、保存状態は良好であるので、すべて〈保存部分〉と設定する。

また、附指定の門柱・塀も〈保存部分〉と設定する（下表「建造物の保存に係る部位の設定」参照）。

(3) 部位の設定と保護の方針

各部位の設定は次頁の表「建造物の保存に係る部位の設定」のように区分した。なお、各部位の設定については、保存修理時等の調査により見直しを行うこととする。

表 建造物の保存に係る部位の設定

部 分	区 分	現 状 ・ 摘 要
旧偕行社 内部		
車 寄 (保存部分)	床 面	基準 1 石敷き
	ス ロ ー プ	基準 1 土間コンクリート（基準2）及び縁石
	柱（持送り共）	基準 1 鋳鉄+OP塗（基準2）
	天 井	基準 1 木製化粧屋根裏+OP塗（基準2）
	妻 飾 り	基準 1 鋳鉄+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 4 壁付け型
玄 関 (保存部分)	床 面	基準 1 石敷き
		基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+シート敷き（仮敷き）
	階 段	基準 1 石製
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装，幅木：木製（基準1）+OP塗
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰壁+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
受 付 (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製+OP塗（基準2），カーテンレール
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 4 吊下げ型
応接所 (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2），木製カーテンレール
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 4 吊下げ型
球突場 (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット・畳敷き（仮敷き）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装，メガネ石（基準1）
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 吊下げ型，壁付け蛍光灯（基準4）
小集会所 (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装，見切縁＝木製（基準4） メガネ石（基準1及び基準4）
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製+OP塗（基準2），木製カーテンレール
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 吊下げ型，壁付け蛍光灯（基準4）
(廊下1) (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2），腰壁上部合板貼+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装

部 分	区 分	現 状 ・ 摘 要
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 吊下げ型（基準4）
	造 付 家 具	基準 4 木製下足箱+OP塗
会 場（1） （保存部分）	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地+漆喰壁+塗装，メガネ石（基準4）
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2），腰壁上合板貼+OP塗（基準2） 東面腰壁上化粧合板（基準4）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2），カーテンレール（基準4）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 シャンデリア，壁付け照明，壁付け蛍光灯（基準4）
	暖 炉	基準 1 鋳物，化粧タイル貼り，木製マントルピース+ワニス塗
	造 付 家 具	基準 4 木組ステージ
会 場（2） （保存部分）	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+カーペット敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地+漆喰壁+塗装，メガネ石（基準4）
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2），腰壁上部合板貼+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2），引違い窓=木製+OP塗（基準2） カーテンレール（基準4）
	照 明 器 具	基準 1 シャンデリア，壁付け照明，壁付け蛍光灯（基準4）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	暖 炉	基準 1 鋳物、木製マントルピース+ワニス塗
控 室 （保存部分）	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装，メガネ石（基準1）
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 吊下げ型，壁付け蛍光灯（基準4）
（廊下2） （保存部分）	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+シート敷き（仮敷き）
	壁 面	基準 2 小舞下地+漆喰壁+塗装
	腰壁、ドア枠	基準 1 木製+OP塗（基準2），腰壁上部合板貼+OP塗（基準2）
	天 井	基準 1 木製化粧屋根裏+塗装（基準2），天窗：木枠組OP塗（基準4）
	開口部建具	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 4 壁付け蛍光灯
書籍室 （保存部分）	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+塗装，メガネ石（基準1）
	腰壁、窓枠	基準 1 腰壁（基準2）=合板+OP塗、窓枠=木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 吊下げ型，壁付け蛍光灯（基準4）
（廊下3） （保存部分）	軸 部	基準 1 木製+OP塗（基準2），改造による旧桁高さより上は基準4
	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+シート敷き（仮敷き）
	壁 面	基準 2 小舞下地か+漆喰壁+塗装
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2），腰壁上部合板貼+OP塗（基準2）

部 分	区 分	現 状 ・ 摘 要
(廊下3) (保存部分)	天 井	基準 4 木製化粧屋根裏（基準1・現況は旧材利用の改造による）+OP塗（基準2） 天窓（基準4）
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2） 改造による片引き戸および上部欄間（基準4）＝木製（ガラス入り）+OP塗
	照 明 器 具	基準 1 壁付け型
(廊下4) (保存部分)	軸 部	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）
	壁 面	基準 2 小舞下地+漆喰壁+塗装
	腰壁、窓枠	基準 1 木製+OP塗（基準2）
	天 井	基準 1 木製化粧屋根裏+OP塗（基準2）
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 壁付け型
	造 付 家 具	基準 4 流し台
客 室（1） (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+フェルト・絨毯敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+クロス貼，メガネ石（基準4） 木製幅木（基準1）+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2），木製カーテンレール（塗装は基準2）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 シャンデリア
	暖 炉	基準 1 鋳物、木製マントルピース+ワニス塗（基準2）
客 室（2） (保存部分)	床 面	基準 1 板張+合板（基準2）+アスタイル（基準2）+フェルト・絨毯敷き（基準4）
	壁 面	基準 2 小舞下地ないしは素焼きタイル下地+漆喰壁+クロス貼，メガネ石（基準4） 木製幅木（基準1）+OP塗（基準2）
	天 井	基準 2 木摺下地（基準1）+漆喰塗+塗装
	開口部建具	基準 1 木製（ガラス入り共）+OP塗（基準2），木製カーテンレール（塗装は基準2）
	出入口欄間	基準 1 木製（ガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 1 シャンデリア
	暖 炉	基準 1 鋳物、木製マントルピース+ワニス塗（基準2）
旧便所 (保存部分)	床 面	基準 4 モザイクタイル貼
	壁 面	基準 1 漆喰塗+OP塗（基準2），板張+OP塗（基準2）
	腰 壁	基準 1 タイル貼
	天 井	基準 1 木製化粧屋根裏+OP塗（基準2），有孔石膏ボード（基準4）
	開口部建具	基準 1 木製（一部はガラス入り）+OP塗（基準2）
	照 明 器 具	基準 4 シーリング
	造 付 家 具	基準 4 トイレブース
旧偕行社 外部		
外 壁 (保存部分)	基 礎	基準 1 煉瓦積（換気口＝鋳鉄），見切石（土台石）
	全 般	基準 4 素焼きタイル下地（基準2）+モルタル塗+リシン吹付／当初は漆喰壁 窓飾り（基準2）＝漆喰塗+塗装，水切＝鉄板 便所・倉庫棟（その他の部分）＝モルタル塗+リシン吹付
	ドーマ側面	基準 1 下見板+OP塗（基準2）
屋 根 (保存部分)	全 般	基準 2 棧瓦葺（後補、棟飾り共），便所・倉庫棟（その他の部分）＝鉄板一文字葺（基準2）
	マンサード	基準 2 鉄板菱葺
	車寄・廊下（3，4）	基準 2 鉄板瓦棒葺

軒裏 (保存部分)	全 般	基準 1	板張+OP塗（基準2），持送り＝木製+OP塗（基準2），換気口＝有孔鉄板+OP塗（基準2） 便所・倉庫（その他の部分）＝木製（化粧裏板）+OP塗（基準2）
煙突（保存部分）	暖 炉	基準 1	煉瓦積
附門柱及び煉瓦塀			
門柱（保存部分）	門 柱	基準 1	石製，※指定外鉄扉は後補（古写真に旧の扉が写る。）
煉瓦塀 (保存部分)	基 礎	基準 1	石製
	煉 瓦 積 部	基準 1	焼成煉瓦（目地：モルタル），背面側：モルタル仕上げ（基準4），隅石
	笠 石	基準 1	石製（目地：モルタル） ※指定外の柵は後補（古写真に旧の柵が写る。）

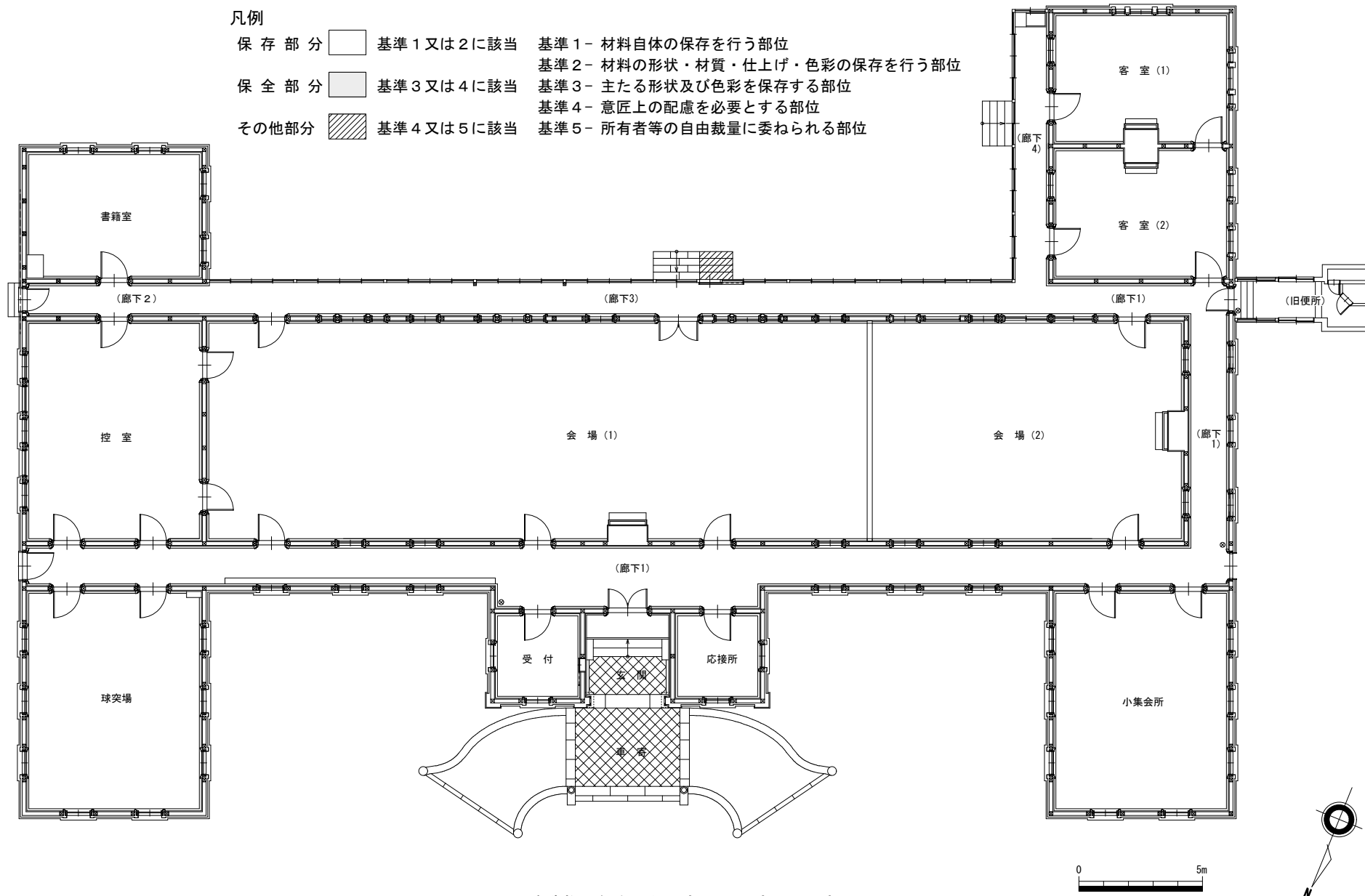




図9 北側立面図

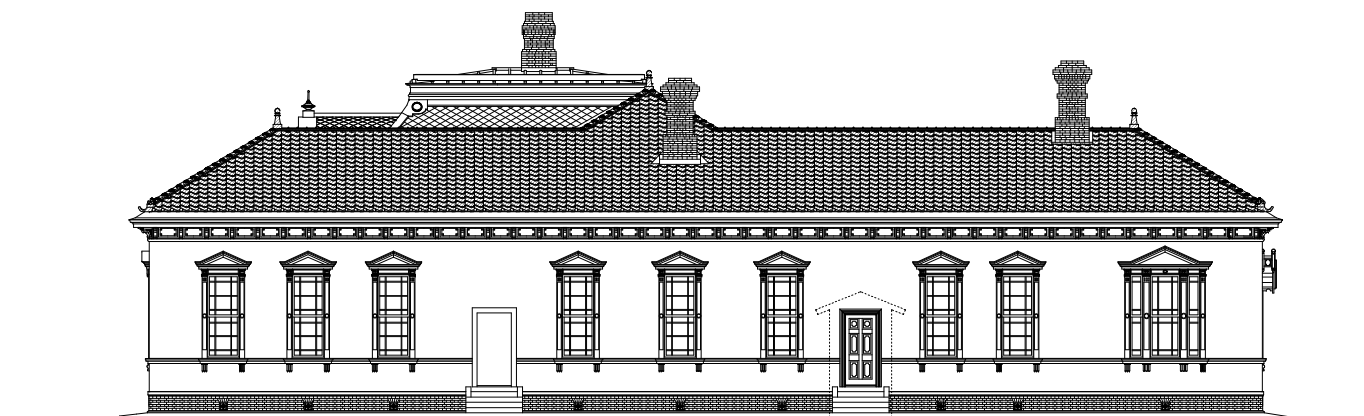


図10 西側立面図

凡例

保 存 部 分	基準 1 又は 2 に該当	基準 1 - 材料自体の保存を行う部位 基準 2 - 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
保 全 部 分	基準 3 又は 4 に該当	基準 3 - 主たる形状及び色彩を保存する部位 基準 4 - 意匠上の配慮を必要とする部位
その他部分	基準 4 又は 5 に該当	基準 5 - 所有者等の自由裁量に委ねられる部位



建造物の保存に係る部分の設定（外部）

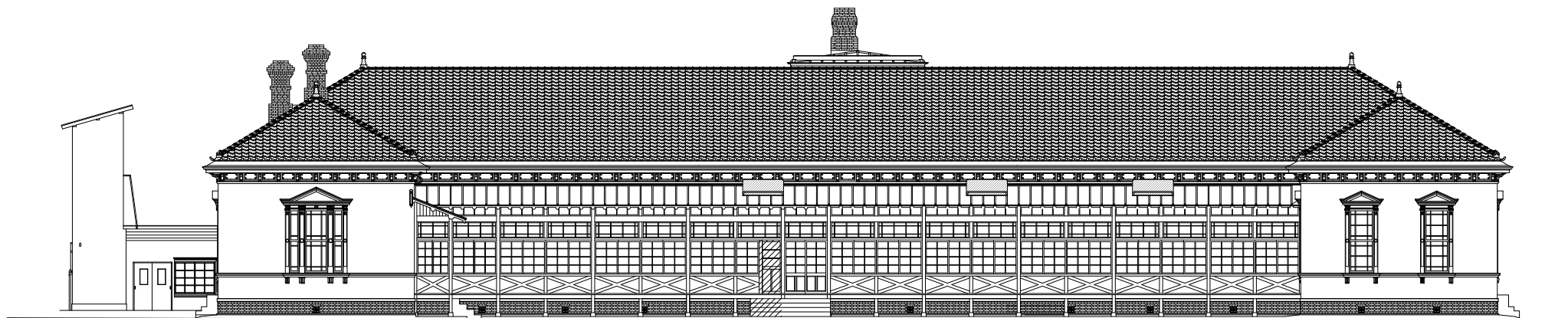


図11 南側立面図

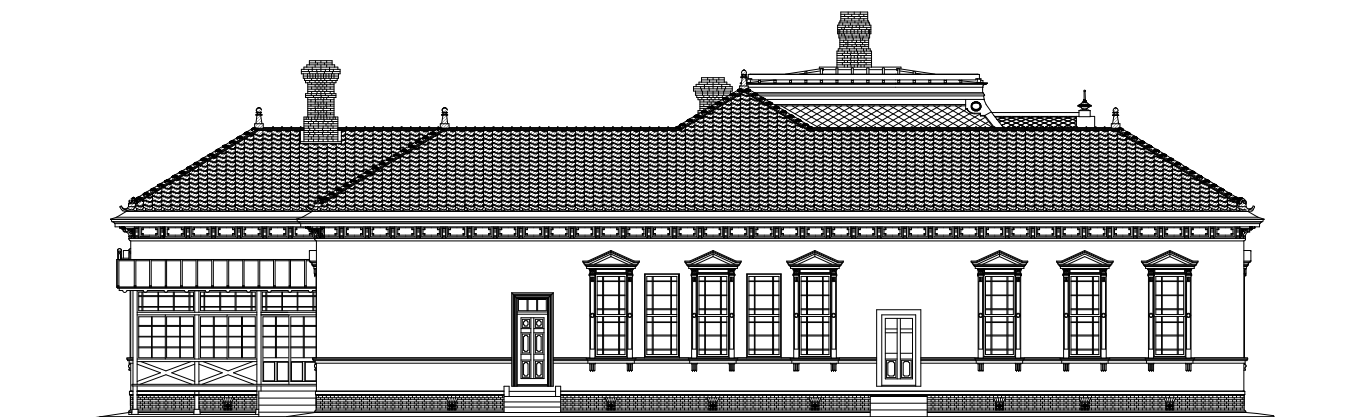


図12 東側立面図

凡例

- | | | | |
|---------|---|---------------|-------------------------------|
| 保 存 部 分 |  | 基準 1 又は 2 に該当 | 基準 1- 材料自体の保存を行う部位 |
| 保 全 部 分 |  | 基準 3 又は 4 に該当 | 基準 2- 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 |
| その他部分 |  | 基準 4 又は 5 に該当 | 基準 3- 主たる形状及び色彩を保存する部位 |
| | | | 基準 4- 意匠上の配慮を必要とする部位 |
| | | | 基準 5- 所有者等の自由裁量に委ねられる部位 |

建造物の保存に係る部分の設定（外部）



3. 管理計画

(1) 管理の体制

旧偕行社の管理者は所有者である弘前厚生学院が行っており、「弘前厚生学院記念館」について平成21年6月から館長を就任させ、一般公開時間の9時から16時の間、館長が常駐管理人として玄関東側の「受付」を執務室として、日常管理・点検等に当たっていた。夜間および休館日の警備は、警備保障会社に委託（機械警備）していた。みどり保育園撤去後は、この用地に管理棟を新築し管理体制の見直しを行う。

所有者	学校法人 弘前厚生学院
電話番号	0172-33-2102
常駐管理人氏名	弘前厚生学院記念館 館長
電話番号	0172-33-0588

(夜間および休館日)

機械警備 青森総合警備保障株式会社 弘前支店に委託

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

① 清掃・整頓に関する事項

常駐管理人が毎日の清掃・整頓を行い、常に清潔な環境を維持と環境の把握を日常的に行う。とくに落葉が生じる時季は、枯葉が建物周囲に堆積しないように放置せず、清掃に心がける。また、屋根雪止め瓦際の清掃を定期的実施する。

② 日照・通風の確保に関する事項

旧偕行社については、日照・通風を妨げる樹木等が建物の近くになく、大きな問題はないと思われるが、日常的に窓を開けて室内の風通しを良くすることを心掛ける。

東面は建物等の増築予定はあるが、日照、通風を確保するので影響は少ないものと考えられる。しかし、建物の状態を観察することにより、建物の保存に支障が生じないような日常管理を行う。仮に何らかの支障が生じることが予測されるような兆候（基礎・壁面等の湿潤状況・地衣類の発生兆候など）を把握した際には、速やかにこれを回避するための対応を取る。

建物は床下通気口が十分でない。そのため、とくに南側廊下の床下に物品等を置くことは避けて、床下通気の妨げにならないようにする。

③ 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

蟻害・虫害など、建物の腐朽を防止するために蟻道・虫食等の有無の確認に心掛け、必要の場合は防蟻・防虫の手当てを行う。基礎廻りに雨水の作用等により塵埃や枯葉などが堆積すると、建物の保存上の問題が生じやすいので、これらの部分の点検に留意する。

④ 風水雪害に関する事項

風水雪害に関しては、強雨・強風・風雪時の際は身の安全確保をしたうえで、必要な点検を行うようにする。天候の安定後は、屋根瓦・屋根鉄板・壁面・天井面・窓ガラスなどの部分を点検し、瓦等の欠損・割損や雨水の染み等の問題が生じていないかどうかの点検を行い、問題が把握された場合は、必要な対処を速やかに行う。

なお、冬期間については、雪が建物に接しないよう、除雪を行う。

⑤ その他（維持管理上の留意点）

建物の適切な維持管理を図るための要点として、上記以外に次のものなどが挙げられる。問題点が把握された場合は、速やかに補修等の手当てを行う。

- ・雨落ち廻りの清掃、壁面のクラック点検、樹木の手入れ（剪定・草刈・消毒等）
- ・床下等の通風確保、除雪、雨樋の清掃・点検、建具の開閉機能の点検、床面弛緩の有無の点検

- ・重量物の建物内持込の注意
- ・火気使用や多くの水を使用するような利活用の回避
- ・窓、ドアなどの開閉の丁寧さの徹底
- ・管理要領書の作成と備え。毎日の管理記録書作成、歴史資料等の貸出の際の記録簿作成の徹底

4. 修理計画

保存修理工事竣工後、新たに見直しが必要である。

(1) 当面必要な維持修理の措置

- ・各面の窓枠・窓台の木部露出箇所の応急修理
- ・旧偕行社および附指定煉瓦塀の基礎廻りの堆積土除去搬出と煉瓦表面のクリーニング

(2) 早期保存修理計画

旧偕行社は附指定の門柱・塀とも破損が進行しており、早期の保存修理を行う必要がある。以下に修理方針と工事の内容（概要）について記す。

ア 修理方針

屋根葺替及び部分修理・屋根の全面葺き替えを行うとともに、煉瓦積基礎の目地補修を行うほか、木部・壁・塗装・建具等の修理を行う。

イ 工事の概要

- ① 屋根工事 屋根瓦、鉄板を一端取り外して屋根野地等の補修を行い、屋根の葺き替えを行う。なお南側廊下の床下に保管されている旧規瓦は、再用が可能かどうかの検討を行う。
- ② 揚屋工事 基礎の劣化煉瓦ならびに土台等を補修するために、建物を必要高さ持ち上げ、補修後に建物を原位置に復旧する。
- ③ 木工事 木部の破損部を補修するとともに、床面の不陸を修正する。
- ④ 左官工事 内外壁体部の補修は、壁下地等を補修して実施する。
- ⑤ 塗装工事 内外の塗装を補修する。その際、建物北面など、状況が良好な塗装面は乾性油の塗布など行い表面を強化する。
- ⑥ 建具工事 窓枠、ガラス押さえなどの木部の補修、および劣化パテ部の補修を行う。
- ⑦ 雑工事 床面・壁紙等を補修する。
- ⑧ その他 造作等、必要な修理ならびに活用在即した改修を行う。また、建物の耐震診断を行い、必要な補強を講じる。
- ⑨ 修理計画・施工上の特記事項（注意点）

建物は建築当初材等の在来部材・素材（壁層・塗装層・ガラスほか、意匠的要素材等）がよく保存されており、この点が評価されている。これらを将来にわたり保存・伝承することが、建物の文化財的価値の適切な保持に繋がるので、可能な限り在来部材・素材を原位置で保存することが望ましい。このことを念頭に置き、各部位の破損状態を慎重に調査し、修理範囲と施工法を適確に判断した修理を実施すべきといえる。

たとえば、床仕上げ材であるアスファルトタイルは、同素材を確保することが困難なものである。しかし現状は各所にクラックが認められるものの剥離箇所はほとんど見られず、現状維持が可能であると判断される。同材は後世の施工によるものであるが、現状を維持する場合、これをそのままにしておく選択は適切なものとは言えず、上部に保護のためのなんらかの床素材（たとえばカーペット類）を重ねることも検討する。

建物保存上、活用上の支障が生じないのであれば、在来素材を維持する観点からの修理方針を策定することが、旧偕行社の適切な保護に繋がると思われる。

(3) 中・長期保存修理計画

前記保存修理後は、建物の部分によって必要な修理を来たすまでの期間が異なる。中・長期的な修理計画として以下のものが挙げられる。

【中期保存修理計画】

- ・外部塗装修理。とくに軒廻り、建物下半部などは、部分塗り替えも考慮する。
- ・外部漆喰壁の補修。
- ・外部軒廻り、および窓廻りの木部修理等。
- ・屋根葺き材の部分修理（維持的修理）。
- ・内部床の修理。内部活用度と連関することが予想できる。

【長期保存修理計画】

- ・中期的修理を経たのちの本格的な保存修理。この修理時期は、次回の屋根全面葺き替え時と同時に行う必要が生じるかもしれない。

以上のことなどが考えられるが、雪国に所在する建物であるので、毎年の除雪、屋根の雪下ろしの際に、建物に損傷が生じないように留意する。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

環境は、敷地のほぼ中央に旧偕行社が建ち、建物北側は前庭が広がり、北西隅に実習棟が建つ。建物西側は庭を形成し、建物からやや離れて小規模のポンプ小屋が建つ。建物南側は一面広大な芝庭となっており、この南側には隣地境界に面した雑木林・池による庭園が広がる。建物東側は駐車場が隣接し、この東側の道路に面して弘前厚生学院の校舎施設が建つ。

旧偕行社の敷地は、南側一帯に広大な庭園を有する良好な環境を保持している一方、建物北側が現在学校施設の駐車場スペースとして利用されてきている点と、西側から南側一帯の隣地境界の環境保全に問題と課題がある。特に、駐車スペースは景観上の大きな問題であり、環境保全整備上の課題となる。

なお、敷地一帯は都市計画法により第一種中高層住居専用地域（一部は第一種住居地域）となっているとともに、「遑止園」という名称で平成3年に弘前市保存緑地に指定されている。

2. 環境保全の基本方針

旧偕行社の歴史的経緯と今後の文化財建造物としての保存活用を考慮し、環境保全面から、現在残されている良好な環境を可能な限り維持しつつ、今後の建物活用が将来にわたり有効に継続可能となるような敷地全体の環境整備を計画する。

3. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の設定

旧偕行社が所在する弘前厚生学院の敷地の全域について以下の区域に区分する。

ア 保存区域：重要文化財（建造物）を含む区域で、原則として新たに建造物等を設けず、防災上必要な場合に限り土地の形質の変更が可能。

旧偕行社の外構を構成する主たる区域であり、旧偕行社北側は建物の前庭から附指定の門柱および煉瓦塀を含む範囲までとし、南側は芝庭から敷地南側境界までの大部分を含む範囲とする。この区域内では、原則として新たに建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保全区域：重要文化財を含む区域で、原則として新たに建造物等を設けず、防災上必要な場合に限り土地の形質の変更が可能。

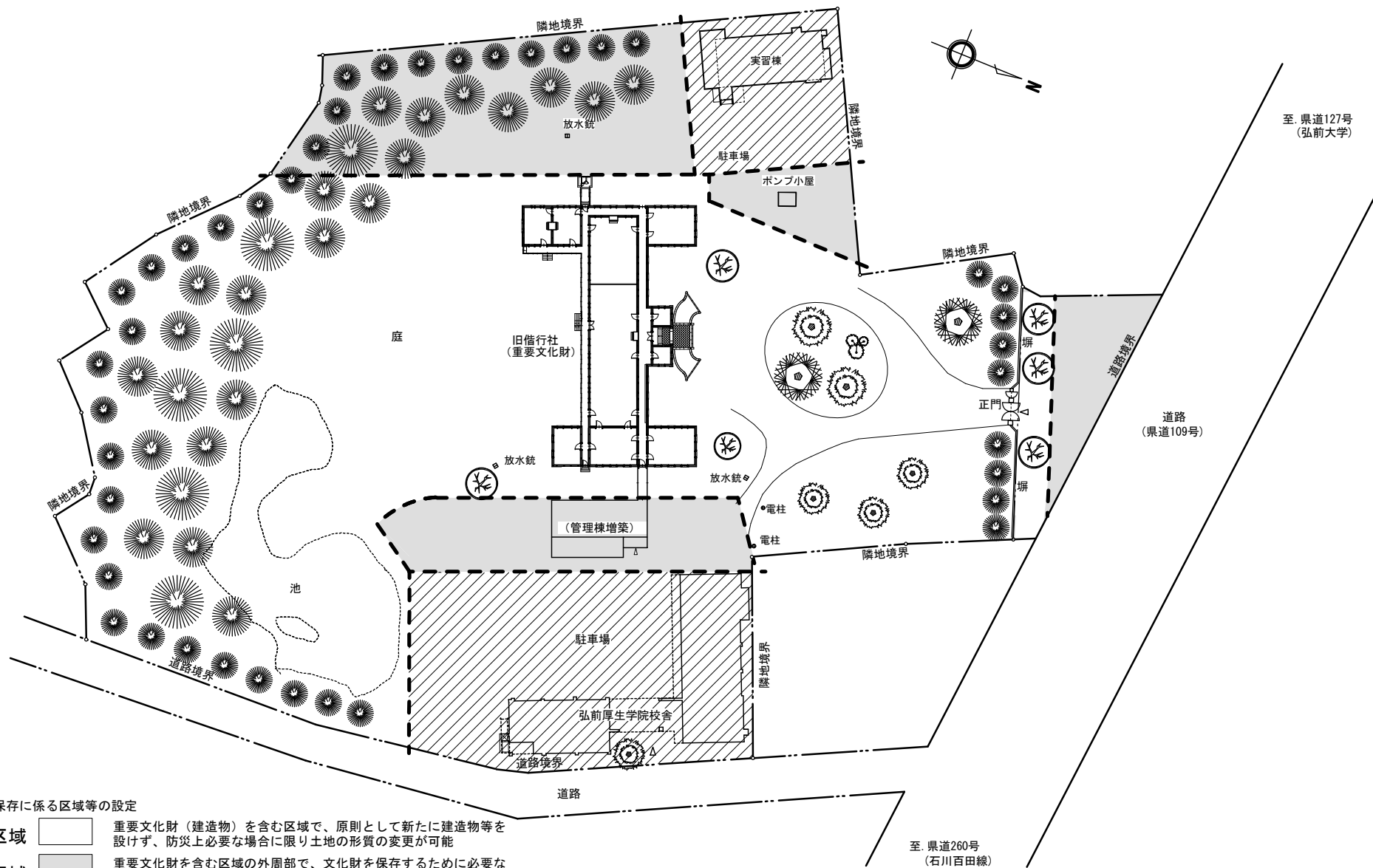
保存区域に隣接する区域で、保存区域の西側は、本計画区域の北西隅に既存する実習棟区域を除く範囲とし、保存区域の東側は、旧偕行社が接する部分および弘前厚生学院校舎が建つ区域等（後記する整備区域）に隣接する範囲とする。また、保存区域北側から県道109号まではこの保全区域とする。

この区域は、いわば保存区域と整備区域のバッファゾーンとして位置づけるもので、弘前藩九代藩主寧親の別荘跡地の歴史的特性や環境を保全するために、建造物等の新築・増改築や土地の形質の変更は、原則として当該文化財の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

ウ 整備区域：当該文化財建造物の活用のための施設整備を行うことのできる区域。

この区域は弘前厚生学院施設の外構を構成する区域で、本計画区域の北西隅に建つ実習棟区域と、敷地東側道路に面する弘前厚生学院校舎等が建つ区域とに分かれる。

この区域内は、学校敷地等として活用できるが、旧偕行社の活用のために必要な施設の整備を行うことができる区域でもある。



土地の保存に係る区域等の設定

- | | | |
|------|--|--|
| 保存区域 | | 重要文化財（建造物）を含む区域で、原則として新たに建造物等を設けず、防災上必要な場合に限り土地の形質の変更が可能 |
| 保全区域 | | 重要文化財を含む区域の外周部で、文化財を保存するために必要な区域 |
| 整備区域 | | 当該文化財建造物の活用のための施設整備を行う事のできる区域 |

図13

土地の保存に係る区域等の設定

(2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について、以下の事項について定める。

ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

現在、旧偕行社には消防法上義務付けられている自動火災報知設備、消火器が屋内に設置され、外部には屋外消火栓設備としてポンプ小屋（敷地北西位置）と放水銃3基（建物東側に2基、西側に1基）が設置されている。今後建物の不特定多数の人々の入場を想定した建物の活用を図るとなると、消防法の規定により屋内消火栓設備等の設置が必要となる。また、防災面の充実を図る必要から、避雷設備等の設置を行うことも検討する。

つぎに、今まで玄関東側の受付室に日中（9時から16時）管理人を配置して建物の管理を実施していたが、今後旧偕行社を活用するうえで、管理機能とその能力を向上させるための建物、すなわち管理棟建設の必要性がある。その建設用地として、東側の保全整備区域内である駐車場に、管理棟を新築する予定である。

また、敷地西側から南側一帯は、現在人の出入りが自由にできる状況となっており、防犯上の問題等がある。この問題を解消するために、隣地境界に沿って境界柵を設置することとし、境界柵の構造意匠は、歴史的な景観や環境との調和に留意する。

イ 土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

旧偕行社南側の芝庭は、これまでどおりの芝の手入れ・清掃を継続して環境の保全を図り、更に西・南・東面に広がる庭園築山については、遊園路を安全に回遊できるようにするため、傾斜路面を環境に見合う木部等で整備することを考える。樹木の手入れ（剪定・草刈・消毒等）については万全を期し、歴史的庭園としての景観を保全する。

ウ 整備区域における整備方針

① 土地の整備方針

旧偕行社建物正面前庭を、日常的に駐車場用地（主に学院関係者のための駐車スペース）としている点は、文化財建造物を控える土地利用上、景観上適切なことではない。そこで、整備区域とした位置を学校と文化財施設利用の来訪者用駐車場として整備する。ただし、現在旧偕行社への来訪者用としてある北側正門および煉瓦塀前の駐車場（敷地北側道路に面する空地）は、今後も同様に利用していくが、大型バスの駐車が可能となるように整備する。

② 活用に伴い必要な施設の設置方針

弘前厚生学院では旧偕行社を教場として使用しているが、文化財としての活用を図るうえで、他所に教場施設を設置する必要性が生じることが予測される。その場合は、敷地西側の保全区域及び整備区域内に用地を求めることを想定しているが、その際は、計画段階で文化庁ならびに弘前市等の関係機関と十分な協議を行うこととする。

4. 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

保存活用計画区域に位置している旧偕行社以外の建物について、以下のように区分する。

ア 保存建造物

該当の建造物は所在しない。

イ 保全建造物

該当の建造物は所在しない。

ウ その他の建造物

- ① 敷地北西隅に建つ実習棟（弘前厚生学院施設）
- ② 弘前厚生学院校舎
- ③ ポンプ小屋

(2) 建造物保護の方針

前項の「その他の建造物」について、以下記す。

ア 敷地北西隅に建つ実習棟（弘前厚生学院施設）

弘前厚生学院の施設（近年建築）として必要な建物である。将来これを撤去し、新たに施設を建設することが有り得る。その際は、景観保全の視点を踏まえる。

イ 弘前厚生学院校舎

当面現状を維持。現在の外装塗装色については、将来の塗装塗り替え時に、色彩に関しての検討を行う。

ウ ポンプ小屋

防災上必要な建物である。

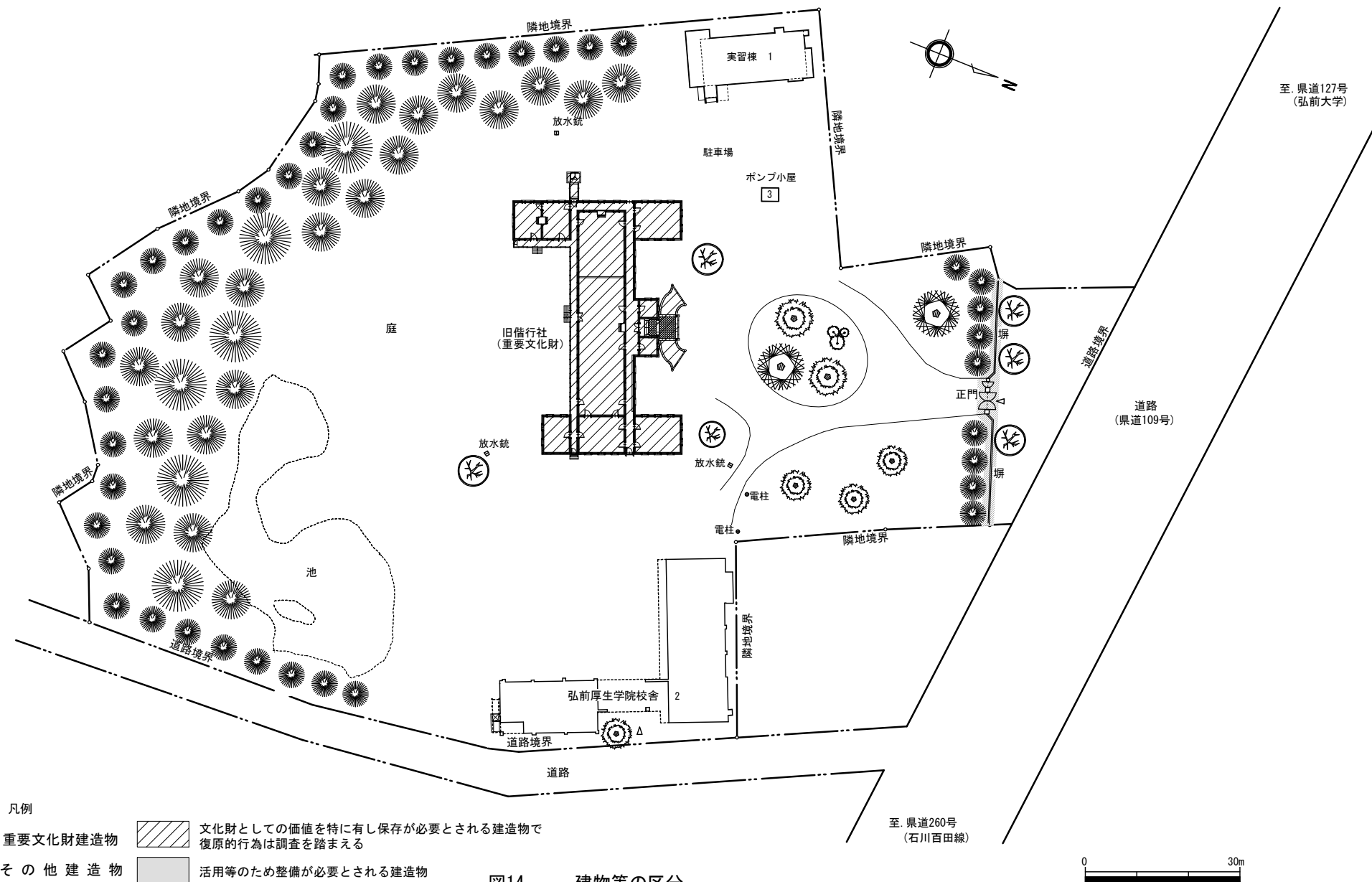
5. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

前記したように、敷地西側から南側一帯は人の出入が自由にできる状況となっており、防犯・防災上の課題があるので、隣地境界に沿って境界柵を設置することを計画する。

(2) 周辺樹木の管理

旧偕行社北側にやや近接してある桜樹は老齢化しつつあるので、倒木等により建物に被害が及ばないように日常管理に努める。



第4章 防災計画

1. 防火・防犯対策

(1) 防火対策

ア 当該文化財の燃焼特性

旧偕行社の規模および構造は以下のとおりである。

建築面積950.7㎡、地上一階木造素焼きタイル下地漆喰仕上げ、棧瓦葺および鉄板葺建物は壁面に漆喰壁が現れているが、窓廻り、軒天井などに木材が露出し、建物自体の燃焼性は高いと思われる。

イ 延焼の危険性

旧偕行社敷地内においては、旧偕行社北東に弘前厚生学院校舎が建つが、鉄筋コンクリート造であることから延焼性は低いと思われる。なお、東側に将来旧偕行社の管理施設としての管理棟建設を考えている。その際は防火構造建築として建設する。

旧偕行社の北西に建つ実習棟は木造であることから延焼性は高い。北と南は空地になっているので危険性は低いと思われる。

敷地外については二面が道路と接し、近接建物はないので外部の火災による延焼の危険性は低いと思われる。

文化財（建造物）との近接距離が20m以下の第1種近接建造物等

東側 弘前厚生学院校舎：鉄筋コンクリート造、三階建

南側 空地

西側 空地、実習棟：木造、二階建

北側 空地、ポンプ小屋：ブロック造、平家建

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

旧偕行社は昭和20年以降、教場・講堂ならびに保育室として活用され、また昭和55年からは「弘前厚生学院記念館」として建物の一部を一般に公開しており、「弘前厚生学院消防計画書」に基づき、防火管理の体制整備や訓練等を実施している。なお、防火管理の内容は以下のとおりである。

- ① 消防計画の検討および変更
- ② 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施および不備欠陥事項の改修促進
- ③ 消防設備の点検整備の実施および不備欠陥事項の改修促進
- ④ 火気の使用または取り扱いに関する指導
- ⑤ 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
- ⑥ 学生、職員に対する防災教育および各種訓練の年度計画の作成と、その実施指導
- ⑦ 学院長に対する防火管理に関する助言および報告
- ⑧ その他防火管理上必要な業務

今までは、一般公開時間（9時から16時）にあわせて常駐管理人が防火を含めた管理を行っていたが、夜間は無人となっている。建物内部には、消防法上義務付けられている自動火災報知設備、消火器が設置され、外部には屋外消火栓設備（放水銃）が設置されている。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の氏名及び住所

防火管理者	学校法人 弘前厚生学院事務局長
住所	青森県弘前市大字御幸町8番地10

消防法第8条第1項に基づき、弘前厚生学院は上記の職にある防火管理者を選任し、防火管理者は、防火管理を実施するために必要事項を消防計画として作成したうえで、防火管理業務を実施している。今後の消防計画作成にあたっては、実態に即した実効性のあるものとし、必要に応じて計画を見直すこととする。

イ 防火管理区域の設定

防火管理区域は、当該文化財（建造物）の防火のために配慮する部分であり、周囲20mの範囲、近接建造物等の周囲5mの範囲及びその間の最少範囲を合わせた区域とする。

以上のことより、防火管理区域は当該敷地および北側敷地、西側敷地、東側敷地とする。

ウ 防火環境の把握

旧弘前偕行社敷地内においては、当該建物と建物西北の実習棟および東の学院校舎が近接しており、延焼の対策が求められる。また、実習棟は厨房設備等の使用が考えられるので安全性の確保が求められる。

エ 予防措置

① 火気などの管理

一般利用者に対し、火気使用範囲の制限と全館禁煙とし、標識等により明示する。当該建物の外部に後補の電気による室外機を置いて空調設備を設置する予定であり、火気は使用しないものとする。常駐管理人が点検整備し、火災を未然に防ぐように配慮している。

② 可燃物の管理

旧偕行社周辺に可燃物を置くことがないように心掛け、この点については今後も日常管理を行うことで危険の生じないような管理を行う。

③ 警備

公開時間内は受付案内管理人による定時巡回警備を行う。閉館後は管理人が責任を持って施錠を行った後、機械警備に切替え対応する。これまでは夜間の警備が十分でないので、今後は警備業務受託者による定時巡回警備を行うことを検討する。また、放火予防に係る地域内でのコミュニケーションの充実を図る。

④ 安全対策

i. 排煙

「会場（１）・（２）」は周囲が廊下と部屋に囲まれているので直接外部に排煙ができない。詳細については今後の保存活用において検討する。

ii. 避難

建造物は平地に建てられていることから４方向に避難ができるので、それぞれの出入り口を避難口として確保する。

iii. 誘導

建物内部の公開及び活用を行ううえで、緊急時に内部見学者等を安全に避難させるための誘導体制が必要となる。文化財としての景観を損なわないような、適切な誘導標示設備を消防署と協議して設ける。

iv. 収容人数の管理

公開時には管理人による利用者の人数把握等の管理を行う。

オ 消火体制

現在弘前厚生学院では消防計画書に基づき、学院長を委員長とする防火管理委員会を設置し、防火管理業務の適正な運営を図っている。同時に予防管理組織を設置して、建物ごとに防火担当者と火元責任者を置き、火災予防管理を行っている。消防用設備等の維持管理（自主点検）については毎月１回の点検日を設けて自主点検に当たっている。また、学院長を隊長とする自衛消防隊を設置し、消防活動に当る体制〔災害発生時の対策本部設置、所轄消防署へ通報および自衛消防隊、地区消防団（品川町）による初期消火活動等〕を整えている。以上の消火体制を基に、今後も火元の点検および取り扱いに万全を期し、防火の徹底を図る。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

現在まで毀損・放火・盗難等に係る事故の履歴はない。

イ 事故防止のための措置

公開時間内は受付案内管理人が巡回警備を行うことで対処している。夜間は施錠後機械警備等で対処する。

ウ 今後の対処方針

防犯上の問題がある西側および南側の隣地境界沿いに防犯のための境界柵を今後設け、現状の警備体制をさらに強化するようにする。また、不審者の通報等による事故防止や異常の早期発見に係る近隣とのコミュニケーションの充実を図る。

(4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

① 火災警報設備

敷地内の各建物のうち、実習棟を除く建物には自動火災報知設備が設置されている。旧偕行社における火災警報設備は以下のとおりであり、受信機は弘前厚生学院職員室に設置されている（管理棟新築の際は、受信機を同建物内に移設することを検討する）。

- ・各室：空気管－差動式分布型
- ・廊下：煙感知器－光電式スポット型
- ・小屋裏：熱感知器－差動式スポット型

『文化財保存・管理ハンドブック』（平成17年10月改訂版）では、自動火災報知設備を設置する建物に外線引込み箇所ごとに漏電火災警報器の設置が求められているため、今後の設置を検討する。

② 消火設備

現状では旧偕行社に対して屋外消火栓（放水銃）が3箇所設置され、防火水槽は70 tの容量があり水量が不足しないものとなっている。

今後は不特定多数の人を対象に建物の活用を図るので、消防法で義務付けられる設備等の設置を検討する。

③ 避雷設備

現在避雷設備は設置されていない。今後消防署等と協議し、避雷設備の設置を検討する。

④ 防犯設備

公開時は管理人による巡回とし、夜間および休館時は平成21年4月より導入している機械警備としているが、夜間の警備を配慮し、今後は警備業務受託者による定時巡回警備を行うことを検討する。

イ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防計画書に基づき今後も自主管理を行い「防火管理維持台帳」に記録し、この結果については3年に1回、所轄消防署に報告することとしている。各設備に不備欠陥事項が認められた際には、その改修計画を防火管理者は立案して学院長に報告し、必要な指示を得て、その改善を図ることとする。

なお、防災設備の点検手引書を作成し、関係者の理解を徹底するようにする。

2. 耐震対策

(1) 耐震診断

ア 地震時の安全性に関わる課題

平成22年11月に行なった所有者診断書による判定は次のとおりである。

	母屋	東棟	西棟
① 土地に関する事項	90≧60	90≧60	90≧60
② 構造特性に係る事項			
2-A 規模・形状に係る事項	80≧60	85≧60	85≧60
2-B 軸部構造に係る事項	65≧60	70≧60	70≧60
3-C 屋根構造に係る事項	100≧60	90≧60	80≧60
③ 破損状況等の状況（構造的な健全性）に係る事項	80≧60	80≧60	80≧60

上記より各事項とも評点の和が概ね60点以上であるので構造的に健全であると判定している。

しかし、活用に伴って多数の来訪者の入場が予測されるので、保存修理時際には「専門診断」を実施して、より詳細に耐震性を評価するとともに、構造補強等必要な時は対策を具体的に検討していく。

イ 改善措置

必要な構造補強の計画は、文化財的価値をなるべく損なわないように適切な補強対策を行う。なお、瓦等の落下防止措置については別途実施する。

ウ 今後の対処方針

今後は、詳細な耐震診断の実施に努め、当該建造物の耐震性能を評価したうえ、必要な補強対策を講じるようにする。なお、主な構造体は見かけ上安定しているものの、木部の腐朽やレンガの劣化等が生じていることが予測されるので、建物の耐震性能が発揮されるように、保存修理時にこれらの劣化、破損部を補修する。

3. 耐風対策

(1) 被害の想定

これまでどころ、風による大きな被害は見受けられない。

(2) 今後の対処方針

当地域での風害状況から対策を検討する。

4. その他の災害対策

(1) 予想される災害

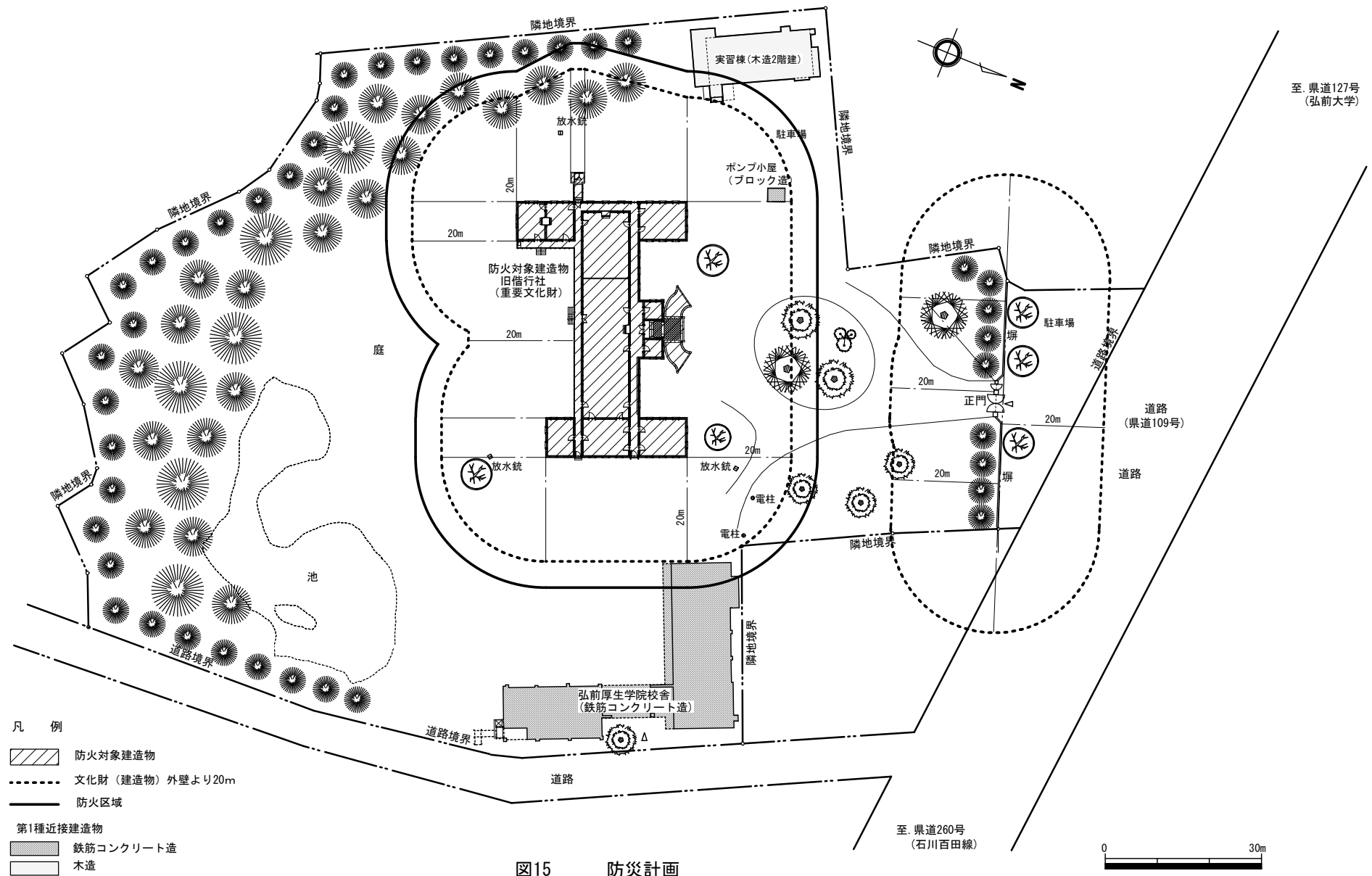
旧偕行社は、水害ならびに雪害による大きな被害は見受けられないが、屋根の一部瓦の破損、外部窓枠の欠落ならびに塗装の剥離等があり、同所からの雨水の浸入による木材の腐朽が予想される。また、西面に張り出している棟の屋根からの雨水跳ね返り水が壁面に当たっている点も、建物の保護上問題である。さらに、建物北側の地盤が内部より高くなっているおり、北面を中心として建物下部が湿潤傾向にある。これらは建物構造に及ぼす影響があるので注意を要する。

また、冬期における屋根の積雪は逃れないものがあるが、放置すると建物に被害を及ぼす可能性があるとともに、屋根からの落雪により人災を招くことが予測される。

(2) 今後の対処方針

4.(1)のうち、屋根からの雨水跳ね返り水の壁面への影響は構造的な問題といえる。この改善を含め、今後の保存修理で、排水溝の設置を含めた改善策を講じるようにする。なお、屋根の積雪については、日常管理の中で状況を判断し、雪下ろしを実施することにより対処するようにする。

関係者による災害対策の確立を呼びかけるとともに、当該文化財建造物を地域の共同財産として地区内近隣者が認知できるように日ごろから交流を図ることにより、災害発生時に関係者と協力して消火・避難等の活動に協力してもらえることが肝心であるので、学院側としてはこのための努力を行うようにする。



第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

旧偕行社は、文化都市弘前の歴史を伝える貴重な建造物である。

保存活用に当たっては、以下の3つを基本方針とする。

- (1) これまでと同様に、隣接する弘前厚生学院の教場等に利用し、教育・文化施設としての活用も充実させる。
- (2) 旧偕行社がもつ歴史的・文化的価値を活かし、建物そのものの展示による空間の体験を通じて、旧偕行社の往時のたたずまいを来訪者が実感し、親しめるものとする。
- (3) 建造物の公開のみならず、庭園と一体的に一般市民が利用できる講演会等の文化活動催事場として、柔軟かつ積極的に活用する。

2. 公開計画

(1) 建造物の公開

具体的な活用のテーマと内容について以下に記す〔p.44「平面計画（案）」参照〕。

ア 旧偕行社そのものの展示

教育施設または催事場としての利用がない場合は、建物そのものを展示対象として、広く一般に公開する。

具体的には、建物と往時の偕行社の活動を体感できるように、来訪者に建物内を公開する計画を策定する。とくに、南側に面した「廊下」や「客室」からの眺望は往時の面影を感じさせるに十分なものがある。したがって、資料等の展示は大規模なものとし、建物本来の魅力を損なわないような展示を目指す。

イ 催事場としての活用

利用者に旧弘前偕行社を貸し出すことにより、それぞれが独自の使い方をできるようにするものである。主に、「会場（１）・（２）」をこれに当て、たとえば、講演会等の文化活動に、広い空間を生かした利用ができるようなことを考える。

ウ 関連資料などの公開

当該建造物の他に、建設当初の関連資料（棟札や古写真）や学院関係の書籍資料などを所蔵している。このうち不指定の棟札や古写真の一部などは、「客室（２）」内の展示ケース内に展示している。今後は各資料の展示計画を立てて、公開を図ることとする。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

① 建築基準法に係る条件

文化財保護法による重要文化財の部分は、建築基準法第3条により適用除外となる。今後活用のために建設する予定の管理棟は現行基準法が適用され、旧偕行社を結ぶ渡廊下は耐火建築物とし現行基準に適合させる必要がある。また、将来既存校舎等の増築が必要となった際には、延焼範囲の規定により、防火戸等の防火設備措置が必要となる。

② 消防法

使用する用途が不特定多数の人が利用する場合、店舗等の扱いになり消火栓設備が必要となる。今後の活用計画に即し、その際は所轄消防署の指導を受けて必要な措置を講じる。

③ その他

- i 文化財保護法：文化財の価値を損ねないようにする。旧偕行社の改修に当たっては内容により現状変更の手続きが必要となる。

- ii 都市計画法：市街化区域内で第一種中高層住居専用地域および第一種住居地域、準防火地域に指定されており、東側道路は都市計画道路となっている。
- iii 弘前市保存緑地：「遑止園」として指定
これらについては、関係機関等との連絡を図ることにより、問題が生じないようにする。

(2) 建築計画

ア 平面計画

① 平面計画

- i 旧偕行社の建物を活用するため、管理棟を東側に新築する予定である。管理棟には建物全般を管理するための事務室、湯沸し室、また利用者用の便所および休憩所（ロビー）を設ける。
- ii 旧偕行社の各室平面はほぼ当初の様態を保持している。一部現状変更が考えられるが今後もこれを維持することとし、今後の活用を図るようにする。
- iii 旧偕行社西側南寄りの旧便所（指定範囲）は使用できるように改修を考える。
- iv 旧偕行社西・東側に空調設備のための機械置場を設け、その際は文化財に対して違和感が生じないように措置を行う。

② 動線計画

徒歩またはバスでの来訪者は、北側道路に面した正門より入場させ、正面玄関を右手に見ながら東側に新築予定の管理棟で受付手続きを行い、同所から新築する渡廊下を使用して旧偕行社内部に入る。自動車利用者は敷地東側道路から敷地東側に設ける駐車場に入り、管理棟で受付手続きを行う。大型バス利用者については、北面正門前の駐車場利用とする。

なお、旧偕行社の正面玄関は管理上原則入場禁止とするが、必要に応じて出入りできるようにする。また、基本的に建物内は自由動線とし、庭への出入りも可能になるようにする。

③ 展示計画

当面「客室（１）・（２）」を貴賓室並びに当初の室として使用するが、棟札等、旧弘前偕行社及び弘前厚生学院に関する資料は「小集会所」に展示する。

イ 施設整備計画

① 保存管理に係る施設

i 管理施設

管理施設として管理棟を新築する。

ii 消防設備

旧偕行社の活用計画に即し、消防法の規定により必要な消防設備（屋内または屋外消火設備等）を所轄消防署と協議のうえ設置する。また、各建物に必要な諸設備（漏電遮断機・自動火災警報機等）については、今後更新等を適正に行うようにする。旧偕行社の火災警報設備受信機は現在弘前厚生学院職員室に設置されている。管理棟新築の際は、前記したように、これを管理棟事務室に移設することを検討する。

iii 警備設備

新築する管理棟に機械警備設備を設置する。

② 公開、活用に係る設備、施設等

i 空調設備

旧偕行社の活用にあたり多人数が集まることが想定できる。空調設備に関しては、換気設備の必要性も含めて今後検討するが、設置の場合、配管等の問題が生じざるを得ず、文化財へ影響があるので、検討を進める際は、関係機関等と十分に協議するように注意する。

ii 衛生設備

西側指定部分の既存便所は、床に段差があることと狭い場所に男女の便器が付いている。同便所を活用していくことを考えているが、床の段差は仮設床を設けることにより、使い勝手に考慮する。内装の改修に当っては現状変更の必要も考慮しつつ、今後検討して行く。

iii 給排水設備

給排水設備については、活用における建築計画の中で、法令等を参照しつつ実施設計を立てる必要があり、既存の設備を全面的に見直す必要があることが予測できる。この件については保存修理時に改修することを想定し、今後検討していくこととする。

iv 電気設備

電気設備は、小屋裏配線を含め脆弱になっている点があり危惧される。今後安全点検を実施し、緊急を要する箇所については随時対処する必要があるが、保存修理時には配線ルートの見直しも含めた実施計画を立てて改修したい。照明器具に関しては極力既存品を修理して用いることを原則とする。

v 便益設備

建物東側に、管理棟および利用者の駐車場を設ける。

③ 展示設備、家具の配備に係る計画

i 展示設備

棚・ケース等は、建物本体を損なわない意匠・構造のものとする。

ii その他

「会場（１）」のステージは、弘前厚生学院が旧偕行社を学校施設として使用するとほぼ同時に設置したことが古写真から知られる。現段階ではステージ下を椅子等の収納スペースとすることを考えているが、この件に関しては今後関係機関等と検討することとする。

（３）外構及び周辺整備計画

建物と敷地庭園の一体的な美観調和を目指し、樹木のバランスを考慮する。周辺隣地との境界に塀が無い部分は、景観を損ねない境界柵を設置する。

北側と東側に駐車場を設ける。北側は原則として大型バスの駐車場とし、東側は学校関係者および見学者、ならびに管理用とする。

なお、北側正門より旧偕行社玄関前を通して管理棟の玄関までの敷地は砂利敷きとなっているが、歩行ならびに車椅子利用のことを考慮して、景観を損ねない歩道として整備する。

（４）管理・運営計画

管理は、日中は管理人があたり、夜間および休日は外部業者に委託する。運営は、弘前市内の文化的活動を行っている団体と協力して行う。

4. 実施に向けての課題

活用に当たっては以下のような課題が考えられる。

（１）耐震性に係る構造的調査と対策

（２）活用に伴う空調設備・給排水衛生設備・照明設備・音響設備等の改修

（３）管理棟等の便益施設の新築および改修

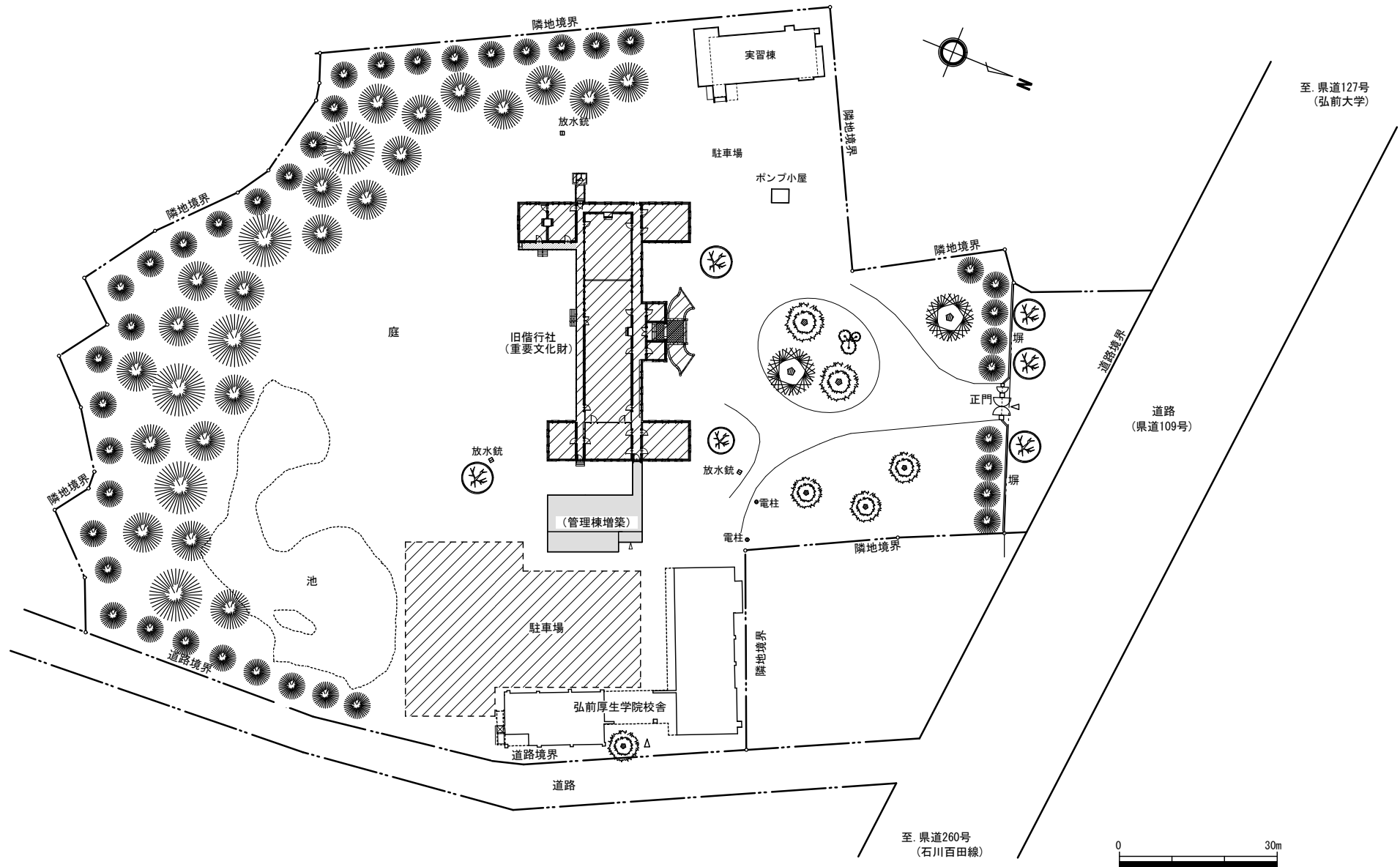
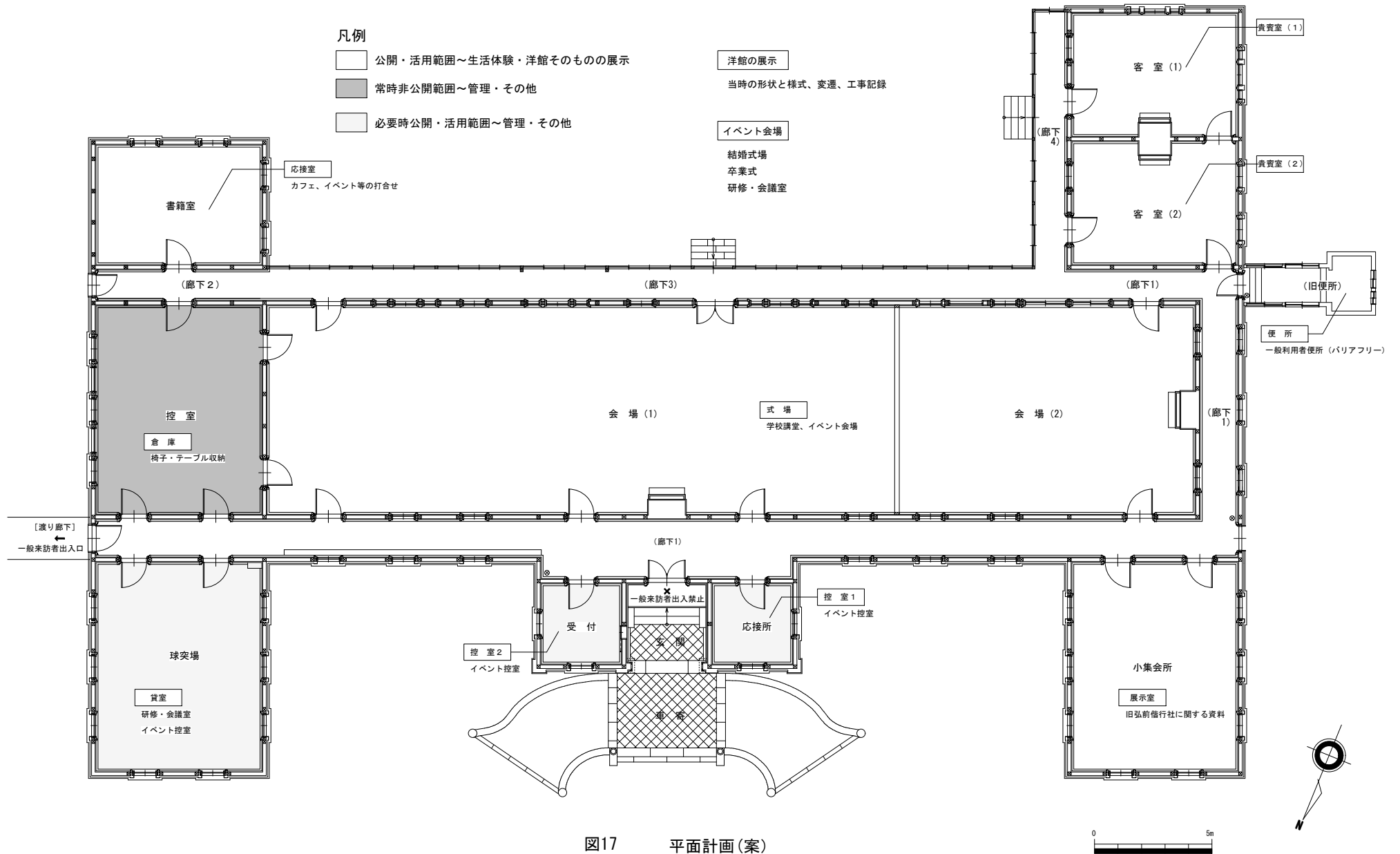
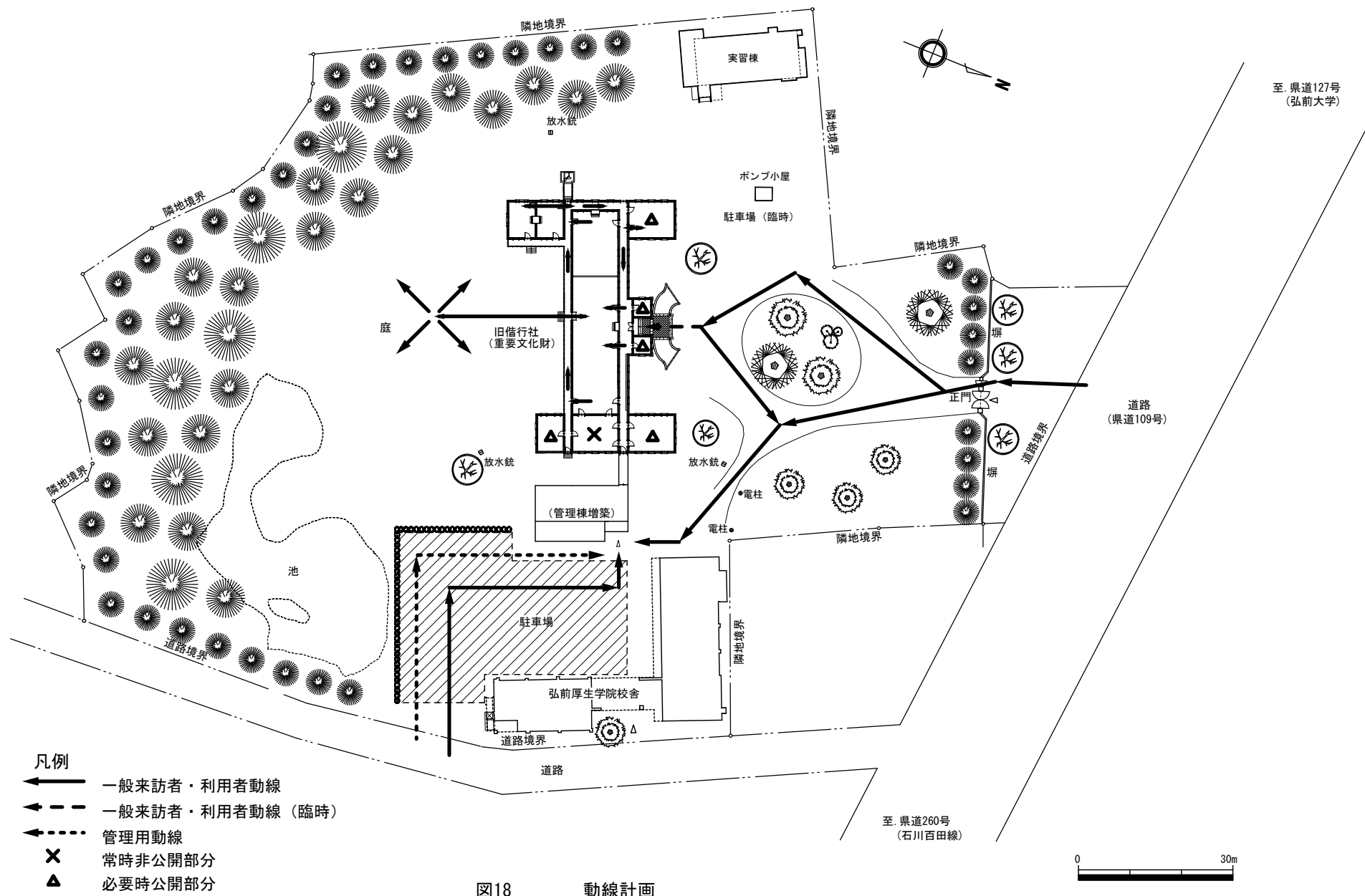


図16 保存活用基本方針図





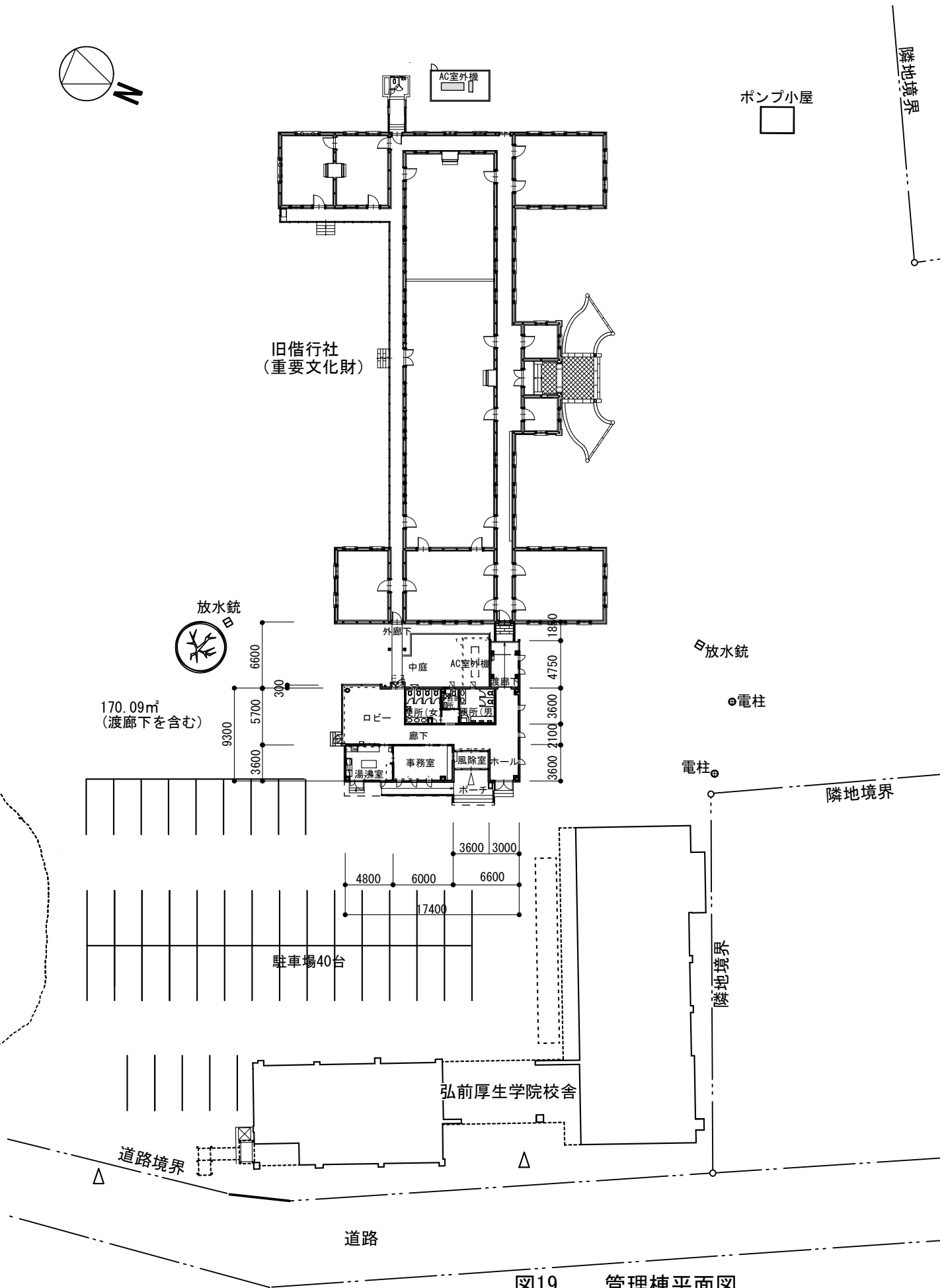


図19 管理棟平面図

第6章 保護に係る諸手続

旧偕行社の保存活用に当たって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、青森県教育委員会および文化庁と協議するものとする。なお、ここでは文化財保護法に基づく諸手続について記すが、旧偕行社が所在する弘前厚生学院の敷地は弘前市保存緑地として指定されている。当該区域の保存に影響を及ぼすおそれのある行為については、指定の際に締結した保存協定に基づき、必要に応じて所定の手続きをとる。

1. 文化財（建造物）の現状を変更する行為

（1）文化庁長官の許可を要する行為

保存修理等に当って重要文化財の現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（文化財保護法第153条第2項）ため、手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

許可申請を行う行為は以下を参考とし、必要に応じて青森県教育委員会および文化庁と協議する。

ア 保存修理に伴う復元的行為

この行為とは、保存修理の際に実施される調査で発見された資料や既存の資料などにより、建物を建立当時の姿、あるいは改変されたのちのある時期の姿に戻す行為をいう。

旧偕行社は古写真からしても建立当時の姿と変っているので、この行為が発生する可能性がある。

イ 保存管理上の行為

この行為としては、建物の地上げや移築、構造補強などが挙げられ、地上げや移築はほかに代替措置がとりがたい場合に限って認められる。構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に変わる場合や、恒久的な補強を行う場合に現状変更の許可を要する。

旧偕行社の場合は、この行為は発生しないと思われる。

ウ 活用のための行為

この行為とは、建物の活用のために行う現状の変更で、変更内容の具体的な方法、手法や規模などとも連関すると考えられる。一方、この行為が現状変更に当たる行為であるかどうかの判断を安易にすることは賢明ではない。したがって、この行為については事前に関係機関等に照会することが必要なことと思われる。

旧偕行社の場合は、活用計画による建物の現状を変更する必要が生じることが想定され、現状変更の許可を要する行為が発生する可能性がある。

（2）青森県教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

旧偕行社の場合、土地等は指定されていないため、これに該当する行為は想定されない。

（3）許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急処置をとる場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項但書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）。

ア 維持の措置

維持の措置としてはつぎのような行為が想定される。

① たとえば、将来行う保存修理工事等において許可を得て行う現状変更後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。

② 建造物のき損の拡大を防止するための必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年による梁等の垂下の進行を止めるための支柱の設置等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

旧偕行社の場合は、第2章4で記した窓枠・窓台の木部露出箇所の応急修理などは、これに該当することが想定される。

イ 非常災害のための必要な応急措置

非常災害のために必要な応急処置としては、つぎのような行為が想定される。

① 被災した建造物において、たとえば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

② 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。たとえば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、青森県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。また、実施した措置については、青森県教育委員会を通して文化庁に報告する。

2. 文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

建造物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損のおそれが生じたり、構造耐力を弱めたりするなどは、建造物の保存に影響を及ぼす行為を意味する。このような行為に当たっては、事前に許可申請が必要なので、以下を参考とし、必要に応じて青森県教育委員会及び文化庁と協議する。

（1）文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第43条第1項）。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる（文化財保護法第153条第2項）ため、手続きには十分な準備と時間を要する。また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為が終了したときは写真を添えて、すみやかなその旨を報告する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可は行わない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、申請書を提出して文化庁の判断を仰ぐものとする。

旧偕行社の場合は、以下のものなどが保存に影響を及ぼす行為に想定されると思われる。これらについては、必要に応じて青森県教育委員会及び文化庁と協議する。

ア 構造上安全許容度を超える重量物を搬入する場合。

イ 敷地内においてイベント等で火気使用を伴う行為を行う場合。

ウ 建造物周辺における掘削を伴う行為を行う場合。

エ 塗装材や壁材等の仕様の種類を変更して修理を施す場合。

オ 屋根廻りの雨漏りを防ぐため、仕様を変更して修理を施す場合。

（2）青森県教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（文化財保護法施行令第5条第3項第1号）。

旧偕行社の場合、土地等は指定されていないため、これに該当する行為は想定されない。

(3) 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている（文化財保護法第43条第1項）。

旧偕行社の場合は、イベント等で重要文化財建造物の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なものとみなされる可能性がある。

なお、自動火災報知設備の機器更新等は、通常、影響の軽微なものとみなされる。保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについて疑義がある場合は、事前に青森県教育委員会を經由して文化庁に照会することとする。

管理受託者が以上の行為を行う場合は、必ず青森県教育委員会に事前確認を得るものとする。

3. その他の手続き

(1) 修理の届出等

応急措置の程度を超える重要文化財建造物の修理を行うに当たっては、技術的な確認、検討、指導を受けるため、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。

なお、技術的な指導等を受ける内容かどうかは以下を参考とし、必要に応じて青森県教育委員会及び文化庁と協議する。

ア 構造及び生命の安全性確保のための必要不可欠であり、大きな現状の変更を強いない行為。

イ 文化財的価値を損なわないことが明らかである行為。

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに青森県教育委員会を經由して、その旨を文化庁へ報告する。

(2) 滅失・き損の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定となっている物件などを紛失したり、盗み取られたときには、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失・き損の届出書を文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

(3) 防災施設の機能低下または機能不能に関する届出書

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない「文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条 19項」。

旧偕行社の場合、国庫補助事業により防災施設を設置しているので、毎年この報告をしている。

4. 保存活用計画に係る手続き

本保存活用計画は、その策定、改正について以下の手続きを行うものとする。

(1) 計画の提出

重要文化財建造物の保存活用計画は、青森県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

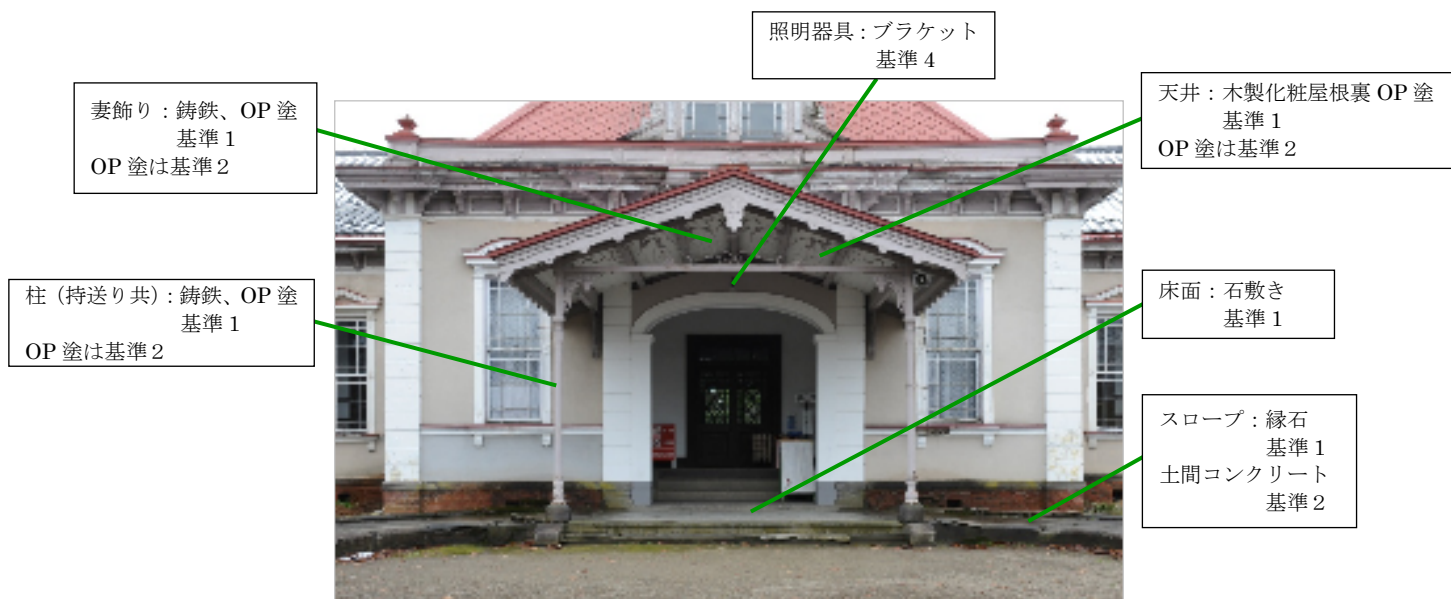
(2) 計画の変更

保存活用計画の内容を変更したときは、青森県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。

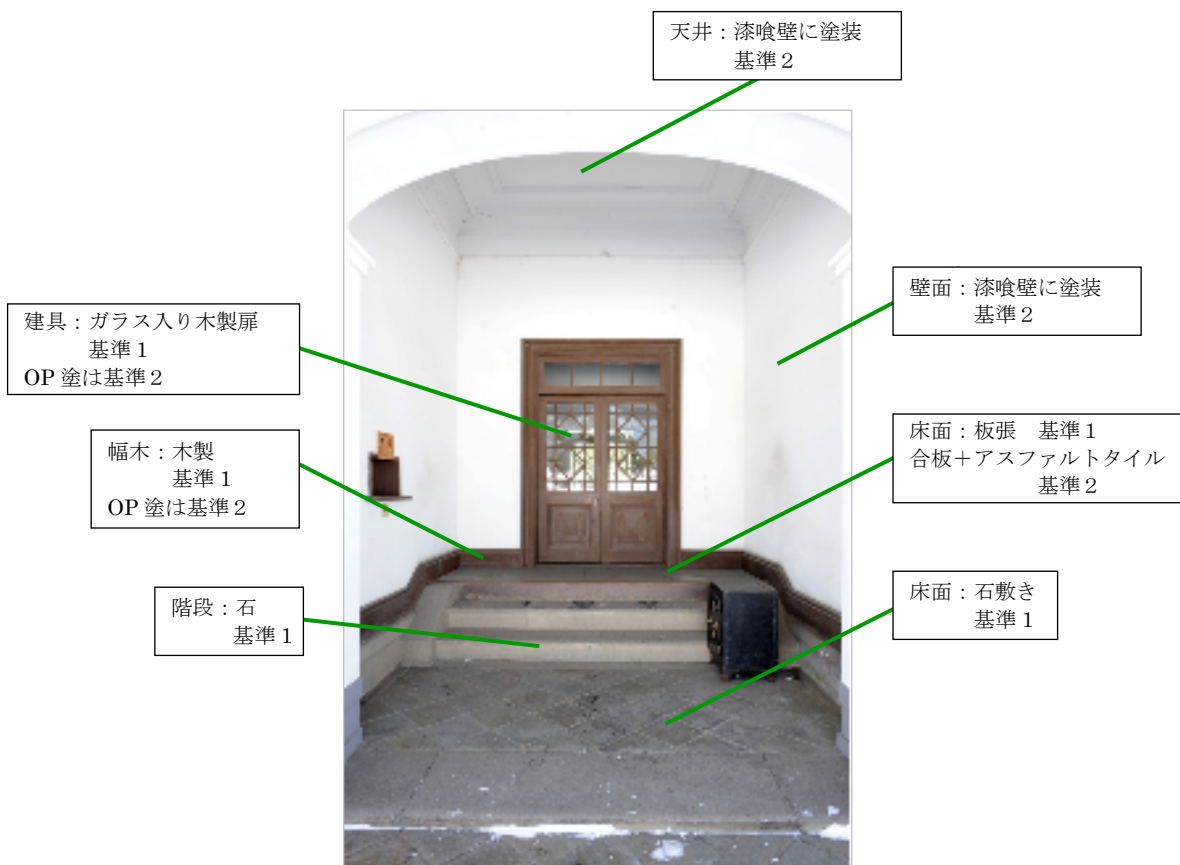
この場合、変更しようとする内容について青森県教育委員会及び文化庁と事前に協議することが望ましい。

附 1) 建造物の保存に係る部位の設定（写真資料）

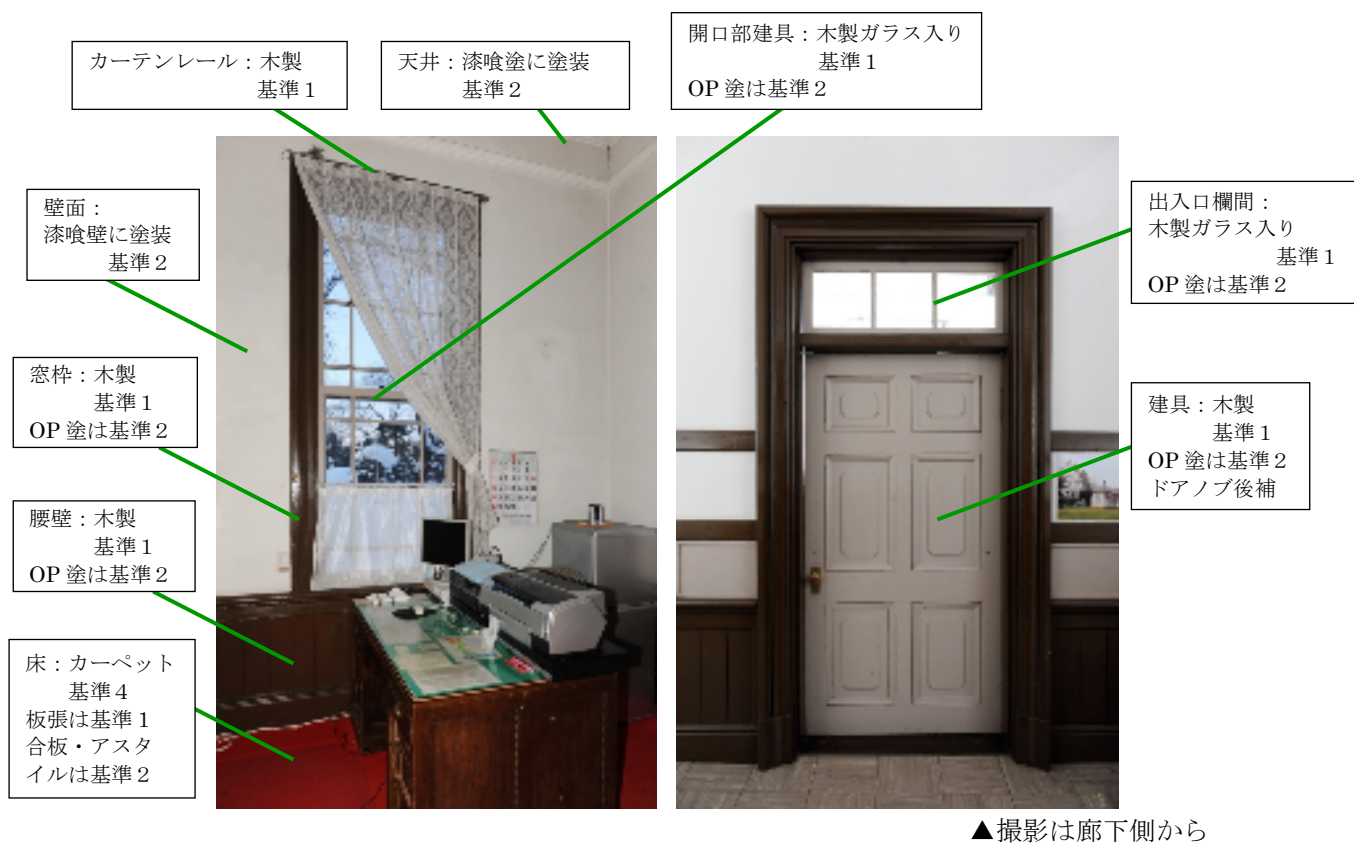
◆旧偕行社



【車寄（保存部分）】



【内部 玄関（保存部分）】



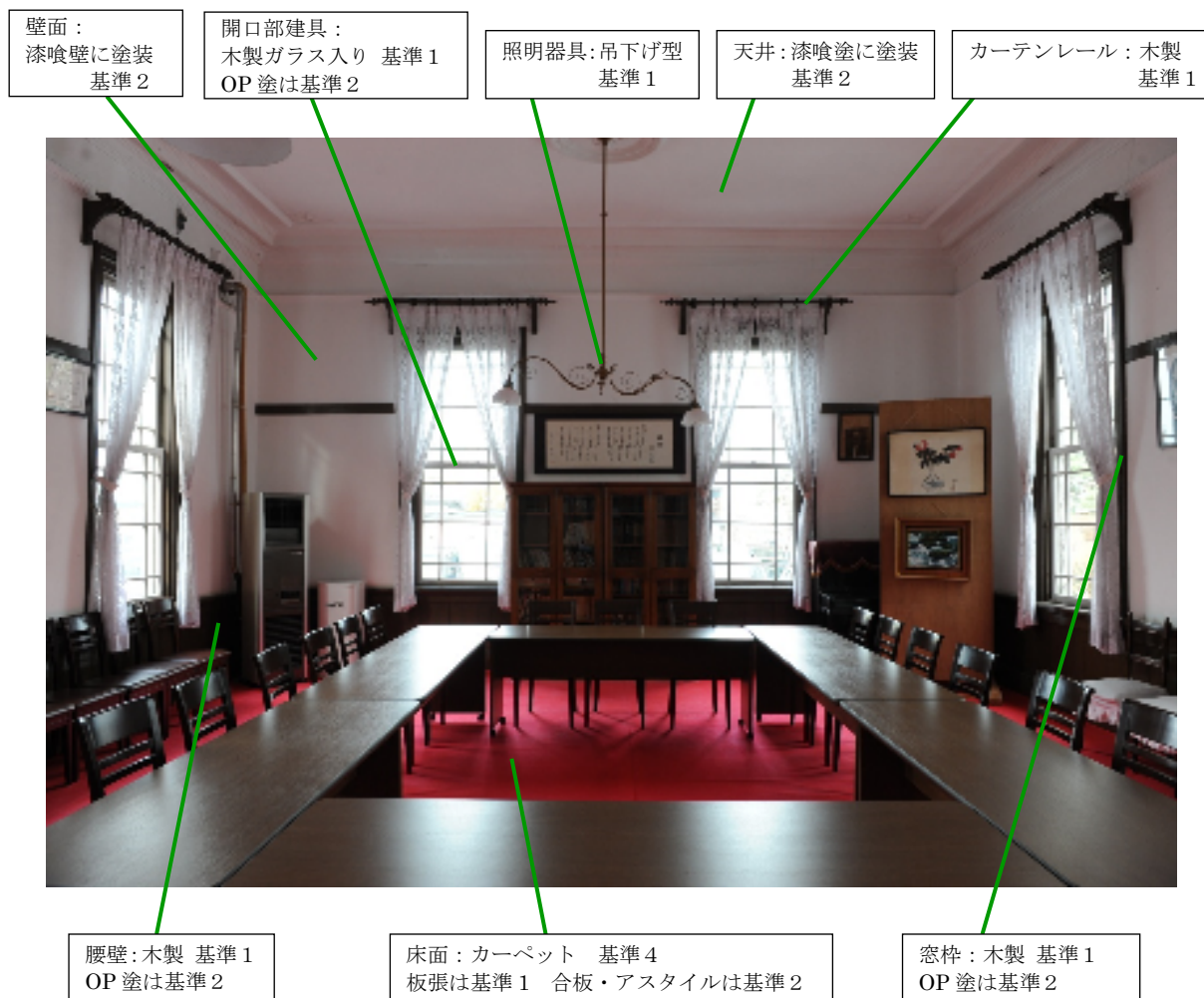
【内部 受付（保存部分）】



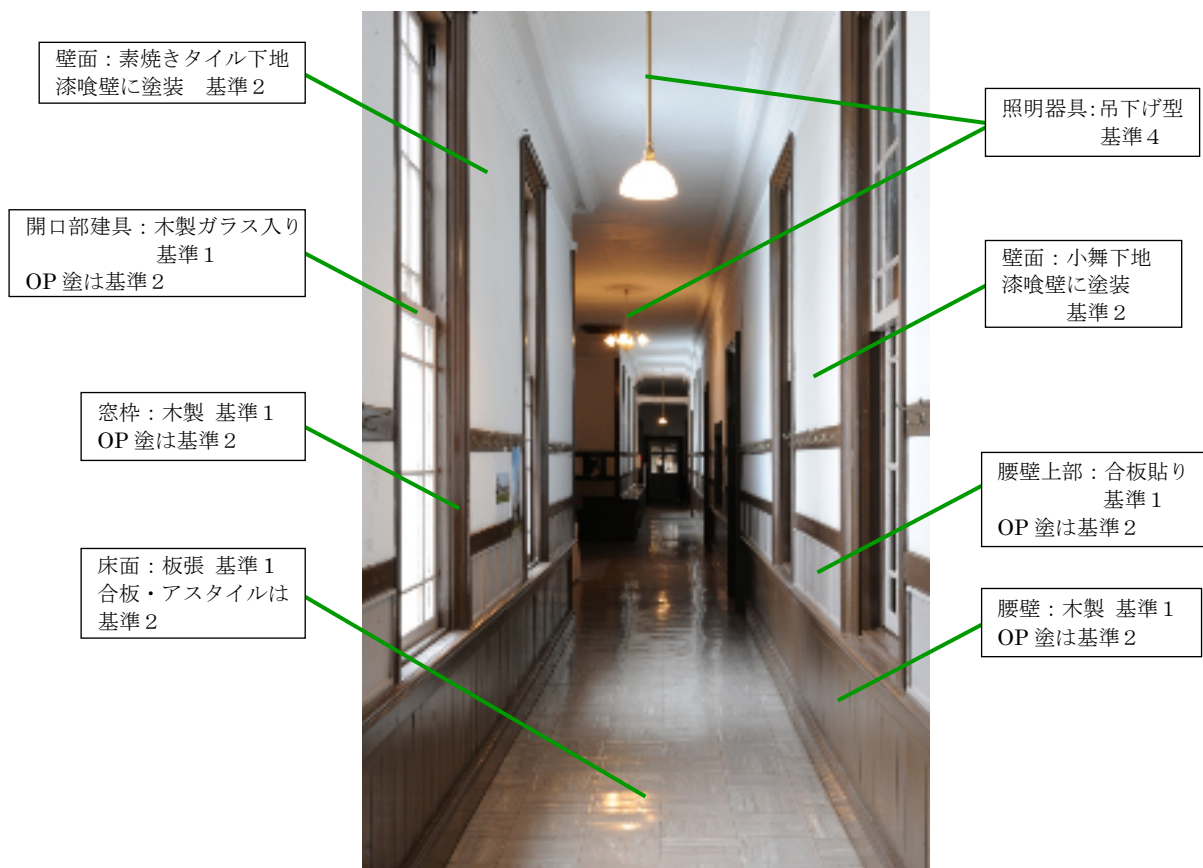
【内部 応接所（保存部分）】



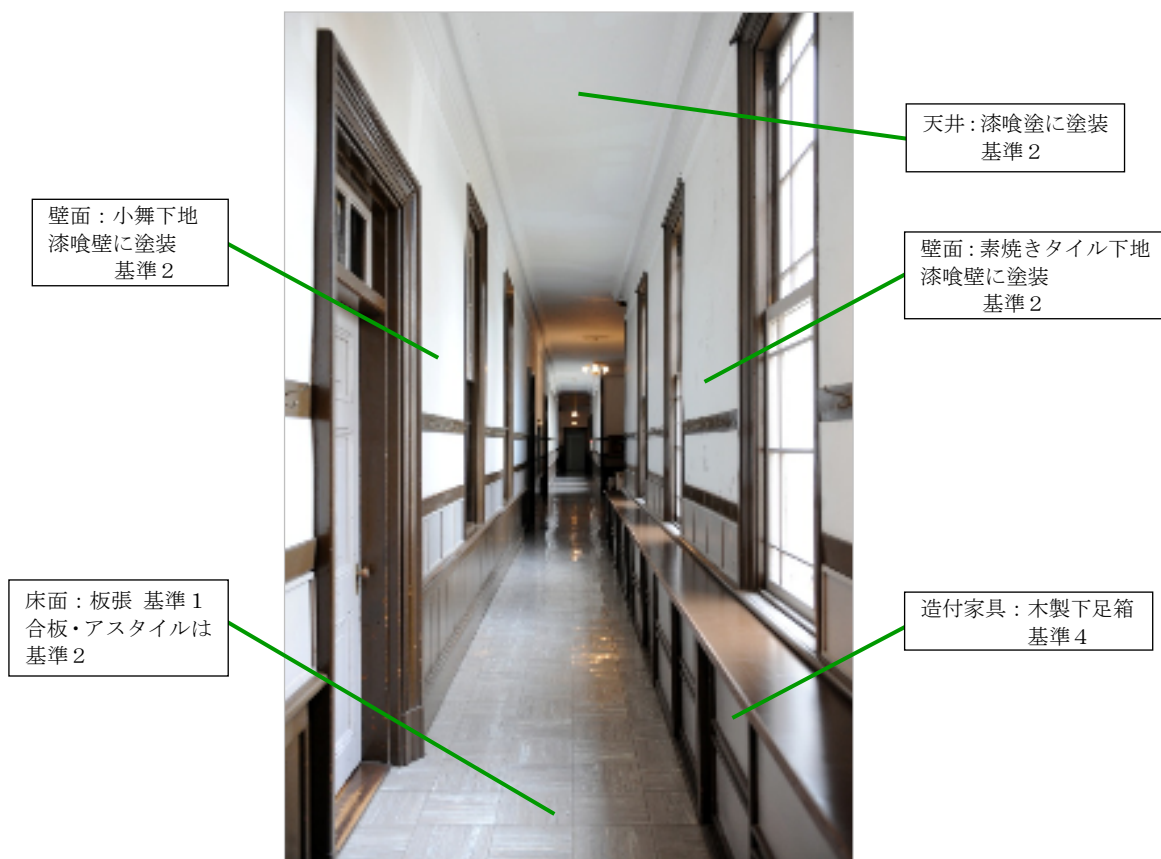
【内部 球突場（保存部分）】



【内部 小集会所（保存部分）】

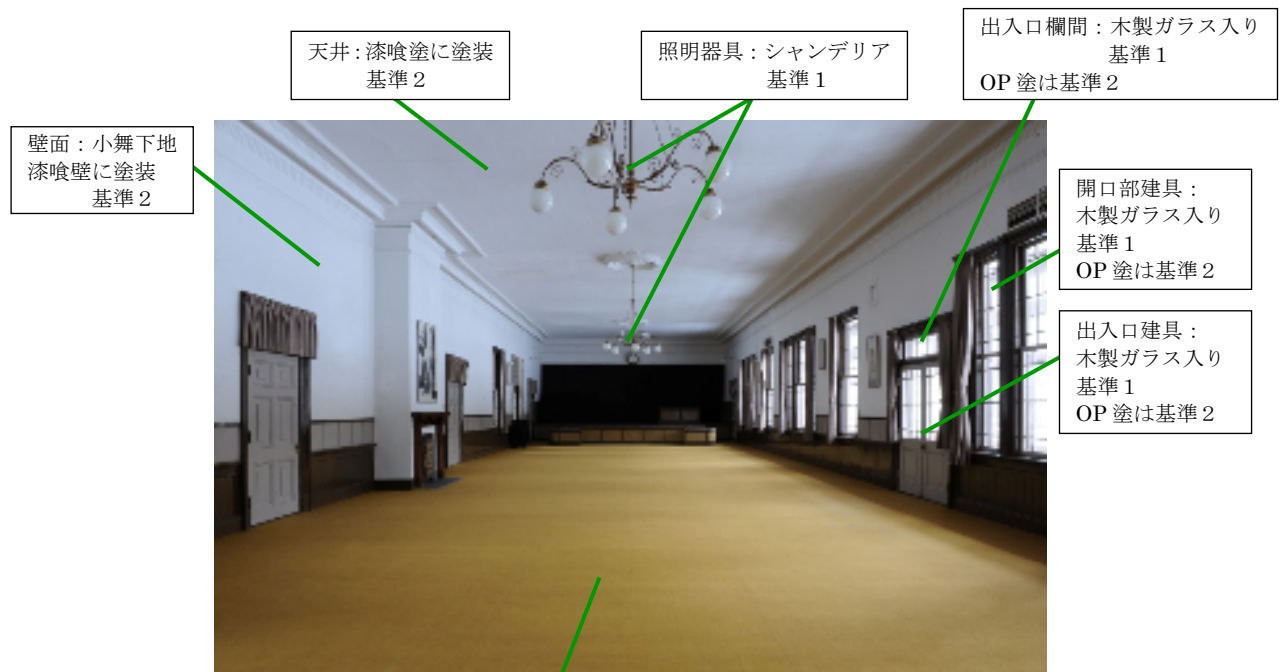


▲北側廊下を西から見る



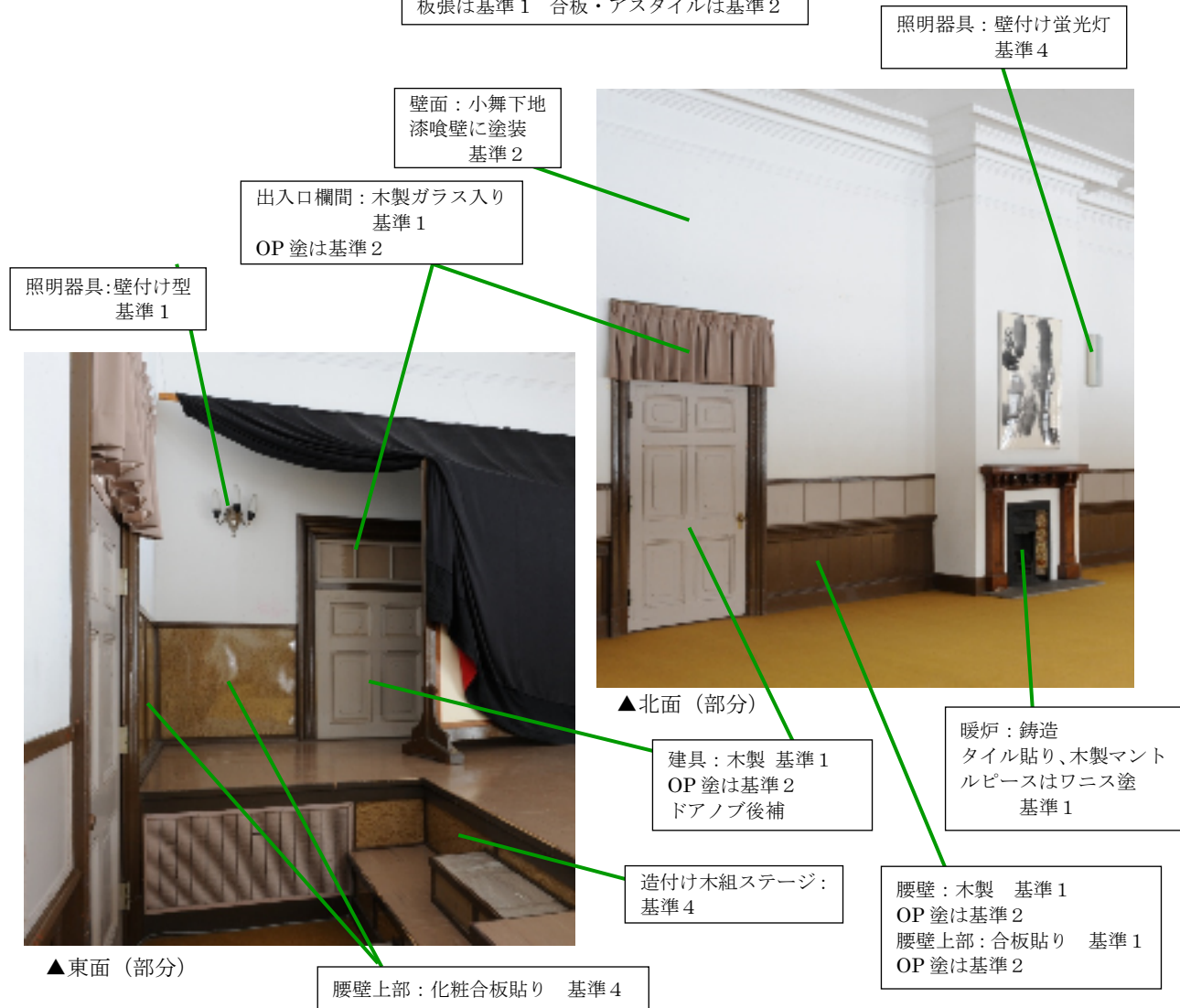
▲北側廊下を東から見る

【内部 廊下1（保存部分）】

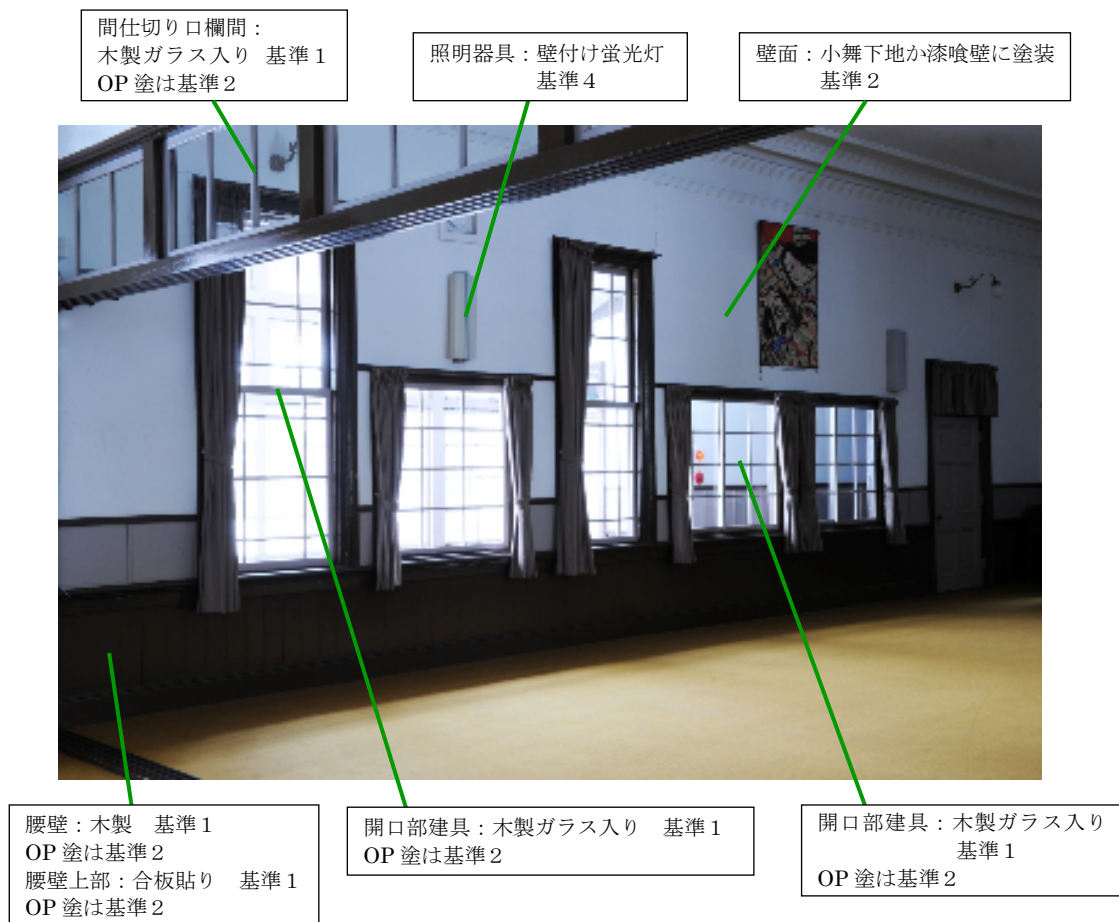
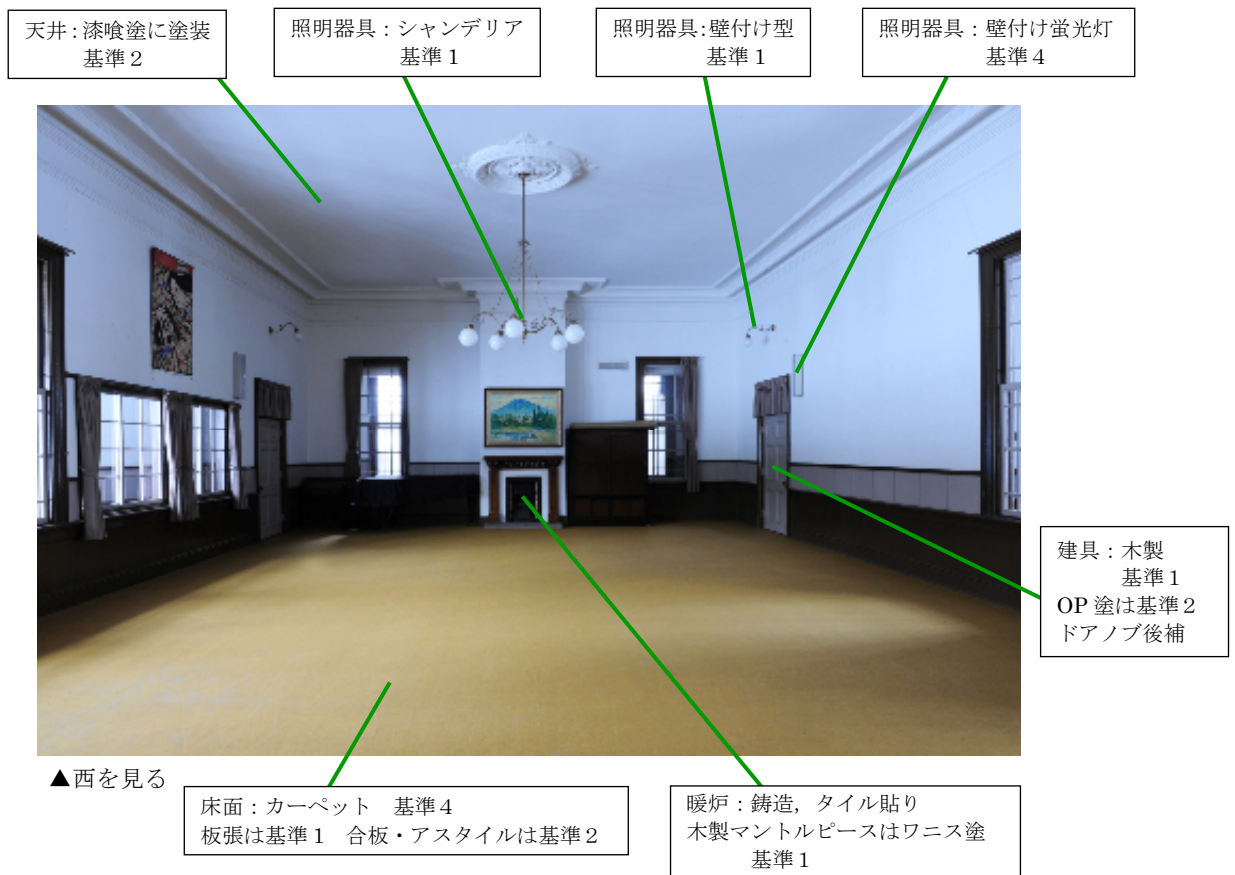


▲東を見る

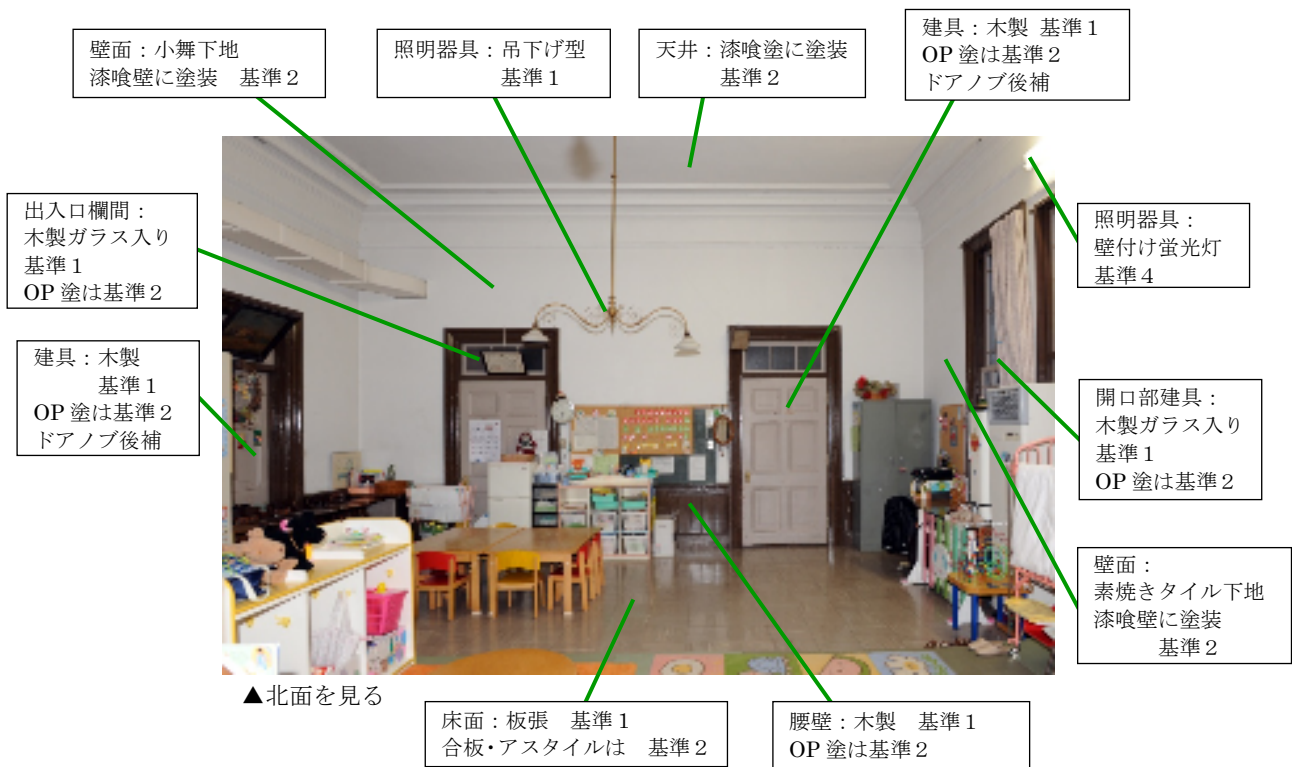
床面：カーペット 基準 4
板張は基準 1 合板・アスタイルは基準 2



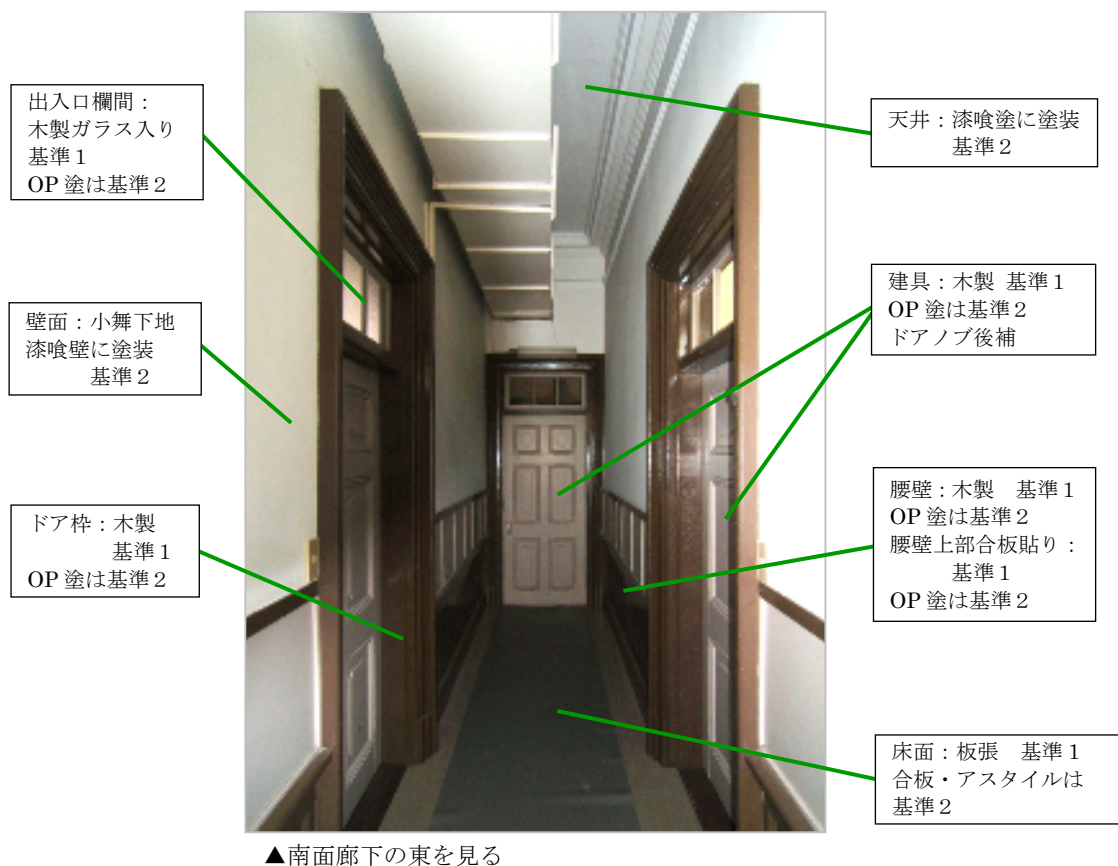
【内部 会場（１）（保存部分）】



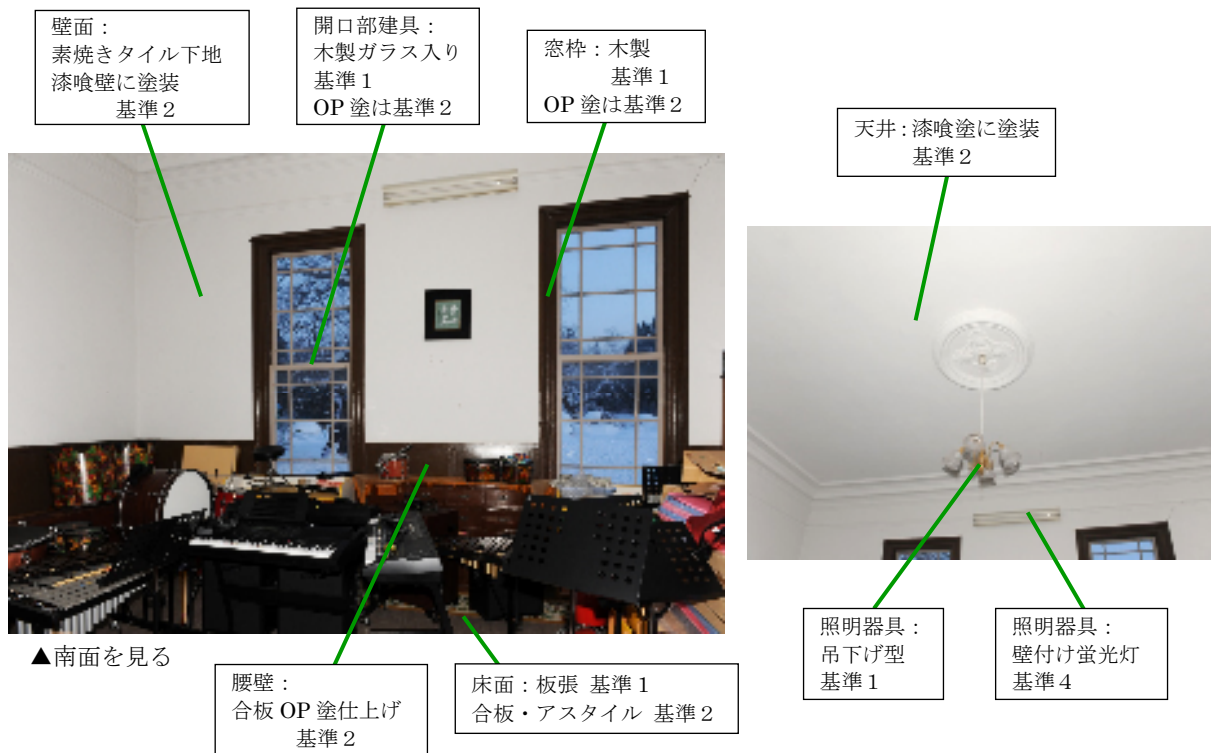
【内部 会場（２）（保存部分）】



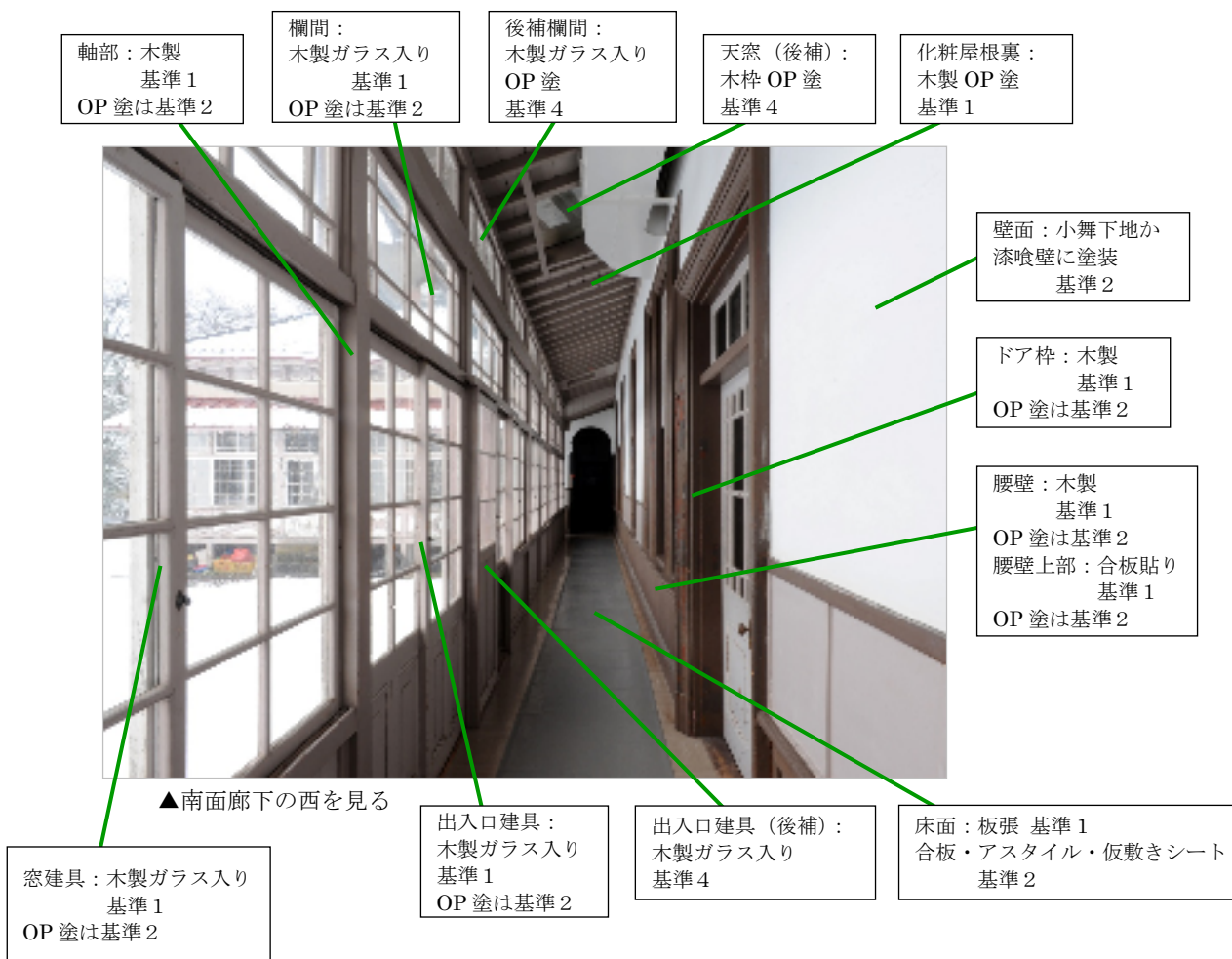
【内部 控室（保存部分）】



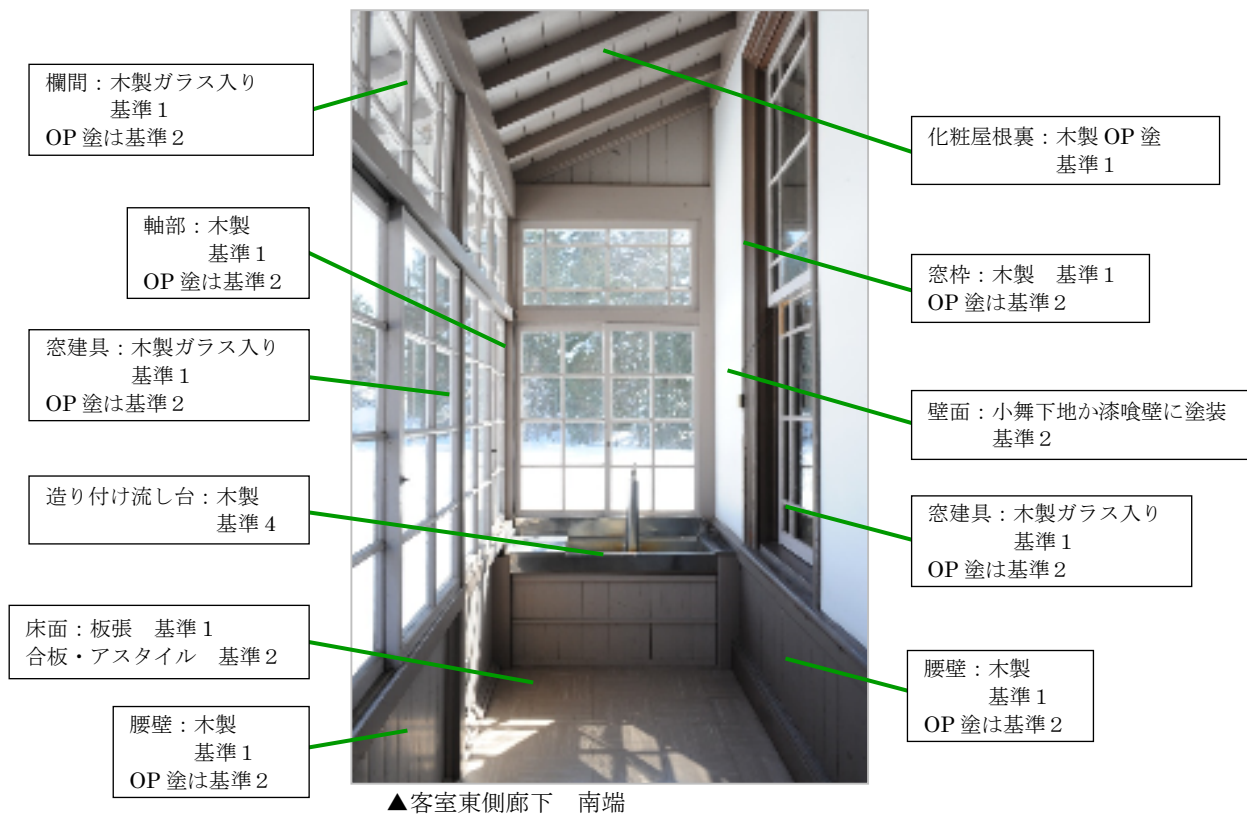
【内部 廊下2（保存部分）】



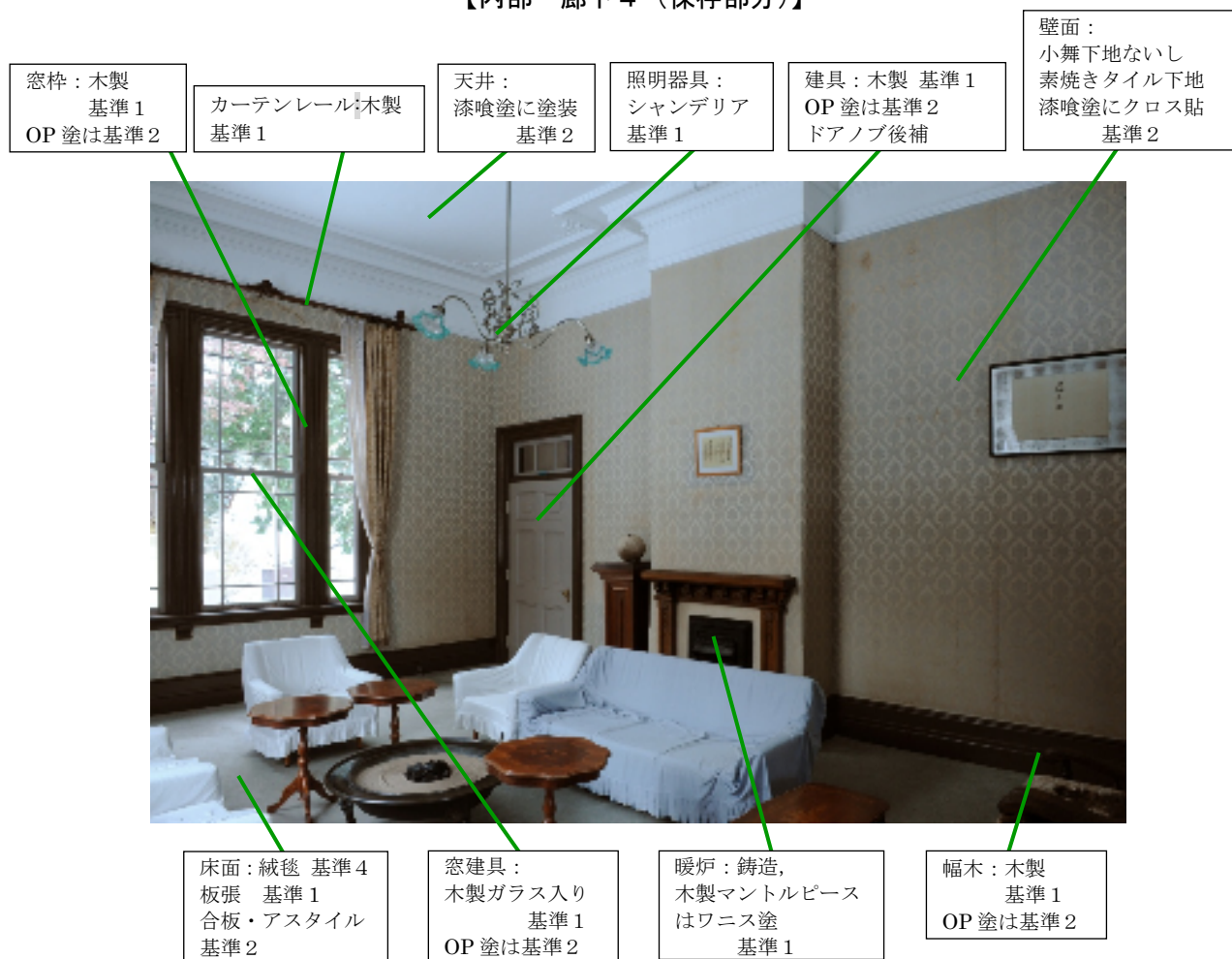
【内部 書籍室（保存部分）】



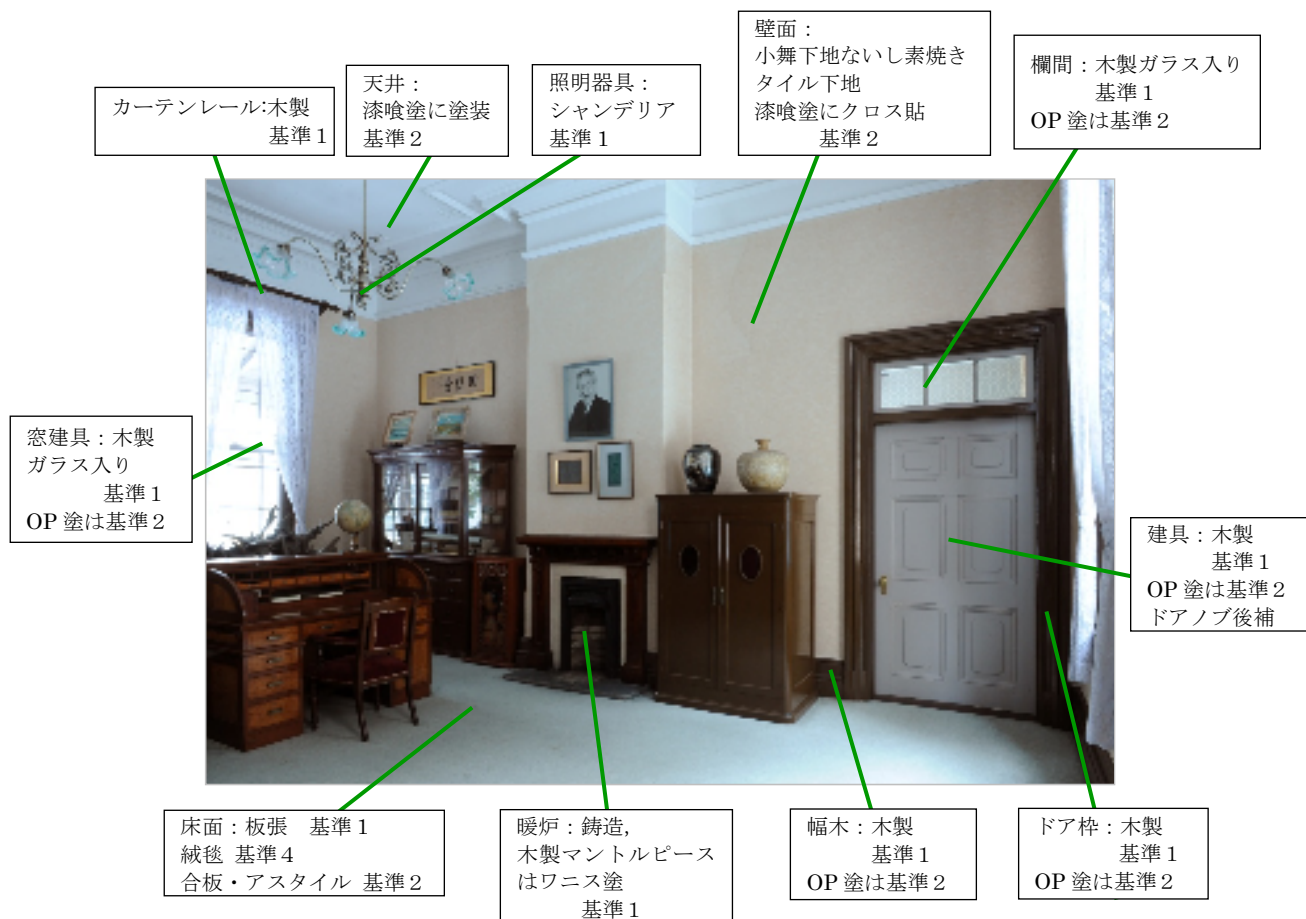
【内部 廊下3（保存部分）】



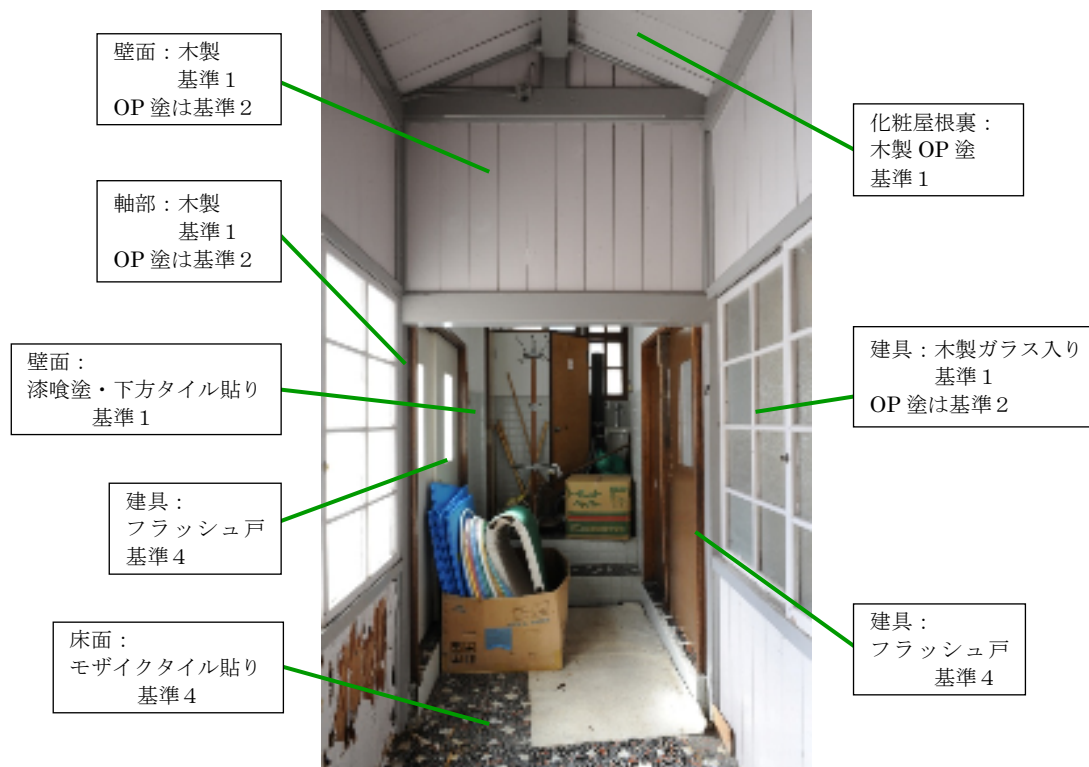
【内部 廊下 4（保存部分）】



【内部 客室 1（保存部分）】

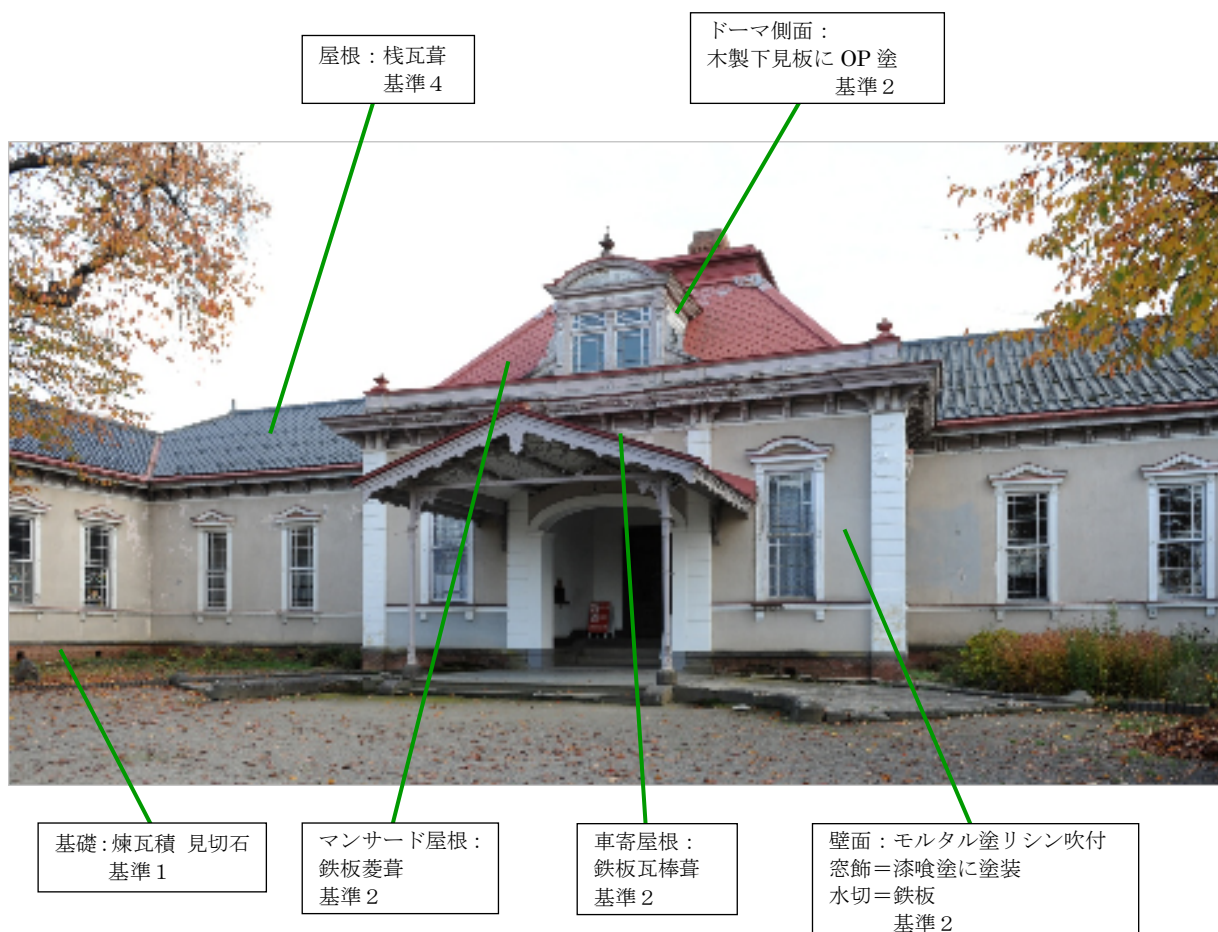


【内部 客室2（保存部分）】

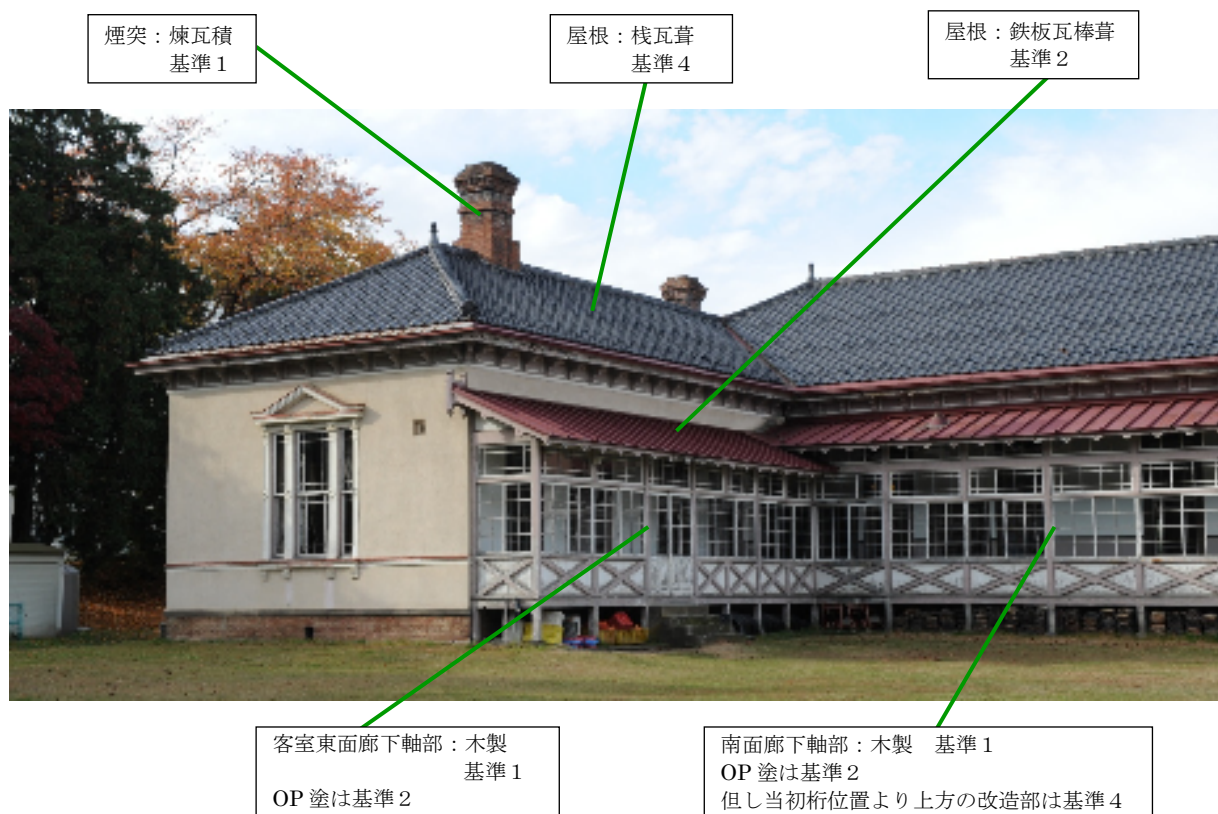


▲西を見る

【内部 旧便所（保存部分）】



【外部 外壁・屋根（保存部分）】



【外部 屋根・背面廊下（保存部分）】



全般：持送り 共木製
基準 1
OP 塗は基準 2

【外部 軒裏（保存部分）】

◆附 門及び煉瓦塀



門柱：大理石
基準 1

※鉄扉（指定外）は後補材

【門柱（保存部分）】



▲正面側

後補の鉄扉・門柱・鉄柵（指定外）

基礎：花崗岩
基準 1

煉瓦積部：
焼成煉瓦
基準 1

笠木・隅石：
花崗岩
基準 1



▲背面側

基礎：花崗岩
基準 1

煉瓦積部：焼成煉瓦
モルタル上塗は基準 4

笠木：花崗岩
基準 1

【煉瓦塀（保存部分）】

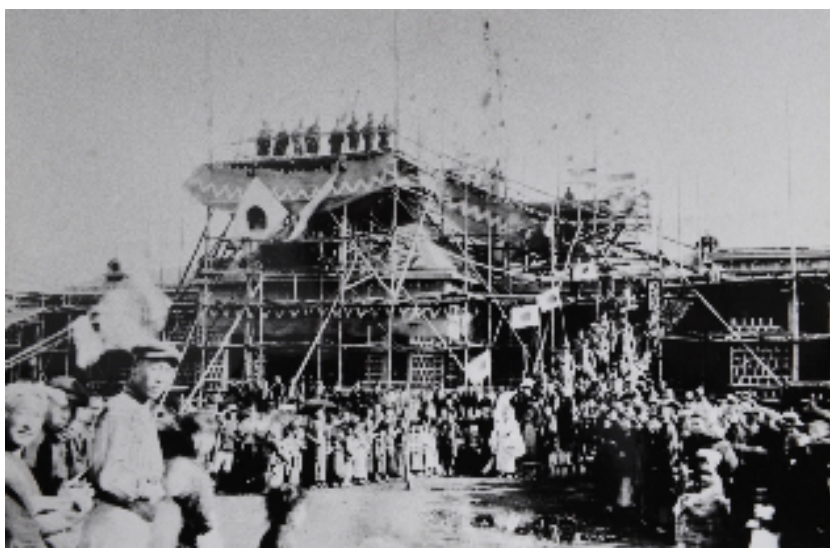
◆（資料）弘前厚生学院所蔵写真



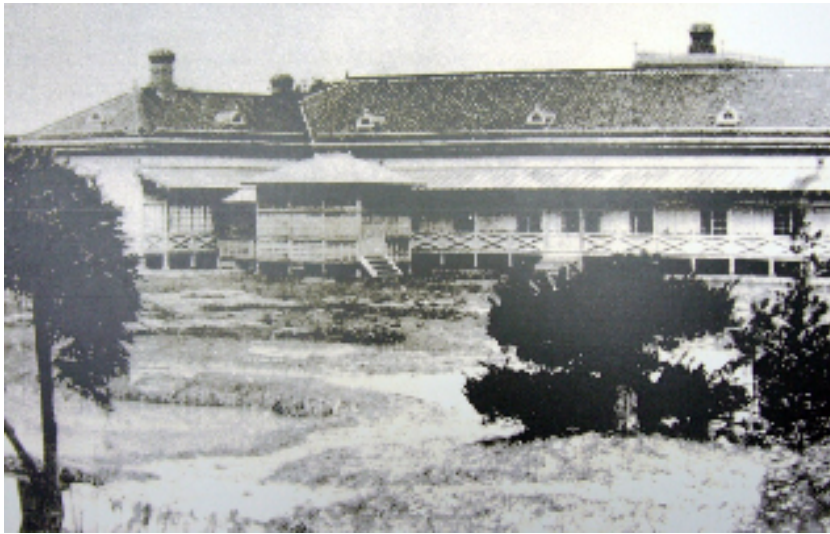
北側全景（竣工間もない頃）



正門（上写真の部分）



上棟式風景（明治 40 年撮影）



南面（明治 41 年頃）



南面全景（現況）

附 2) 弘前厚生学院消防計画書

弘前厚生学院消防計画書

第1章 総 則

（目的）

第1条 この計画は、弘前厚生学院の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び学生、職員の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第2条 この計画は、弘前厚生学院に勤務する職員及び在校生、その他出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者）

第3条 防火管理者は、事務局長大森寛とし、この計画のすべての事務を行うものとする。

（防火管理者の権限及び業務）

第4条 防火管理者は、本計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- （1）消防計画の検討及び変更
- （2）建造物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- （3）消防設備の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- （4）火気の使用又は取り扱いに関する指導
- （5）増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の指導
- （6）学生、職員に対する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成と、その実施指導
- （7）学院長に対する防火管理に関する助言及び報告
- （8）その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の業務について消防署への報告、届け出等を行うものとする。

- （1）消防計画書の提出（改正の都度）
- （2）建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
- （3）増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡
- （4）消防設備等の点検結果の報告
- （5）防災教育指導の要請及び各種訓練の実施報告
- （6）その他法令に基づく諸手続

（防火管理委員会の設置）

第5条 防火管理業務の適正な運営を図るため、学院長を委員長とする防火管理委員会を設置する。

2 委員は、防火管理者をはじめこども学科長、介護福祉科長、記念館長、事務局長をもって構成する。

3 委員会は必要に応じて委員長が召集し、随時開催する。

(審議事項)

第6条 防火管理委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関する事
- (2) 学生、職員の人命安全に関する事
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関する事
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関する事
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関する事
- (6) 震災対策、光化学スモッグ対策に関する事
- (7) 防災教育とその実施方法に関する事
- (8) その他防火管理に関する事

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第7条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

- 2 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、第一校舎、第二校舎、記念館、実習棟の各階ごとに防火担当責任者を、各教室に火元責任者をおくものとする。
- 3 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、防火管理者、防火担当責任者及び火気を使用する教室等の火元責任者をもって自主点検班を組織し定期的に点検検査を実施する。
- 4 防火担当責任者は、第一校舎と第二校舎は事務局長、記念館は館長、実習棟1階から2階は教科担任とする。
- 5 火元責任者は、関係するクラス担任及び教科担任とする。

(防火担当責任者の業務)

第8条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第9条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内(各教室)の火気管理
- (2) 担当区域内(各教室)の諸設備器具の維持管理
- (3) 防火担当責任者の補佐

(自主点検班の業務)

第10条 自主点検班は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査を次の事項に留意し実施する。

- (1) 給湯室等の火気使用状況の適否及び火気使用設備の構造、管理の適否
- (2) 調理実習室、入浴実習室の火気使用器具及び危険物の貯蔵取り扱い状況並びにその管理の適否

- (3) 暖房用ストーブの取り扱い、灰皿等の処置並びに使用後の処理の適否
- (4) 職員室、保健室等における煙突、火気管理の適否
- (5) 各教室等の照明装置の異常の有無
- (6) 防火壁に接する可燃物の有無
- (7) 廊下、階段等の避難上障害となる物品の有無

第 11 条 自主点検班は、消防用設備等の機能を維持管理するため定期的に点検を実施する。

(自主点検の時期)

第 12 条 自主点検は毎月 1 回安全点検日に実施する。なお、平素における外観点検については火元責任者が随時行うものとする。

(有資格者点検)

第 13 条 毎年 4 月、11 月には、点検資格者による電気設備及び消防用設備等の点検、整備を実施する。

(点検検査の記録及び報告)

第 14 条 防火管理者は、点検資格者の意見及び自主点検の結果をまとめ、学院長に報告するとともに「防火管理維持台帳」に記録しておくものとする。

2 学院長は、消防用設備等の点検結果について「消防用設備等点検報告書」を 3 年に 1 回、所轄消防署へ報告する。

(不備欠陥事項の整備)

第 15 条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し、学院長に報告するとともに、必要な支持を得て、その促進を図るものとする。

(火気等の使用制限)

第 16 条 防火管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上、必要があると認めた場合は、そのむね校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止する。

(火災予防上の遵守事項)

第 17 条 火気を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気器具は、指定された場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し、安全を確かめて使用すること。
また、使用後は必ず安全措置を講ずること。
- (3) 火気使用器具の周囲は、常に整理整頓をし、可燃物などを置かない。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水または消火器を用意しなければならない。

2 次の事項を行う場合は、事前に防火管理者の承認を得なければならない。

- (1) 教室等の一部を変更して使用するとき。

- (2) 教室等において、火気使用設備器具の増設または移動するとき。
- (3) カーテン等の設置または交換をするとき。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき。

3 校内において工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提出しなければならない。
- (2) 学生、職員の安全を確保するため、工事を行う区域への立入禁止措置を講じる。
- (3) 消火用水、または消火器を配置すること。
- (4) 指定場所以外では、たき火や喫煙等をさせないこと。
- (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告すること。

4 学校施設を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、防火管理者から火災予防及び避難管理上の指導を受けること。
- (2) 避難口、廊下及び階段や避難通路となる部分に避難上障害となる物品を置かないこと。
- (3) その他、火災予防及び人命安全上必要な措置をとること。

第3章 自衛消防活動

(自衛消防隊の設置)

第18条 自衛消防隊は、学院長を隊長、防火管理者を副隊長、こども学科長を指揮係、介護福祉科長を救護係、記念館長を消火係、その他の所属職員を隊員として編成する。

(隊長等の任務及び権限)

第19条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防隊との密接な連携

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

(自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第20条 自衛消防隊本部は、記念館後方の庭園の安全かつ学生全体を把握できる場所に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、指揮係、救護係、消火係とする。

2 自衛消防隊本部には、防火管理維持台帳及び在校生の名簿等の関係資料を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(通報、連絡、初動体制)

第21条 火災を発見した者は、直ちに職員室に連絡すること。

2 職員室で連絡を受けた職員は、インターホンを活用し、緊急通報を行う。同時に、別の職員が消防署「119番」に通報する。

3 指揮係は、前条の重要書類を持ち出すとともに自衛消防隊本部を設置する。

4 救護係は、救急薬品等を持ち出し自衛消防隊本部に併設して救護所を設置する。

5 副隊長は、直ちに隊長に連絡を取るとともに消火班及び救助班を編成する。

(初期消火活動)

第 22 条 初期消火活動は、副隊長の判断、指揮により消火係が行う。また、火災を発見者が消火器等で消しうると判断した場合は、発見者が直ちに行うものとする。ただし、いかなる場合にでも人命・安全を最優先する。

(避難誘導)

第 23 条 火災発生時における避難誘導は、授業担当教員またはクラス担任が次のとおり行う。避難場所は、原則として自衛消防隊本部（記念館後方の庭園）とする。避難場所における学生等の把握、指示はクラス担任が行う。

(1) 授業中校内出火の場合

- ①授業担当教員は、直ちに授業を中止し、避難指示に備える。
- ②定められた方法で、避難及び避難経路を指示し、避難誘導を行う。
- ③クラス担任は、避難場所に到着後、直ちに人員点呼を行い学院長に報告する。

(2) 休憩中、放課後校内出火の場合

- ①クラス担任は、自分の教室に直行し、混乱を防止するとともに、定められた方法で避難誘導を行う。
- ②避難場所に到着後、直ちに人員点呼を行い、学院長に報告する。

(3) 隣接建物等より出火の場合は上記(1)(2)に準じて避難誘導を行う。

2 第一避難場所の記念館後方の庭園が安全上不適当であった場合には、隊長の命令により、正門前を第二避難場所に定め避難誘導を行うものとする。この場合も、自衛消防隊本部を避難場所に設置する。

(防護安全措施)

第 24 条 避難誘導に際して、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等についてその使用者は、次の安全措施を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖
- (2) 調理実習室、入浴実習室のガス栓の閉鎖及び危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備器具等の使用停止措置
- (4) その他防護安全上必要な措置

(残留学生の救出活動)

第 25 条 救助係は、発災と同時に次の活動を行う。

- (1) 発災の状況に応じて、可能な場合は校舎内に残留者いないか確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、使用可能なときは階段等を利用し、使用不可能な場合は、避難器具等を使用し救出する。

(応急救急活動)

第 26 条 救護係は次の活動を行う。

- (1) 自衛消防隊本部と併設して救護所を設置する。
- (2) 負傷者の応急措置を行うとともに、必要事項について、隊長に報告する。

(3) 救急隊到着後は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるよう努める。

(無人時の対応)

第 27 条 無人時は、次の対応を行うものとする。

(1) 自動火災報知設備の受信機から移報をとり、下記の警備会社へ機械警備を委託する。

警備会社 青森綜合警備保障株式会社弘前支社

電話番号 0172(29)2110

(2) 自動火災報知設備の受信機からの通報により、下記の職員に連絡する。

(正) 防火管理者 大森 寛

(副) 記念館長 鳴海春輝

第 4 章 震災対策

(震災予防措置)

第 28 条 地震による災害を予防するための点検、整備は第 2 章に準じて行うものとする。点検にあたっては次の事項に留意し実施する。

(1) 建物及び建物に付随する工作物の倒壊、落下危険の有無

(2) TV、ロッカー、書棚、戸棚、靴箱等の転倒危険の有無

(3) 高所に不安定な物品をおく場合の落下防止措置の確認

(4) 演習室等の各種器具、薬品による災害防止措置の確認

2 地震後は、校舎全般にわたり建物、火気使用器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。

3 防火管理者は、各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給を指示する。

4 震災に備え、医薬品、携帯用拡声器等を常に持ち出せるよう職員室に準備しておく。

(避難場所の指定)

第 29 条 避難場所は、第一避難場所を記念館前、第二避難場所を正門前に指定する。

(地震時の活動)

第 30 条 地震が発生した場合の基本行動は、第 3 章に定めることのほか、次のとおりとする。

措置区分	隊長等の基本行動	隊員等の基本行動
第一措置	初動態勢に必要な指示命令を行う。	1. 地震発生と同時に学生を机の下などに身をかくさせ指示を待つ。 2. 出入口の戸を開け火気使用器具の始末を行う。

措置区分	隊長等の基本行動	隊員等の基本行動
第二措置	校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の命令をインターホンにより通報する。	1. 教室内外の状況を確認し、避難の準備を行い、避難経路を確認する。 2. 避難命令に基づき、防護措置をとらせて避難する。
第三措置	避難終了の確認を行い、次の行動を判断する。	1. 避難完了後直ちに人員を確認し異常の有無を報告し、次の指示を待つ。

(災害予防措置)

第 31 条 光化学オキシダント発生による被害防止のため、予報、情報等を受けた場合には、直ちに次の措置をとるものとする。

- (1) 第 1 情報発令の場合は、学校行事、授業等の変更を考慮しその準備にあたる。
- (2) 第 2 情報発令の場合は、現に屋外で活動しているときは、指導計画を変えるなどをして過激な運動は避ける。また、発令中日課の終わった学生は速やかに帰宅させる。
- (3) 注意報発令の場合は、屋外で活動している場合は、中止して屋内に入れる。また、なるべく戸外に面した窓は閉め、健康状態に留意し、不調者は速やかに申し出るよう指導する。なお、発令中日課の終わった学生は速やかに帰宅させる。ただし、濃度上昇中で警報に変わるおそれのある場合は学院に待機させる。
- (4) 警報発令の場合は、窓は完全に閉め、特に異常者の発見と処置にあたり、日没とともに解除されるので警報中は待機させる。

(被害者の応急措置)

第 32 条 目やのどの痛みに対しては、水道水で洗眼やうがい进行させ、呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状がある場合には、直ちに医療機関へ搬送する。

第 5 章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第 33 条 防火管理者は、職員に対する防災教育を次の基本事項に基づき実施する。

- (1) 消防計画に定める遵守事項
- (2) 学生に対する防災教育及びその指導方法
- (3) 火災及び震災等の災害時における任務及び責任
- (4) その他災害予防上必要な事項

2 クラス担任は、学生に対し次の防災教育を実施するよう務める。

- (1) 火災及び地震等による災害の基本知識
- (2) 地震の発生する要因
- (3) 煙及びガス等の危険
- (4) 油類による火災発生危険
- (5) 火災を予防するための基礎知識
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性

(7) 学校周辺の地理的現況、その他災害予防上必要な事項

3 防火管理者は、職員、学生の防災意識を高めるために次の事項を行うものとする。

(1) 防災に関するポスター、パンフレット等の作成

(2) 保護者等への啓発

(3) 消防署と密接な連絡を図りながら啓発活動

(防災訓練の実施)

第34条 防火管理者は、職員に対する各種訓練計画及び学生の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成する。

(避難訓練時の基本行動)

第35条 訓練時の学生がとる基本行動は次のとおりとし、災害時には自然に行動できるように訓練し、習熟させるものとする。

災害種別等	学生の基本行動
授業中に火災発生	1. すべての行動をやめる。 2. 先生の指示に従い避難し、身勝手に行動しない。 3. 煙が出ている場合は、身を低くして、ハンカチなどを使って煙を吸わないようにする。 4. 静粛に、落ち着いて、素早く避難場所に避難する。 5. 避難場所では、整列して静粛にする。
休憩中・放課後に火災発生	1. 校舎内にいるときは、職員室及び先生の指示により避難する。避難の途中は、教室等に引き返さない。 2. 校舎外にいるときは、特別な指示がない限りは、速やかに避難場所に避難する。
授業中に地震発生	1. すべての行動をやめ、机の下に身を入れ頭部を防護する。 2. 先生の指示に従い避難し、身勝手に行動しない。 3. 避難の際は、頭を防護しながら、落下物等に注意する。 4. 静粛に、落ち着いて、素早く避難場所に避難する。 5. 避難場所では、整列して静粛にする。
休憩中・放課後に地震発生	1. 教室にいるときは、すべての行動をやめ、机の下に身を入れ頭部を防護する。
休憩中・放課後に地震発生	2. 廊下にいるときは、窓から離れ、落下物に注意して中央部で頭部保護して身を伏せる。 3. トイレにいるときは、ドアを解放し、落下物に注意しその場で待機する。 4. 校舎外にいるときは、建物から離れ、安全な場所で頭部を保護し身を伏せる。 5. 特別な指示がない限りは、地震が沈静化したならば、速やかに避難場所に避難する。

(消防機関への指導要請及び報告)

第 36 条 防火管理者は、消防訓練（避難、通報、消火訓練）を年 1 回以上実施する場合は、訓練を実施する際には、事前に「消防訓練通知書」により東消防署に通知するとともに必要に応じて、指導の要請を行うものとする。

(訓練結果の検討)

第 37 条 防火管理者は、防災訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

第 6 章 その他の災害対策

(水災時の措置)

第 38 条 台風、豪雨等で被災が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 隊長（学院長）は人命安全上の必要に応じる臨時休校等の措置を行う。
- (2) 防火管理者の指示のもとに、全職員で校内の異常の有無を点検し、必要に応じて補強等の安全対策の措置を行う。
- (3) 防火管理者は、市及び防災機関等から必要な情報の収集を行うとともに、周囲の被害状況を把握し、学院長及び職員に報告する。

附則

消防用設備器具配置図及び避難経路図を添付する。

この消防計画は、平成 27 年 11 月 1 日から改正施行する

附 3) 保存修理工事着手前図面

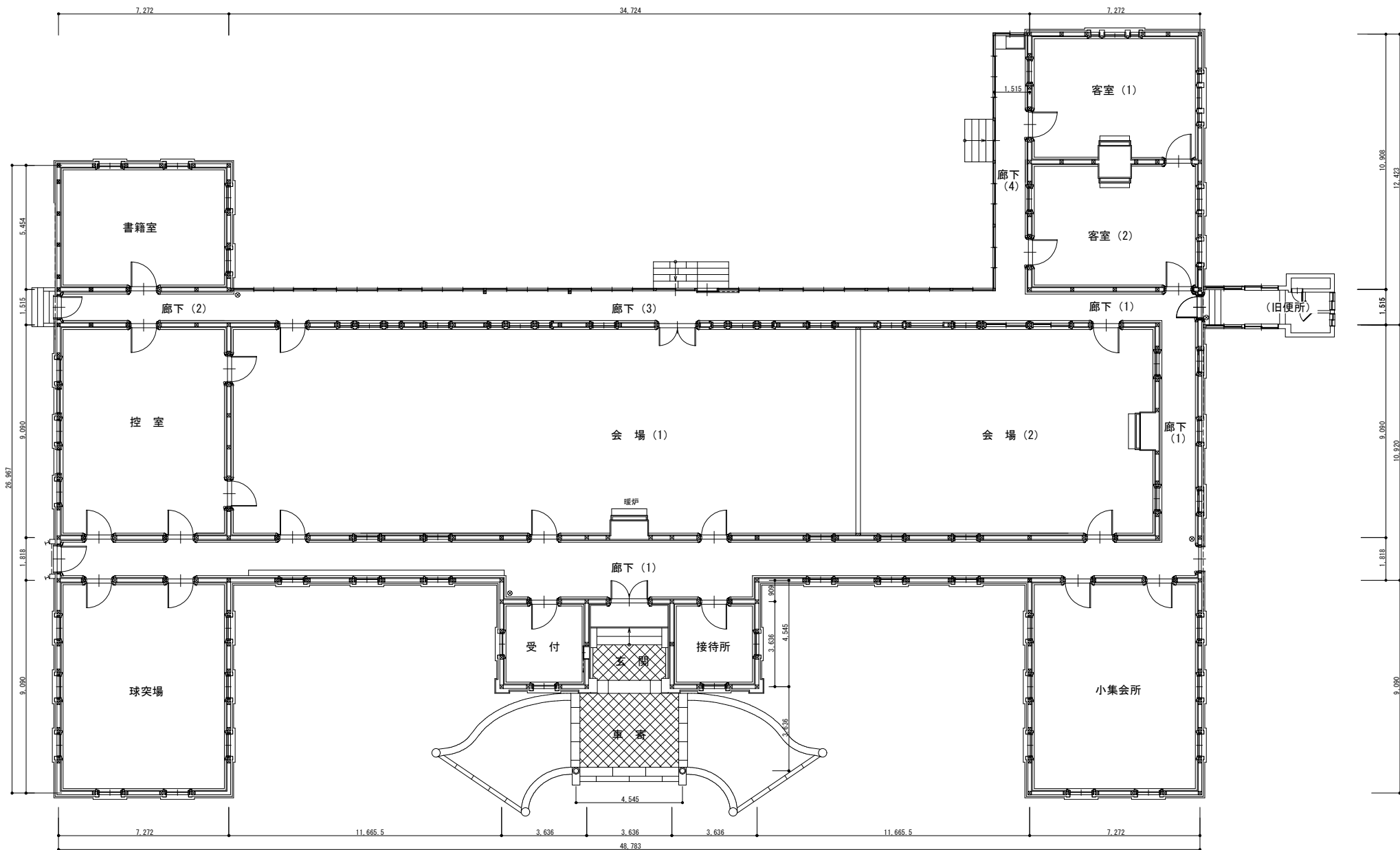


图20 平面图

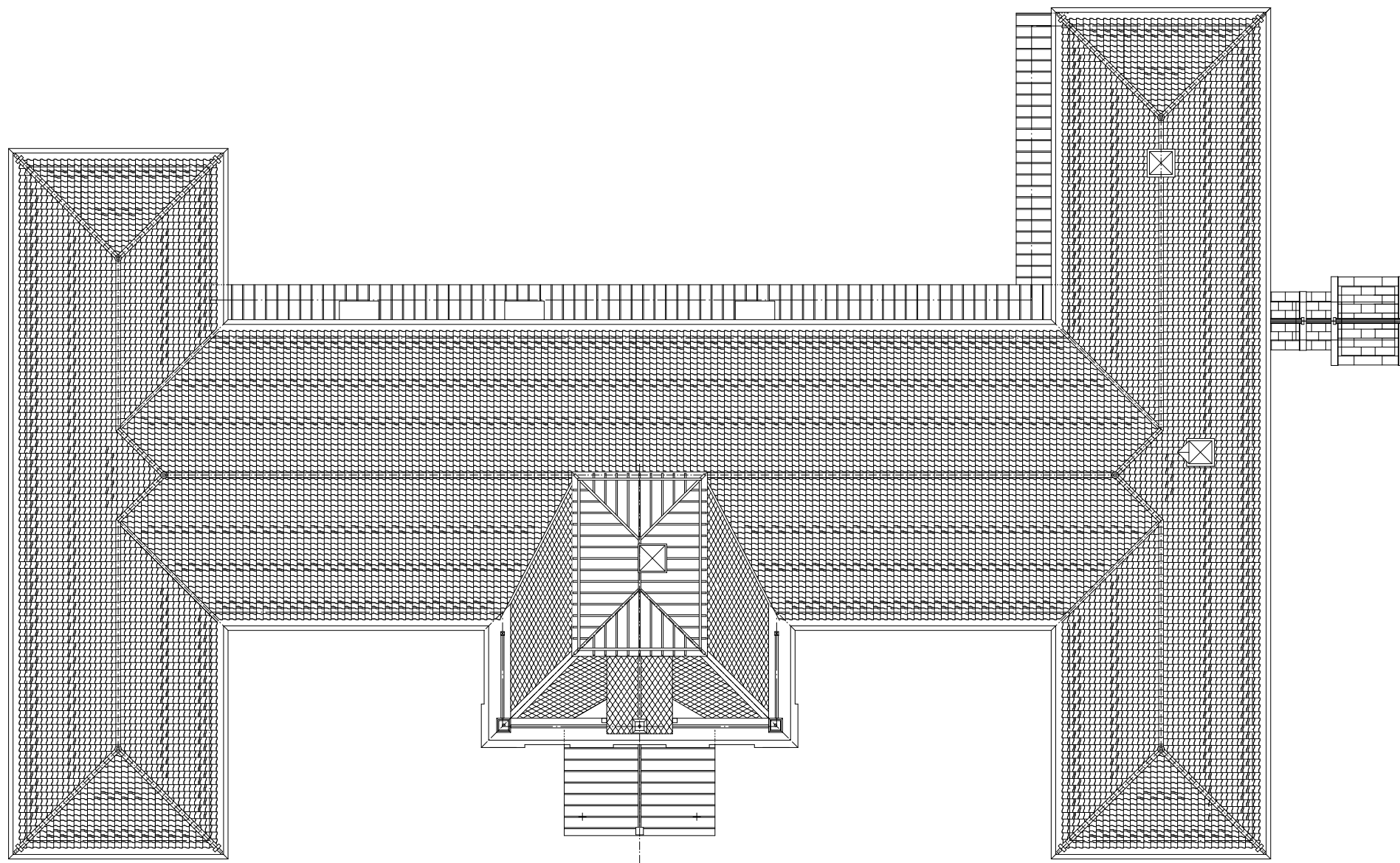


图21 屋根伏図

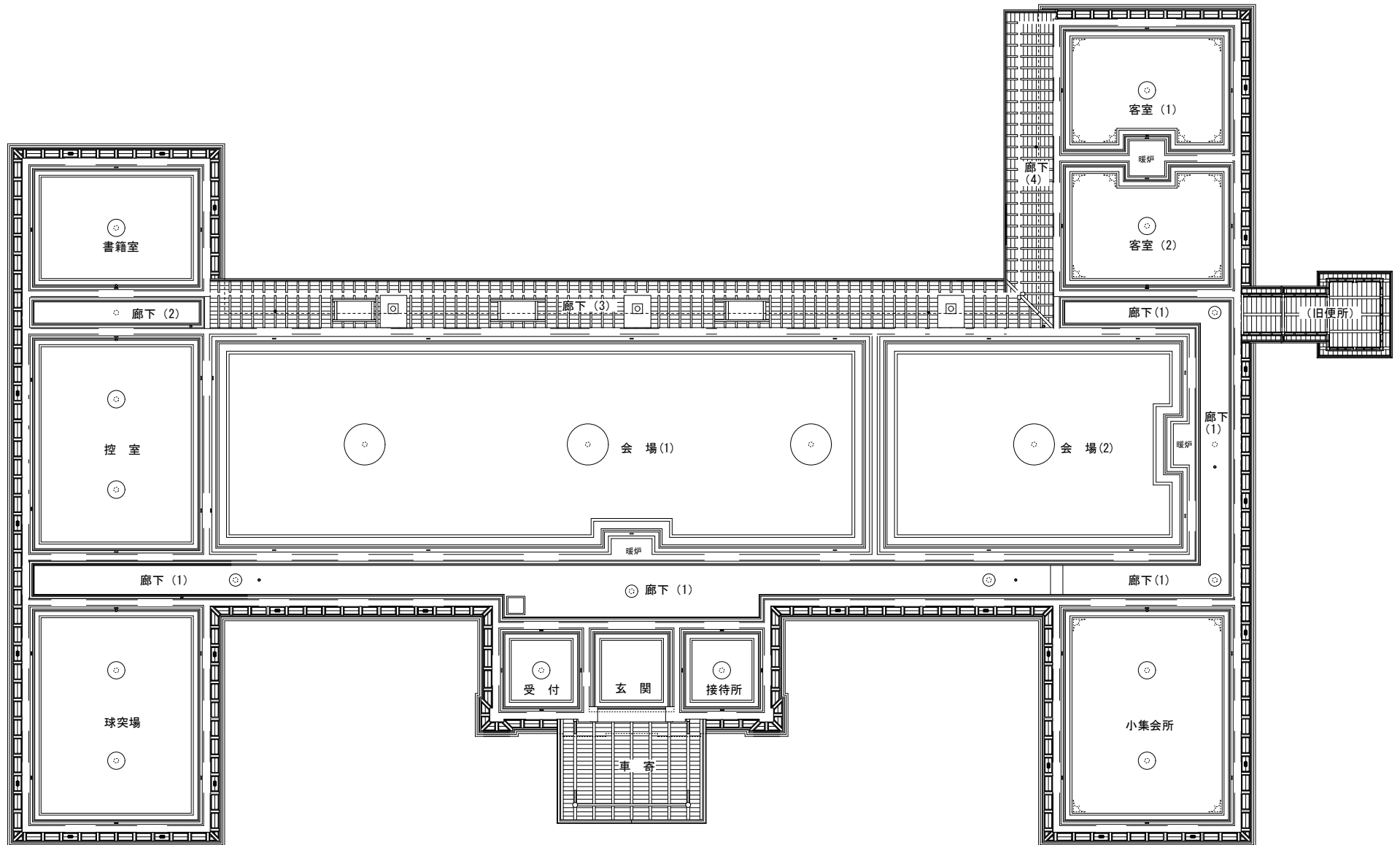
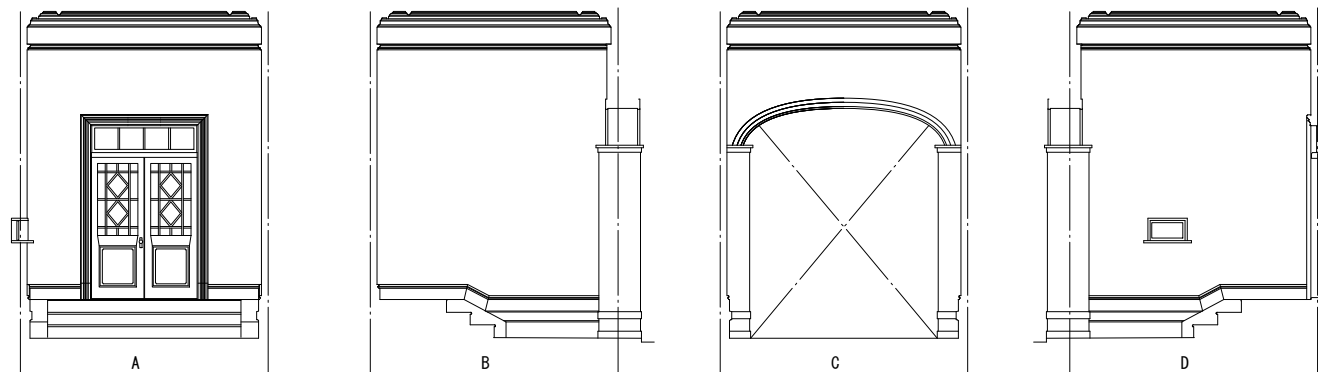


図22 天井伏図

玄関



廊下(1)

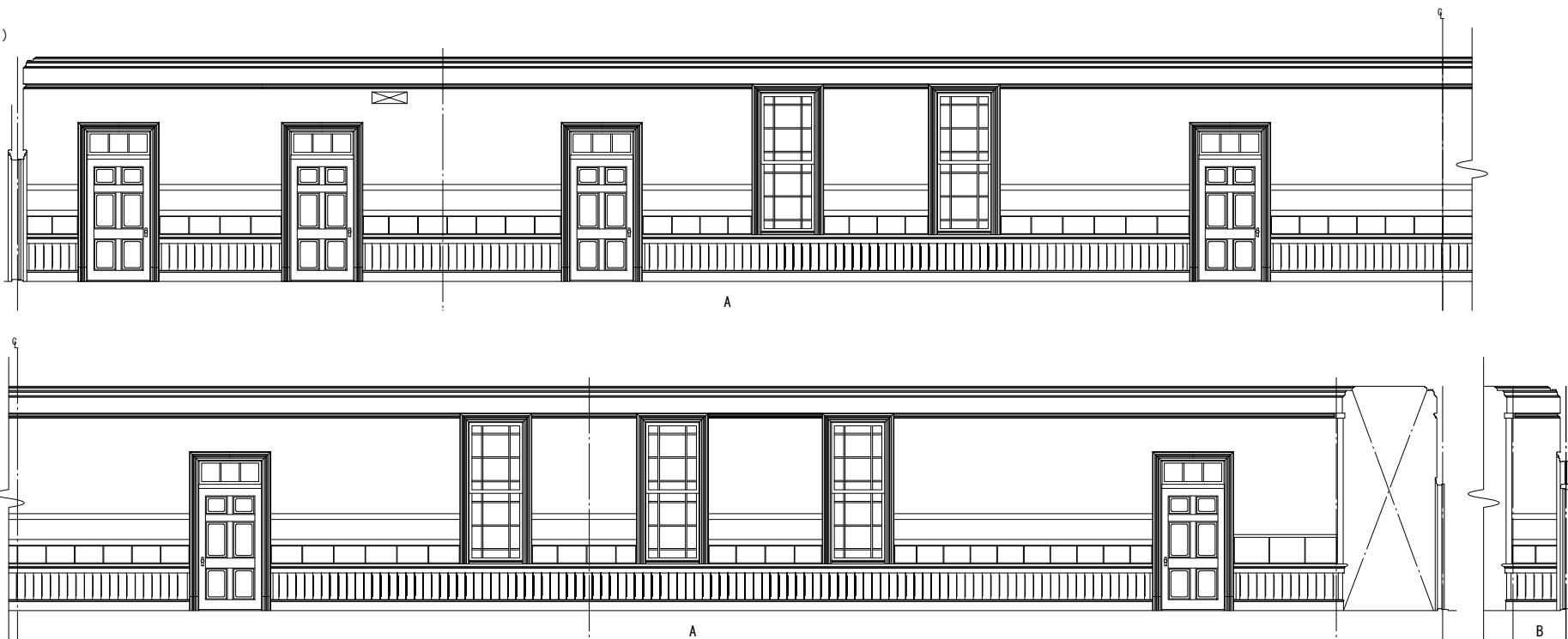


図23 展開図 1

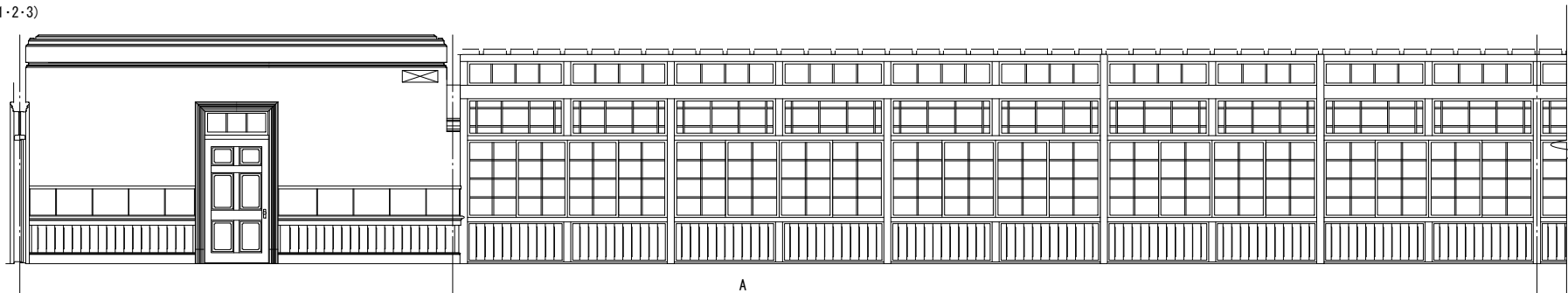
廊下(1)



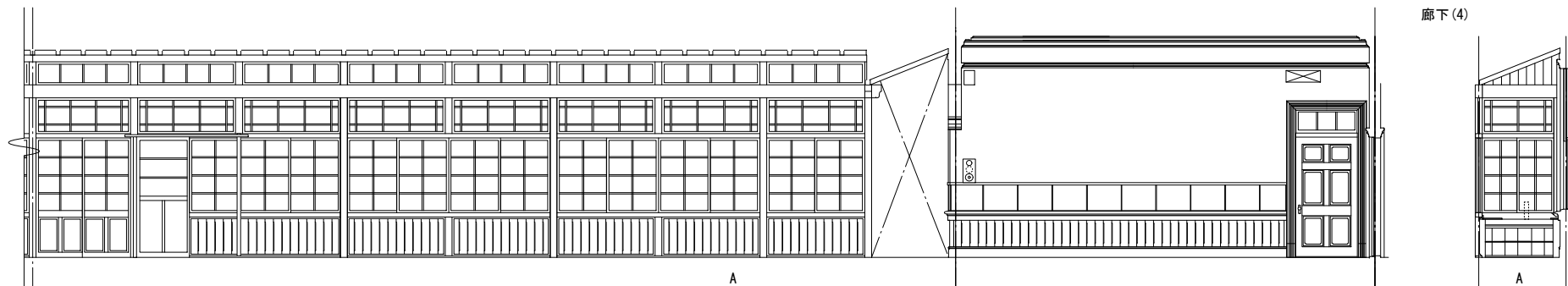
図24

展開図 2

廊下(1・2・3)



83



廊下(4)

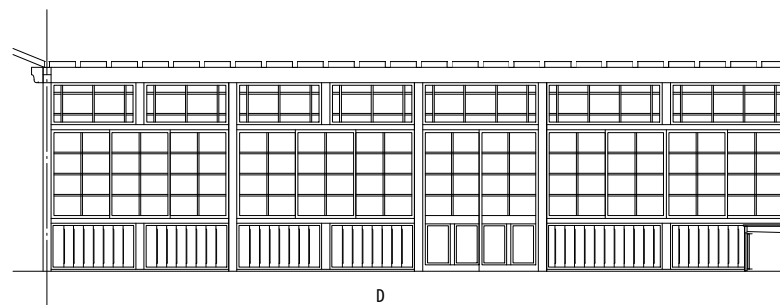
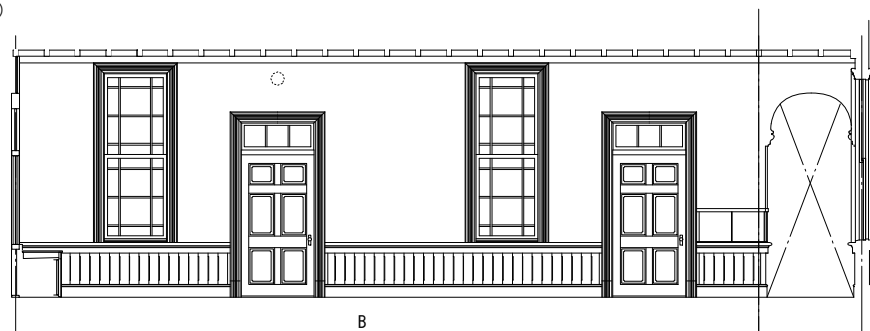


図25

展開図 3

廊下 (1・2・3)

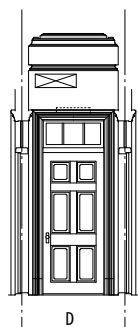
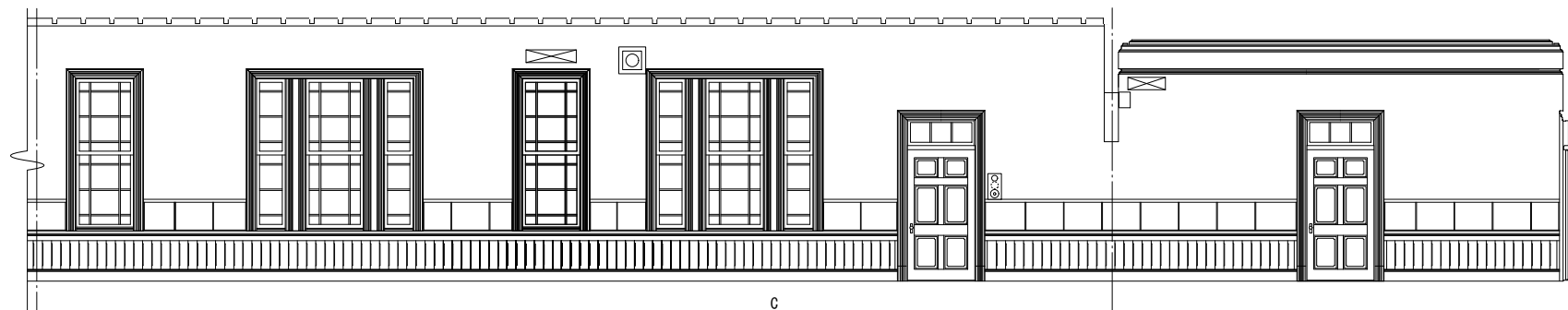
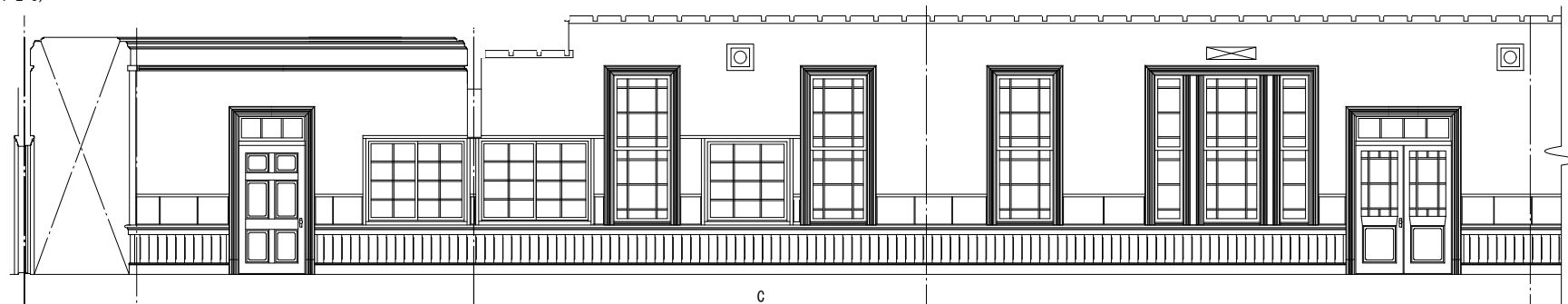


図26 展開図 4

会場(1)

85

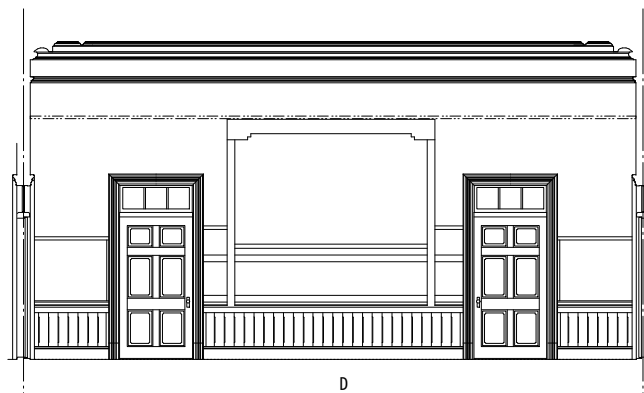
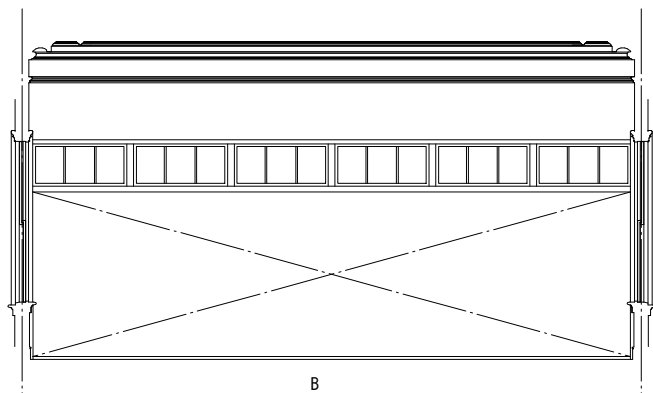
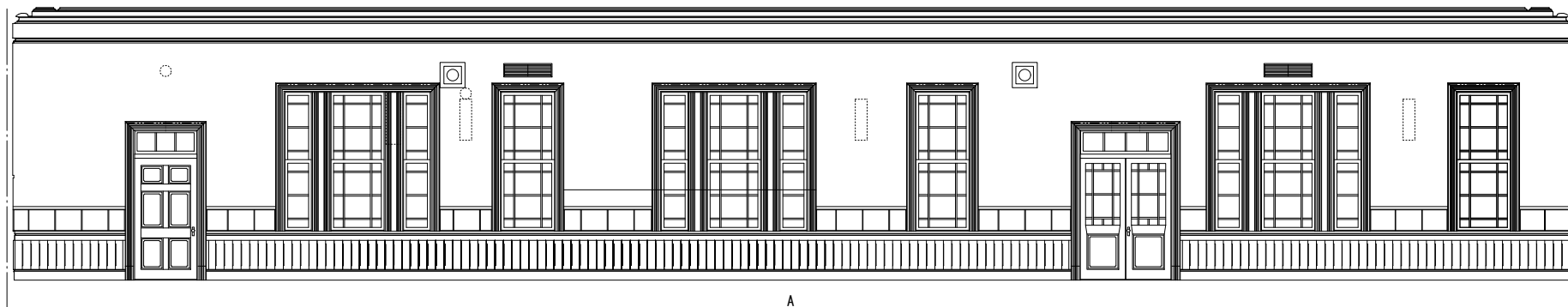


図27 展開図5

会場(2)

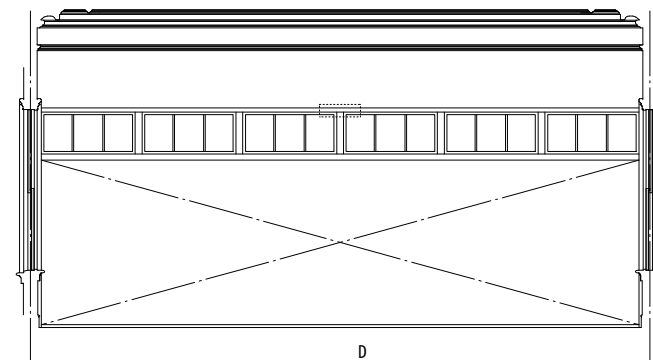
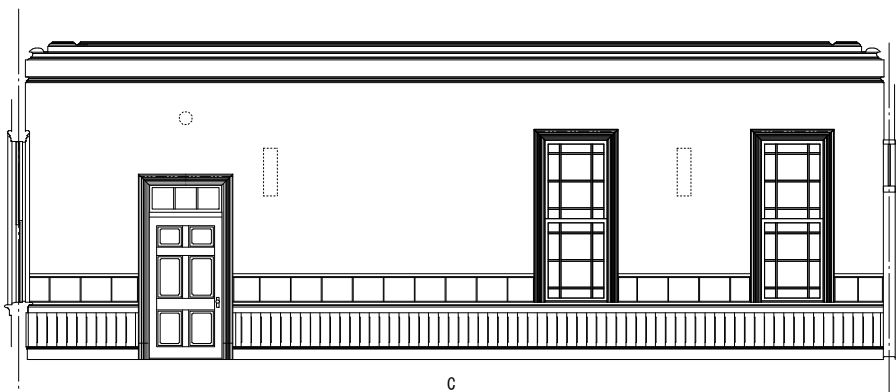
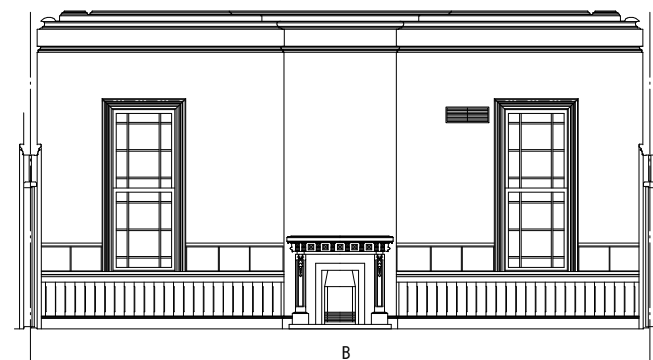
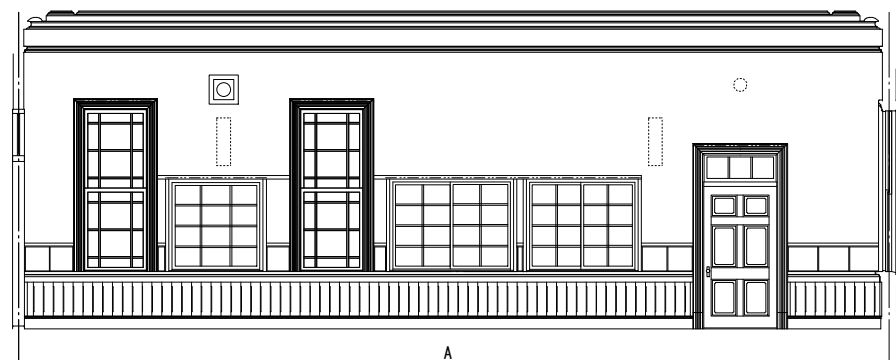
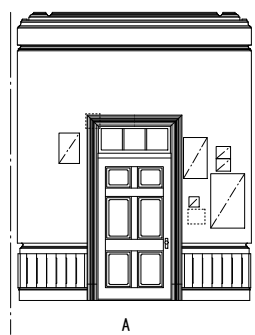
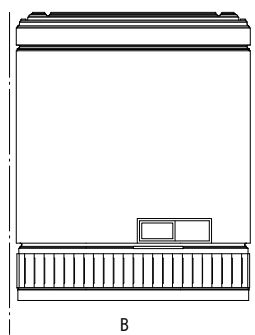


図28 展開図 6

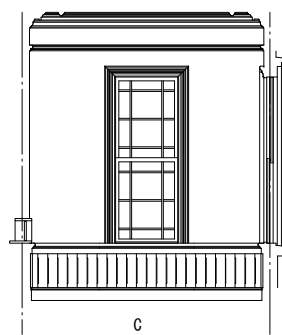
受 付



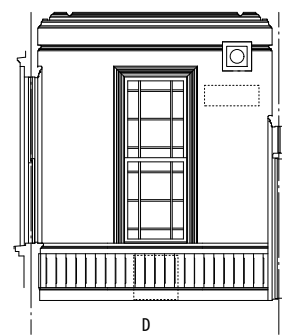
A



B

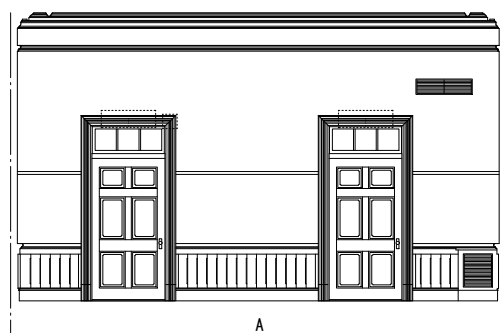


C

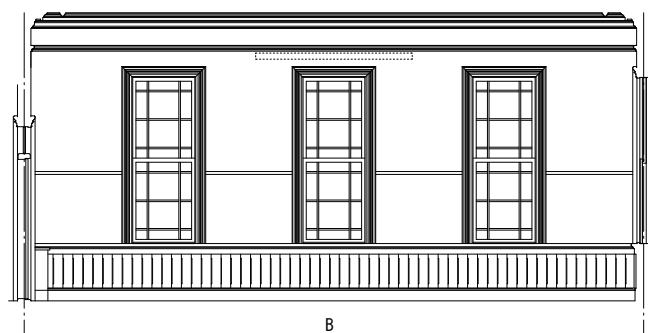


D

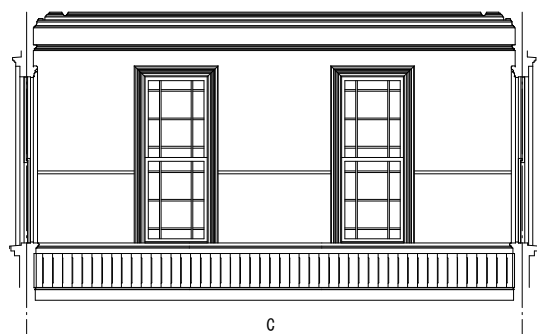
球突場



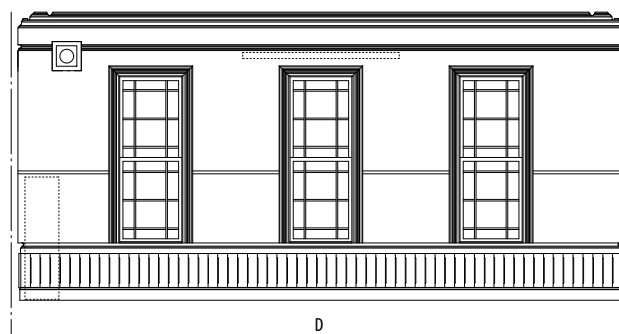
A



B



C

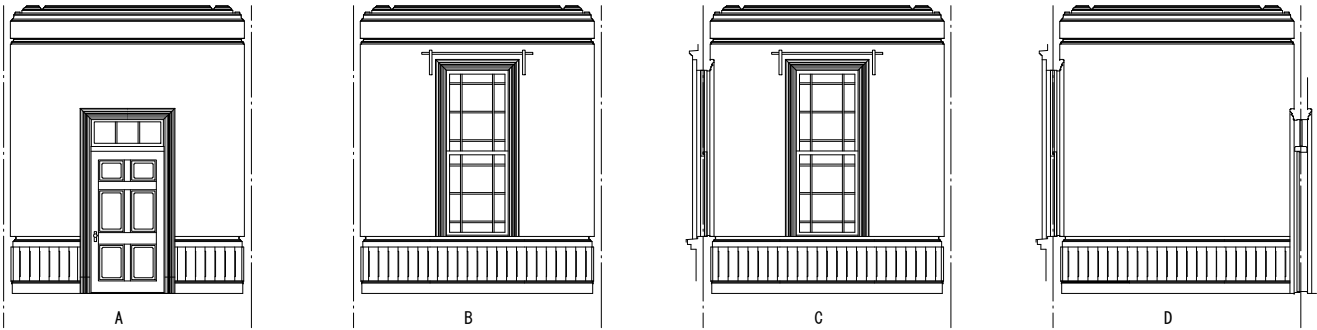


D

図29

展開図 7

接待所

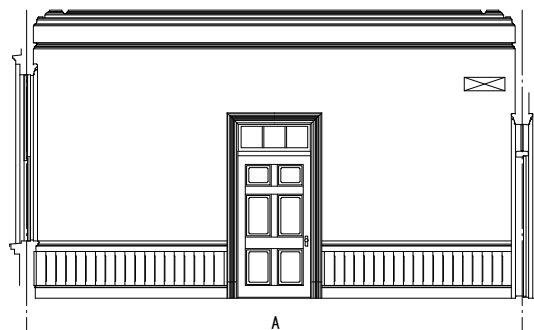


小集会所

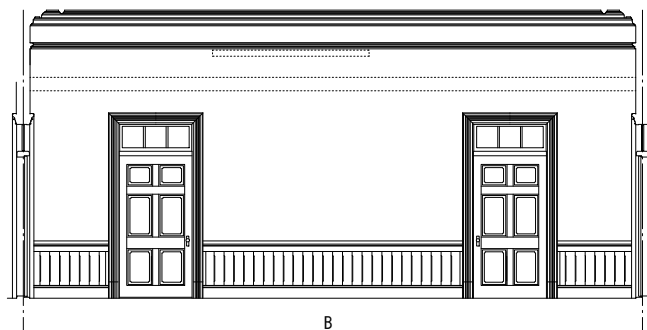


図30 展開図 8

控室



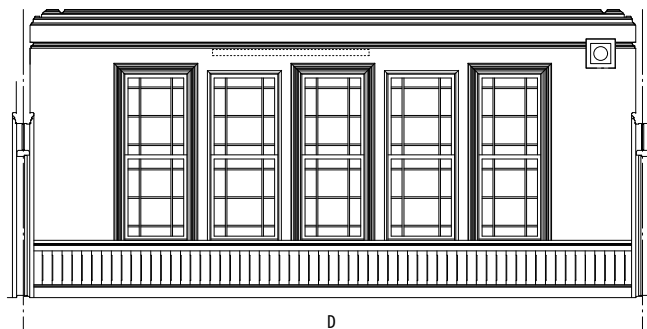
A



B

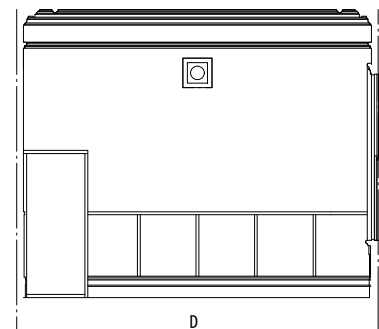


C



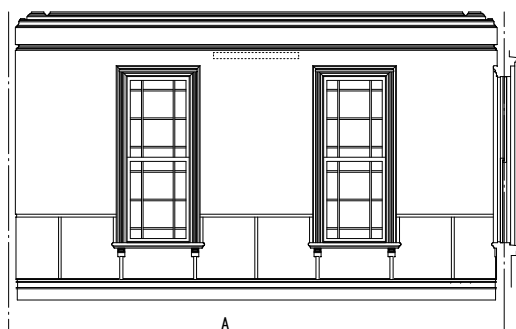
D

書籍室

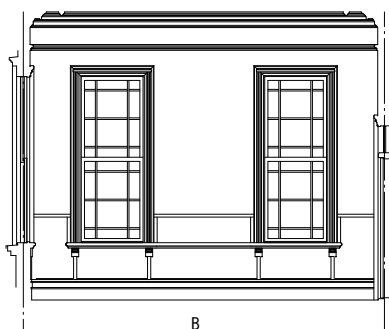


D

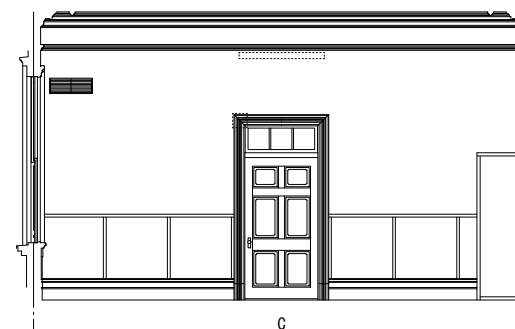
書籍室



A



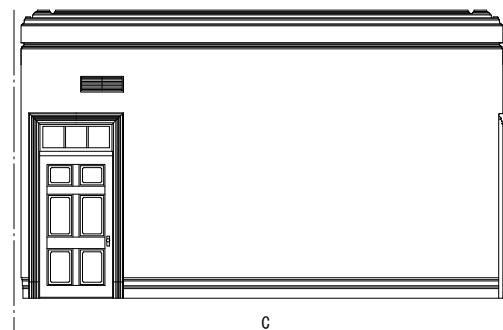
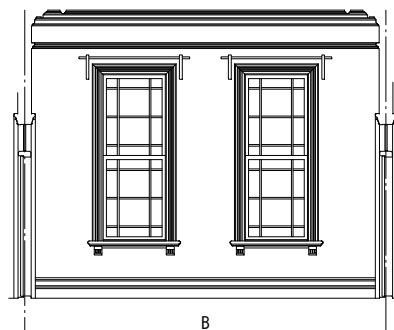
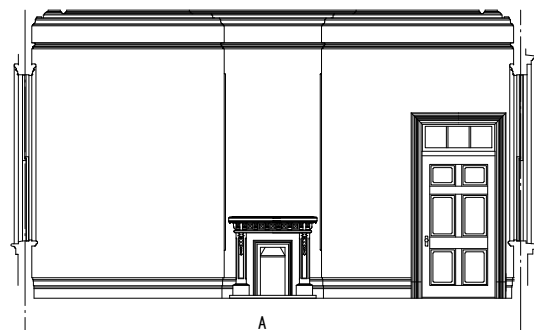
B



C

图31 展開図 9

客室 (2)



客室 (1)

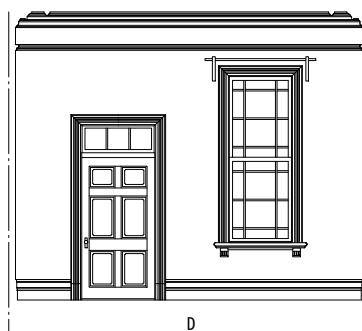
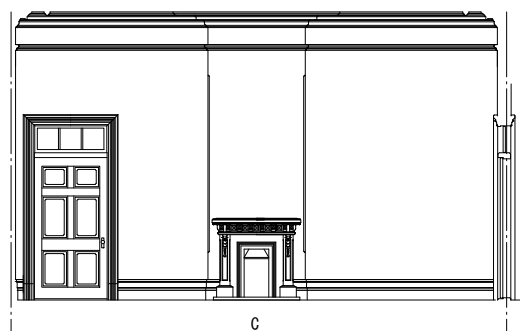
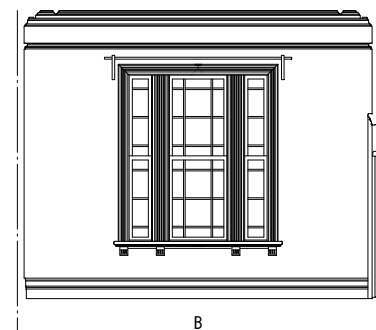
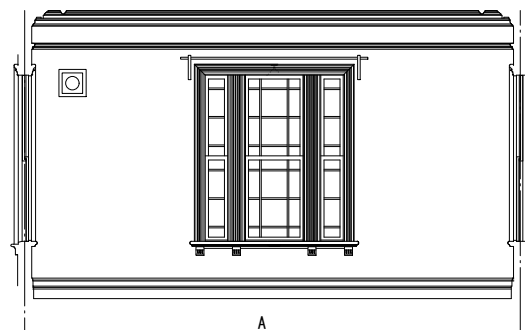
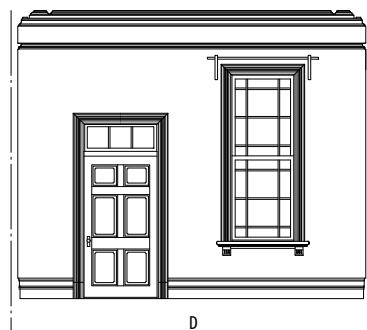


図32

展開図10

重要文化財旧弘前偕行社保存活用計画策定報告書

平成 24 年(2012) 3 月発行

平成 27 年(2015)11 月改訂

発行

学校法人 弘前厚生学院

〒036-8185 青森県弘前市大字御幸町 8 番地 10

電話 0172-33-2102

編集・執筆

協同組合 弘前文化財建築研究所

〒036-8217 青森県弘前市大字茂森町 176 番地 3

電話 0172-34-3771

